

### 3 総務委員会関係

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 防 | 災 | 危 | 機 | 管 | 理 | 室 |
| 企 | 画 | 政 | 策 | 部 |   |   |
| 総 |   | 務 |   | 部 |   |   |
| 情 | 報 | 政 | 策 | 推 | 進 | 部 |
| 財 |   | 務 |   | 部 |   |   |
| 市 | 民 | 生 | 活 | 部 |   |   |
| 総 | 合 | 事 | 務 | 所 |   |   |
| 出 |   | 納 |   | 室 |   |   |
| 消 |   | 防 |   | 局 |   |   |



# 防 災

## 1 防災体制の強化

本市は、斜面都市という地形上、大雨や台風などの際は、がけ崩れや浸水被害が発生しやすい都市構造をもっており、昭和 57 年の「7.23 長崎大水害」、平成 3 年の「台風 17・19 号」により大きな被害を受けた。

そこで、このような風水害や平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年 1 月の能登半島地震などを教訓にして、災害が発生した場合の情報収集や人命救助を最優先する初動体制の確保を図っている。

また、避難指示等の発令に関する具体的な判断基準を定め、避難情報を的確に提供することにより、地域住民の災害時における円滑な避難の確保に努めるとともに、市民に対する防災情報等の伝達のため防災行政無線などを整備している。

一方、地域住民が自分たちの住んでいる地域の危険箇所や避難所などを確認するとともに、災害時の避難経路などをみんなで話し合いながら作成する、地域防災マップづくりやコミュニティタイムラインの作成に取り組んでいる。

あわせて、市民に対しては、防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に努めている。

### (1) 防災行政無線の設置

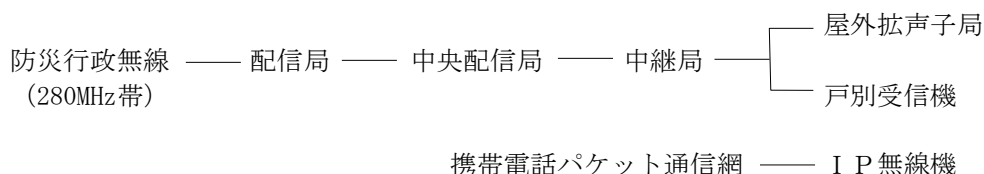
#### ア システムの概要

本市の防災行政無線設備については、長崎大水害後の昭和 59 年に開局し、整備が行われてきたが、電波法令等の改正により、これまでの規格では使用できなくなったことから、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて、アナログ方式からデジタル方式へ切り替える整備工事を行った。

デジタル化された設備においては、消防局及び旧行政センターであった地域の地域センターに配信局を設置し、公園等に設置した屋外拡声子局のスピーカーを通して気象情報や災害時の情報及び行政広報等を放送するとともに、戸別受信機を早めの避難が必要な方や避難の支援が期待される方に無償貸与しているが、令和 7 年 6 月に、貸与対象の拡大や手続きの簡素化を行い貸与台数の拡大を図り、情報伝達の徹底を期している。

また、災害時における情報共有手段としては、大規模災害時には通信回線の輻輳による通信障害の発生が予想されるため、輻輳しにくい I P 無線機を災害拠点となる各総合事務所や地域センターへ配備し、情報収集、救援活動等の円滑・迅速化を図っている。

#### ◎システムの構成



#### イ 経緯

昭和 59 年 4 月 防災行政無線 (60MHz帯) 開局  
平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月 市町村合併により新たに合併町分を引き継ぐ

平成 27 年 4 月  
令和 4 年 3 月

防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業開始  
防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業完了

(2) 自主防災組織の結成状況等

ア 自主防災組織の結成

令和 8 年 4 月 1 日現在、607 の自治会、2 の連合自治会、1 の地域コミュニティ連絡協議会で自主防災組織が結成されており、結成時には、防災活動に必要な資機材を 32 品目の中から地域の実情にあわせて選択していただき、現物支給している。なお、ヘルメットなどの 5 品目については必須としている。

| 番号 | 防災用資機材   | 点数 |
|----|----------|----|
| 1  | コーンヘッド   | 3  |
| 2  | カラーコーン   | 4  |
| 3  | 腕章       | 6  |
| 4  | ウォータータンク | 8  |
| 5  | ※懐中電灯    | 8  |
| 6  | 石み       | 9  |
| 7  | ヘッドライト   | 11 |
| 8  | 折込のこ     | 12 |
| 9  | 鎌        | 14 |
| 10 | 延長コード    | 14 |
| 11 | ※ヘルメット   | 16 |
| 12 | スコップ     | 16 |
| 13 | 誘導用ライト   | 16 |
| 14 | ブルーシート   | 17 |
| 15 | ベスト      | 18 |
| 16 | 充電式ラジオ   | 20 |
| 17 | バール      | 21 |

| 番号 | 防災用資機材    | 点数  |
|----|-----------|-----|
| 18 | ガストーチ     | 21  |
| 19 | つるはし      | 23  |
| 20 | ※避難誘導用ロープ | 23  |
| 21 | 格納ボックス    | 40  |
| 22 | 屋外作業灯     | 41  |
| 23 | リュックサック   | 45  |
| 24 | 搬送用 1 輪車  | 62  |
| 25 | 脚立        | 69  |
| 26 | ホワイトボード   | 93  |
| 27 | 救急箱セット    | 121 |
| 28 | ※拡声器      | 126 |
| 29 | ※担架       | 132 |
| 30 | トランシーバー   | 137 |
| 31 | 災害工具セット   | 142 |
| 32 | 搬送用 2 輪車  | 158 |

- ・※印の防災用資機材は必須品目
- ・必須品目を含めて合計点数が 600 点以内になるように選択

イ 長崎市民防災リーダー、ながさき防災サポーターの養成

地域の防災力向上を図るため、防災に関する知識、技能等を修得した長崎市民防災リーダーの養成に平成 21 年度から取り組んでおり、令和 8 年 4 月 1 日現在、1,361 名を認定している。

長崎市民防災リーダーには、地域の防災訓練や防災マップづくりへの参加、訓練の計画立案や避難行動要支援者の避難体制の支援など、地域防災の推進役となっている。

また、自分や家族のために、防災や救命などの知識を学ぶ、ながさき防災サポーターを令和 8 年 4 月 1 日現在、100 名を認定している。

### (3) 避難所等

#### ア 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した居住者等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または、被災して家に戻れなくなった居住者等を一時的に滞在させるための施設で、現在、公民館や学校体育館等の公共施設を中心に、自治会公民館等の民間施設も含めて、265 箇所を指定している。

このうち、大規模災害等が発生した際に行き先がない避難者が、仮設住宅等に入居するまでの中長期にわたる避難生活ができる環境・設備を備えた 42 箇所を、拠点避難所として選定している。

また、市と自治会等が覚書を交わし、避難所要員（市職員）と地域の方が連携して避難所の迅速な開設や運営を行うことで、地域住民が安心して避難できる体制を確立するため、地域と連携した避難所として、58 箇所で覚書を締結している。

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

| 種 類     |                                        | 構 造       |         |
|---------|----------------------------------------|-----------|---------|
|         |                                        | 鉄 筋・鉄 骨   | 木 造     |
| 公 共 施 設 | 公立の学校<br>市立の公民館<br>その他                 | 箇所<br>159 | 箇所<br>2 |
| 民 間 施 設 | 私立の学校<br>自治会の公民館<br>私立の幼稚園<br>寺、教会、その他 | 55        | 50      |
| 合 計     |                                        | 214       | 52      |

#### イ 指定緊急避難場所

地震及び大火災等により、人命に大きな被害が予測される場合に、市民が一時的に避難する公園等の空地で、令和 7 年 4 月 1 日現在、市内に 236 箇所指定している。

### (4) 備蓄状況

想定避難者数を昭和 57 年の 7.23 長崎大水害時の避難者数から約 3,000 人と想定し、災害対応を行う職員 600 人分、孤立が想定される地域の人口の 5%である 1,000 人分と合わせて計 4,600 人分の 2 日分備蓄している。

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

| 品 目                          | 基準数等     |
|------------------------------|----------|
| クラッカー類・レトルト食品・パンの缶詰・アルファ化米 等 | 25,514 食 |
| 飲料水                          | 19,744 ㍓ |
| 粉ミルク、液体ミルク                   | 522 食    |
| 毛布                           | 10,873 枚 |
| 乳児用オムツ                       | 4,020 枚  |
| 成人用オムツ                       | 1,150 枚  |
| 生理用品                         | 5,052 枚  |
| 排便袋                          | 37,800 枚 |

### (5) 防災情報システム等の運用

長崎県が独自の防災情報システムを令和 5 年度から更新したことから、同システムの機能等を検証し、長崎市においても同システムを活用して災害時の情報管理・共有を行うよう運用を見直した。こ

れに伴い、市独自の防災情報システムの運用については、令和4年度をもって終了した。

また、災害情報テレホンサービスや防災情報メール配信サービスの提供、市ホームページでの避難所情報、防災行政無線情報などの公開、さらに、フェイスブックやX（旧ツイッター）、LINEを利用した情報発信も行っている。

(6) 緊急速報メールの導入

平成24年5月から、避難指示などの緊急性の高い情報を携帯電話（3社docomo, au, softbank）へ一斉に配信する緊急速報メールを導入している。また、令和元年11月から、楽天モバイルを加えた4社への配信が可能になった。

(7) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入

国から送信される地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などにより市民へ放送するためのシステム（Jアラート）を平成23年3月から導入している。なお、平成26年3月に、受信から放送までを自動で行うことが可能となる自動起動装置を導入している。

# 名誉市民・栄誉市民

## 1 名誉市民

(1) 根拠規定 長崎市名誉市民条例（昭和 24 年 12 月 26 日制定）

(2) 対 象 者

社会の進展又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、世の尊敬を受けた市民又は本市に縁故の深い者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への招待

イ 年金 50 万円の支給

ウ 死亡に際しては、弔詞及び弔花の贈呈

エ その他市長が必要と認めた待遇又は特典

オ 上記のほか、市議会の議決を経ての市公葬

(4) 顕 彰 者

| 氏 名         | 選 定<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                           |
|-------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 永 井 隆       | 昭和 24 年<br>12 月 3 日  | 原爆被爆医学者として、原爆病と闘いながら病床より「原子病概論」「長崎の鐘」等原爆の悲惨さを訴え、また、平和の願いをこめた著書を世に送り、復興途上にあった本市市民の精神的支柱となり、全国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた。<br>(S26. 5. 1 没 享年 43 歳)                         |
| カロライン・S・ペカム | 昭和 32 年<br>7 月 12 日  | 円満な人格と高邁な識見をもって、40 年余にわたり本市の女子教育に尽瘁され多くの人材を養成された。また、本市の文化向上のため各種文化事業に進んで協力され、その生涯の殆んどを本市の教育文化の向上のために捧げられた。<br>(S57. 12. 12 没 享年 91 歳)                             |
| 古 屋 野 宏 平   | 昭和 43 年<br>12 月 21 日 | 原爆被災により荒廃した長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）の復興に献身的努力を重ね今日の基礎を築かれた。また、公安委員会の委員長、各種の文化団体等の要職にあり、幅広い活動が続けられ市民福祉の向上、学術文化の振興発展等に貢献された。<br>(S51. 1. 20 没 享年 89 歳)                 |
| 田 川 務       | 昭和 44 年<br>3 月 29 日  | 昭和 26 年から 16 年間長崎市長として、原爆で荒廃した本市の復興に献身的努力を重ね、昔日にまさる復興をなしとげ今日の躍進の基盤を築きあげるとともに、市民生活の向上発展にも大きく寄与された。<br>(S52. 9. 5 没 享年 79 歳)                                        |
| 諸 谷 義 武     | 平成 8 年<br>3 月 28 日   | 昭和 42 年から 12 年間長崎市長として、広域産業都市及び国際観光文化都市の建設に日夜尽力され、市民の福祉の向上に大きく貢献された。また、芸術文化の先駆者として本市の芸術文化の礎を築かれ、その振興発展に多大の貢献をされた。<br>(H14. 4. 16 没 享年 95 歳)                       |
| 土 山 秀 夫     | 平成 22 年<br>12 月 13 日 | 核兵器廃絶地球市民集会実行委員会の委員長として、4 回にわたり「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を開催するなど、被爆者と市民、NGO が主導する長崎独自の平和活動を築き上げるとともに、核兵器廃絶の取組における理論的、精神的支柱として、長崎市の平和行政に大きく貢献された。<br>(H29. 9. 2 没 享年 92 歳) |

| 氏 名      | 選 定<br>年 月 日        | 功 績 概 要                                                                                                                                                      |
|----------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カズオ・イシグロ | 平成 30 年<br>3 月 15 日 | 昭和 57 年に、戦後間もない長崎市を舞台とした長編小説「遠い山なみの光」で本格的にデビューした後、ブッカー賞をはじめ数々の文学賞を受賞されるなど、長崎市出身の日系英国人小説家として文学分野の振興、繁栄等に尽力し、世界的な地位を確立されており、その卓絶した功績により、平成 29 年にノーベル文学賞を受賞された。 |

## 2 栄誉市民

(1) 根拠規定 長崎市栄誉市民規則（昭和 54 年 5 月 15 日制定）

(2) 対象者

本市の住民又は本市に縁故の深い者で、次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 公共の福祉の増進又は産業、経済若しくは文化の発展その他について、その功績が特に顕著であり、市民の敬愛の的として仰がれる者

イ 都市の親善に寄与し、その功績が顕著である者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への参列

イ その他市長が必要と認める待遇又は特典

(4) 顕 彰 者

| 氏 名       | 顕 彰<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 口 長 治 郎 | 昭和 54 年<br>5 月 16 日  | 水産関係団体の要職を歴任され、昭和 24 年以来 20 数年にわたり衆・参両議員として国政に参画し、本市の水産界の振興発展はもとより、原爆被災後の戦災復興や都市の近代化の推進に多大の貢献をされた。<br>(S54. 5. 4 没 享年 85 歳)                                                                                              |
| 今 村 等     | 昭和 54 年<br>11 月 16 日 | 炭鉱労働者出身として労働運動に入り、以後その生涯を通じ一貫して地方第一線の労働運動家として活躍された。この間、日本鉱夫総連合会中央執行委員・日本労働組合同盟中央執行委員などの要職を歴任、また、長崎市議・県議を務めた後、衆議院議員として地方政治並びに国政に参画し、労働運動の先駆者として役割を果たし、労働運動の発展を通じて公共の福祉増進と地方自治・国政に多大の貢献をされた。<br>(S54. 11. 1 没 享年 87 歳)     |
| 江 角 ヤ ス   | 昭和 55 年<br>12 月 1 日  | 大正 15 年 4 月以来、54 年間人間性豊かな情操を養う女子教育の第一線で活躍され、この間、長崎・東京・鹿児島に学校法人純心女子学園を創立し、私学の振興に多大の貢献をされた。また、自らの原爆被災の体験から、日増しに高齢化し、今なお原爆の後遺症に苦しむ老人への奉仕を願って社会福祉法人純心聖母会を設立し、恵の丘長崎原爆ホームなどを建設して社会福祉の増進にも多大の貢献をされた。<br>(S55. 11. 30 没 享年 81 歳) |

| 氏 名       | 顕 彰<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西 岡 ハ ル   | 昭和 58 年<br>12 月 20 日 | 婦人代表として婦人参政権運動に尽力され、昭和 28 年 3 月、自由党初の女性参議院議員として国政に参画し、遺家族・引揚者・その他恵まれない方々への施策、売春防止法の制定、児童福祉施設などの整備促進を図られた。また、新聞社の要職を歴任され、地方文化の向上と地域の振興はもとより、原爆で荒廃した郷土の復興のために活躍され国政に多大の貢献をされた。<br>(S58. 11. 30 没 享年 77 歳)                                        |
| 住 田 政 之 助 | 昭和 60 年<br>4 月 8 日   | 昭和 26 年 4 月から連続 6 期 24 年間長崎市議会議員として、市政発展のため寄与され、国際文化都市・広域産業都市建設の推進に大きく貢献された。この間、連続 3 期 12 年間にわたり市議会議長に就任し、円満な人格と卓越した識見により、円滑な議会運営を推進され、地方自治の育成発展に顕著な功績を残されるとともに、多年にわたり社会福祉関係団体の要職にあつて、社会福祉の増進にも努められた。<br>(S60. 4. 7 没 享年 84 歳)                 |
| 小 林 ヒ ロ   | 昭和 60 年<br>4 月 26 日  | 昭和 26 年 4 月から 1 期 4 年間長崎市議会議員、その後 4 期 16 年間長崎県議会議員として、市政発展のため寄与され、特に戦後の混乱期にいち早く婦人会を結成し、多年にわたり婦人団体の要職を歴任され、豊富な経験と卓越した指導力により、婦人の地位向上に多大の貢献をされた。さらに、原水爆禁止運動にも積極的に取り組み、今日の平和推進運動の基盤確立に尽力された。<br>(S60. 4. 24 没 享年 87 歳)                             |
| 調 来 助     | 平成元年<br>4 月 27 日     | 昭和 17 年長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）教授に迎えられ、昭和 20 年 8 月 9 日の原爆による壊滅的狀況の中で、被爆者の援護・治療にあたられ、その後も被爆者の検診を行うなど医療や研究に組み込まれた。原爆症の調査・研究を通じて被爆者行政の推進に尽くされた。<br>(H元. 4. 15 没 享年 89 歳)                                                                            |
| さ だ ま さ し | 平成 16 年<br>4 月 13 日  | 昭和 47 年のデビュー以来、長崎にちなんだ曲を数多く作り、芸能活動をとおして本市の紹介に努められ、昭和 62 年から平成 18 年まで毎年 8 月 6 日に、平和コンサートを無料で開催された。また、平成 10 年に「長崎ブリックホール」の名誉館長に就任、さらに、平成 15 年には「ながさきピースミュージアム」を開館され世界へ平和を発信されるとともに、長崎を題材にした本人原作の小説を映画化し、全国に長崎をアピールされるなど、文化、産業、経済の振興発展に多大の貢献をされた。 |
| 松 田 崎 一   | 平成 19 年<br>12 月 27 日 | 長崎市観光協会（現一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会）や長崎伝統芸能振興会の会長、長崎商工会議所会頭などを多年にわたり務められ、本市の観光・文化・経済の発展に多大な功績を残された。また、長崎県観光連盟会長も歴任されるなど、本市だけでなく長崎県の発展にも貢献された。<br>(H19. 11. 18 没 享年 85 歳)                                                                            |

| 氏 名     | 顕 彰<br>年 月 日         | 功 績 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西 岡 武 夫 | 平成 24 年<br>1 月 10 日  | 昭和 38 年 11 月から衆議院議員を 11 期、参議院議員を 2 期務められ、その間本市出身者として初の参議院議長に就任されたほか、文部大臣などの要職を歴任され、国政の中枢にあって我が国の発展に尽力された。また、地域の実情にも精通され、原爆被爆者援護の充実、教育施設や新幹線をはじめとした社会資本の整備などの各分野において、多大の貢献をされた。<br>(H23. 11. 5 没 享年 75 歳)                                                                                                 |
| 谷 口 稜 曄 | 平成 29 年<br>10 月 25 日 | 被爆者運動に立ち上げから加わり、長年にわたり被爆者の援護の充実、被爆の実相の継承、核兵器廃絶のための活動に尽力され、国内外の平和推進に大きく貢献された。特に平成 22 年のニューヨーク国連本部での N P T 再検討会議では、焼けただれた自らの「赤い背中」の写真を掲げて核兵器廃絶を世界に向けて強く訴えられるなど、平成 29 年 7 月の核兵器禁止条約の成立に大きく寄与された。<br>(H29. 8. 30 没 享年 88 歳)                                                                                  |
| 越 中 哲 也 | 令和 3 年<br>11 月 25 日  | 長年にわたり長崎の歴史・文化の調査・研究に取り組み、長崎学の振興・発展に大きく寄与された。また、長崎市史編さん検討委員会委員及び長崎市史刊行委員会委員として、本市の先史・古代から現代までの通史の編纂について助言や調査を行うとともに、自ら執筆するなどし、「新長崎市史」の刊行に尽力、貢献された。さらに、昭和 43 年から約 40 年間、長崎市文化財審議会委員として、平成 6 年から約 22 年間、長崎市出島史跡整備審議会委員として、本市の文化財保護行政推進に大きく貢献された。<br>(R 3. 9. 25 没 享年 99 歳)                                 |
| 山 口 仙 二 | 令和 4 年<br>7 月 19 日   | 財団法人長崎原爆被災者協議会や日本原水爆被害者団体協議会の結成・設立に尽力し、当該団体の会長等として、長年にわたり被爆者の援護活動に尽力されるとともに、昭和 57 年の国連軍縮特別総会では、被爆者として初めて演説し「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」と呼びかけを行うなど、核兵器の廃絶を訴える活動を続けられた。また、長崎市原子爆弾被災資料協議会委員、平和宣言文起草委員会委員及び長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会委員として、長年にわたり本市の平和・被爆者援護行政に大きく貢献された。<br>(H25. 7. 6 没 享年 82 歳) |
| 永 瀬 貴 規 | 令和 6 年<br>10 月 25 日  | 長崎市出身であり、柔道男子 81 キロ級において初出場の 2016 リオデジャネイロオリンピックで銅メダル、2020 東京オリンピックで金メダルを獲得し、2024 パリオリンピックでは、同階級で史上初のオリンピック 2 連覇を達成するなど、三大会連続表彰台の偉業を成し遂げ、本市の名声を高めるとともに多くの市民に深い感動と勇気、明るい希望を与えた。                                                                                                                           |

# 広 報 ・ 広 聴

郷土「長崎」や市政全般にわたる情報を市民に周知するとともに、市政に対する市民の意見等を広く聴き、市民ニーズの把握と行政情報の発信を双方向でつなぎ、市民の声を行政運営に活かしながら、情報発信を一体的に行う。

## 1 広 報

### (1) 印刷刊行物による広報

| 名 称                                                                                                                     | 型 式                      | 部数・発行日等                           | 配 布 方 法                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 広報ながさき<br>創刊 S 26. 1. 10<br>(市政展望)<br>改称 S 42. 10. 1                                                                    | A4 判<br>28 ページ           | 約 142,000 部<br>毎月 1 日発行           | 自治会・配布グループを通じて各世帯へ配布。<br>地域センター、郵便局、コンビニなどにも設置。            |
| 暮らしガイド<br>創刊 S 57. 3<br>(ながさき市民便利帳)<br>改称 S 63. 3<br>(NAGASAKIガイドBOOK)<br>改称 H 10<br>(生活便利ブック)<br>改称 R 4. 4<br>(暮らしガイド) | A4 判<br>2 ページ<br>(1 枚裏表) | 約 15,000 部<br>(最新版：令和 7<br>年 6 月) | 市役所の窓口や手続きなど行政情報をまとめた冊子を転入者に配布するとともに、希望する市民に対し地域センターなどで配布。 |

### (2) テレビ放送による広報

| タ イ ト ル                  | 放送局 | 制作本数 | 放送帯                              | 内 容      |
|--------------------------|-----|------|----------------------------------|----------|
| あっ！とnagasaki<br>(30 秒CM) | NCC | 24 本 | A帯 (19:00～23:00) 10 回<br>その他 4 回 | 市からのお知らせ |

### (3) インターネットによる広報

市政の動き、観光案内、平和・原爆、国際情報など、市のさまざまな情報を発信している。

また、ライン、X (旧：ツイッター)、フェイスブック、インスタグラム、ティックトックによる情報発信を行っている。

### (4) その他の広報

#### ・市政と暮らしの出前講座

市政と暮らしに関する 67 のテーマについて、市職員が出向いて、分かりやすく説明する講座を開催している。

対 象 者：市内に居住または通勤・通学する原則 15 人以上のグループ

講 演 料：無料

開催場所：市内（主催者が指定する場所）

申 込 数：令和 7 年度 268 回（うち開催回数 250 回）

(5) 市政記者を通じての広報

ア 市政記者クラブ加盟社（13 社）

長崎新聞、西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信、時事通信、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB

イ 記者会見

市議会定例会に提案する議案の説明など、原則、月に 1 回の市長記者会見を行っている。なお、平成 22 年 4 月からインターネットによる動画配信を行っている。

ウ 記者発表

各所管により市政記者に対し、行事・事業等について随時発表を行っている。

エ 資料提供（投げ込み）

市政に関する事業や行事等について、広報広聴課を通じて資料提供を行っている。

(6) シティプロモーション

シティプロモーション「長崎MIRAISM」で紹介したハード事業の整備が一定完了したことから、令和 6 年度にリニューアルを行い、「仕事」、「子育て」、「楽しみ」の分野で活躍する人を中心に、長崎で暮らす人と人の繋がりを輪（WA!）とし、ソフト面を重点的に取り上げる「長崎のWA!」をスタートさせた。

## 2 広 聴

(1) 市政への提案

市民等の市政に対する意見や提案などを受け、市政運営に役立てる。

また、提案等とそれに対する市の考え方や対応を公表する。平成 14 年度から実施。

・令和 7 年度提案件数 483 件

(2) 陳 情

各種団体等からの陳情に対応している。

・令和 7 年度陳情件数 8 件

(3) 市政モニター

市民のニーズや意見等をアンケートによって聴取し、市政の参考にする。昭和 43 年度から実施。

平成 24 年度からは、アンケートにインターネットを利用できる環境を整えている。

・令和 7 年度モニター数 261 名

(4) パブリック・コメント制度

市の重要な計画等を策定する場合、素案の段階で広く市民に公開して意見等を募集し、寄せられた意見を参考にしながら計画等を決定する。

併せて、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。平成 15 年度から実施。

・令和 7 年度実施件数 17 件

(5) 市民との対話行事

市長が地域に出向き、市民から地域の現状や市政運営に対する意見、提案等を直接聴き、「対話」を通じて本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映させている。

・令和 7 年度開催件数 6 回

### 3 コールセンター

長崎市コールセンター「あじさいコール」を平成 22 年 10 月 1 日に開設。

市民から寄せられる市政に関するさまざまな問い合わせを、電話・ファクス・インターネットなどで一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。

併せて、市の代表電話番号を統合し、コールセンターで電話交換業務も行っている。

・電話番号：095-822-8888

・受付時間：午前 8 時から午後 7 時まで／土・日・祝日は午後 5 時まで

・令和 7 年度総応答呼数 174,944 件（1 日平均 479 件）

# 国 際 化 推 進

長崎市は、1571年のポルトガル船入港以来、古くから海外と交流をしてきた国際性豊かなまちである。

近年は、ボーダーレス化、グローバル化の流れが進む中で、あらゆる面で世界の国々と相互依存関係が深まってきていることから、本市では外国人と共に暮らすまちづくり、そして諸外国との交流を通じて住民の国際化や地域の活性化を図る事業展開に取り組んでいる。

## 1 令和8年度主要国際化推進施策

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

### 国際交流・国際理解の機会充実

#### 1 国際交流推進事業

市民、特に次世代を担う青少年が異文化理解を深め、自主的・主体的な国際交流を推進するため、国際理解講座や国際交流イベントを実施

#### 2 国際交流員招致事業

長崎市の国際化を推進するため、国際交流員を任用し、語学力や出身国についての知識や情報を活かして長崎市の対外的な業務を実施

### 多文化共生の地域づくり

#### 1 多文化共生推進事業

外国人の生活利便性を向上させるため、4ヶ国語による行政、イベント等の情報提供、長崎市国際ボランティアによる日本語講座活動等を実施

### グローバル人材の育成と活躍促進

#### 1 留学生支援・連携事業

長崎への留学生を増加させるため、「長崎留学生支援センター」の活動を中心に、留学生の各種支援策を実施

#### 2 多様な人材雇用促進事業

地元企業の女性活躍や外国人材の雇用などを促進するため、セミナーの開催や職場環境の改善等の支援を実施

## 2 姉妹・友好都市

我が国で初めての姉妹都市提携をアメリカ・セントポール市で行ったことにはじまり、現在 6 都市と姉妹・友好都市関係にある。

| 都市名                      | 特 色                                                                                                                                                                                          | 提携理由                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| セントポール市<br>(アメリカ・ミネソタ州都) | 面積 145 k m <sup>2</sup><br>人口 約 31 万人<br>提携 昭和 30(1955)年 12 月 7 日<br>特色 農産物の一大集散地。アメリカ北西部の交通要所                                                                                               | ニューヨークの日本国連協会代表が、原爆被災から復興し平和都市への道を歩んでいた長崎市とセントポール市の提携を斡旋。その後国連事務局が両市に勧誘状を出した。日米初の姉妹都市提携。                                                                                                                                                                             |
| サントス市<br>(ブラジル・サンパウロ州)   | 面積 271 k m <sup>2</sup><br>人口 約 43 万人<br>提携 昭和 47(1972)年 7 月 6 日<br>特色 明治 41 年、わが国最初の移住者 781 名が上陸。貿易港・観光都市                                                                                   | 長崎と同時期に、ポルトガル船の来航により貿易港として開かれた。我が国第一回ブラジル移住者 781 名が上陸した港町。本県出身の移住者やサンパウロ州議員からの申し入れにより姉妹都市提携が行われた。                                                                                                                                                                    |
| ポルト市<br>(ポルトガル・ポルト県都)    | 面積 41.5 k m <sup>2</sup><br>人口 約 27.3 万人<br>提携 昭和 53(1978)年 5 月 26 日<br>特色 ポルトガル北部で、商工業の中心地・港湾都市                                                                                             | 16 世紀から 17 世紀にかけて長崎に入港したポルトガル船の母港。駐長崎ポルトガル名誉領事を介して、意向打診を行い提携。                                                                                                                                                                                                        |
| 福州市<br>(中国・福建省都)         | 面積 11,968 k m <sup>2</sup><br>人口 約 852.1 万人<br>提携 昭和 55(1980)年 10 月 20 日<br>特色 福建省の貿易の拠点                                                                                                     | 多くの長崎華僑の出身地で歴史的なつながりがある。中日友好の船「明華号」の長崎訪問の折に、中日友好協会会長に要望書を提出。                                                                                                                                                                                                         |
| ヴォスロール村<br>(フランス・カルバドス県) | 面積 7.6 k m <sup>2</sup><br>人口 約 290 人<br>提携 昭和 53(1978)年 5 月 28 日<br>(旧外海町と提携)<br>特色 主要産業は農業・酪農                                                                                              | 外海地区の人々を救済するため私財を投げ打って社会福祉事業に貢献したマルコ・マリ・ド・ロ神父の出身地。ド・ロ神父の研究者がヴォスロール村を訪問した際に提携を打診。平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、長崎市へ提携を引き継ぐ。                                                                                                                                                    |
| ライデン市<br>(オランダ・南ホラント州)   | 面積 23.3 k m <sup>2</sup><br>人口 約 13 万人<br>提携 平成 29(2017)年 11 月 24 日<br>(市民友好都市提携：平成 25(2013)年 2 月 4 日)<br>特色 周辺自治体のための商業・貿易センターとして重要な機能を持つ。出島の商館医シーボルトが日本を離れた後、1830 年から 1847 年まで日本学研究を行ったまち。 | 日本における西洋医学の基礎を築くとともに、日本の近代化に大きく寄与したシーボルトにかかる歴史的なつながりがあり、シーボルトハウスや国立民族学博物館などで今でも多数のシーボルト・コレクションが所蔵・展示されている。<br>1998 年から長崎大学とライデン大学との間で交換留学生を相互派遣し、市民レベルでの人的交流も行われていることから、平成 25 年 2 月から市民友好都市提携を締結。<br>シーボルトをゆかりとした歴史的な結び付き、市民間の交流の状況等を勘案し、同市との友好及び交流関係を更に深めるため姉妹都市締結。 |

### 3 市民友好都市

姉妹都市提携の形式にとらわれず、自由、気軽に付き合え、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを支援する。

| 都市名                      | 特 色                                                                                                                              | 提携理由                                                                                                                       |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アバディーン市<br>(英国・スコットランド)  | 面積 188.46 k m <sup>2</sup><br>人口 約 22 万人<br>提携 平成 22 (2010) 年 7 月 12 日<br>特色 スコットランド第 3 の都市、北海油田発掘の基地                            | 日本の近代化に多大な貢献をしたトーマス・グラバーにかかる歴史的なつながりがあり、両市のロータリークラブが 1996 年からグラバー奨学生相互派遣を行うなど、市民が主体となった実質的な交流が行われていることから、長崎市から提携を提案。       |
| 中山市<br>(中国・広東省)          | 面積 1,800 k m <sup>2</sup><br>人口 約 450 万人<br>提携 平成 23 (2011) 年 9 月 30 日<br>特色 1985 年、珠江デルタ沿海開放区に指定。家電、電子部品、自動車部品などの生産基地           | 辛亥革命の指導者である孫文は、中華人民共和国・中山市の出身であり、また、孫文を物心共に支援した梅屋庄吉は、長崎市の出身であることから、その歴史的な友情を顕彰し、市民や民間レベルでの交流を促進するため、提携を行った。                |
| ヴェルツブルク市<br>(ドイツ・バイエルン州) | 面積 87.63 k m <sup>2</sup><br>人口 約 13 万人<br>提携 平成 25 (2013) 年 4 月 17 日<br>特色 ドイツ観光街道の代表であるロマンティック街道の起点として、またフランケン・ワインの集積地として知られる。 | シーボルトの生誕地であり、日本から持ち帰った資料が数多く保管・展示されている。シーボルトの出身大学であるヴェルツブルク大学と長崎大学との間で、交換留学生の相互派遣が行われており、市民レベルでの人的交流も行われていることから長崎市から提携を提案。 |

# 総 合 計 画

長崎市では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）※までを計画期間とした「長崎市第五次総合計画」を策定し、めざす都市像やその実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す基本構想と同構想において定めたまちづくりの方針などを達成するための各種の施策体系を示す基本計画を定め、まちづくりに取り組んでいる。

基本構想では、将来の都市像を「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」と掲げ、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のあるまち、だれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせるまちをめざしていくこととしている。

また、都市像を実現するにあたってのまちづくりの基本姿勢を「つながりと創造で新しい長崎へ」と掲げ、市民、企業、行政などがお互いにつながり、力を合わせて、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めていくこととしている。

基本計画については、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、5 年ごとに改定することとし、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とする後期基本計画を策定している。

また、長崎市第五次総合計画の策定にあたっては、「市民と行政が共有し、ともに取り組む計画」という位置づけのもと、策定過程における市民参画の拡充を図るとともに、基本構想そのものを「長崎市総合計画審議会」委員と行政が双方向で提案し、協力してつくりあげるという手法を用いている。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、各分野の施策が持つ地方創生及び人口減少対策としての側面をより明確にするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合し、一体的に取り組むを進めることとしている。

## 1 長崎市基本構想（令和 3 年 3 月 9 日 議決）

### (1) 基本構想策定の趣旨

令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society5.0 の実現や SDGs の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざす都市像」と「めざす 2030 年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す。

(2) めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

ア めざす都市像

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

イ まちづくりの基本姿勢

つながりと創造で新しい長崎へ

(3) めざす 2030 年の姿

ア みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています

イ 産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています

ウ 交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

エ 平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

(4) めざす 2030 年の姿に近づくためのまちづくりの方針

○ まちづくりの方針A：私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

○ まちづくりの方針B：私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

○ まちづくりの方針C：私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

○ まちづくりの方針D：私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

○ まちづくりの方針E：私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

○ まちづくりの方針F：私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

○ まちづくりの方針G：私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

○ まちづくりの方針H：私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

# 長 崎 創 生

## 1 第3期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定した、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」とする）により、人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、目標や施策の基本的方向などを定めている。

現在の長崎市は、若い世代の転入者数の減少を主な要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、第3期総合戦略においては、「若い世代に選ばれ、「ひと」と「まち」が成長するながさき」の実現に向けた施策の重点化を図ること、自然動態、社会動態の両面で人口減少のスピードを緩和させるとともに、人口規模が小さくなくても暮らしやすく、多様性に富んだ成長力のある「まち」をつくることを目指している。

人口減少克服・地方創生に確実ににつなげていくため、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識をもって、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略を着実に推進し、「まち・ひと・しごと」創生の好循環を実現することとしている。

### （1）目標

#### ア 基本目標1 人・企業・投資を呼び込み、経済を再生する

主に社会減対策として、若い世代の転出超過に歯止めをかけることを意識し、稼ぐ力の向上や人手不足対策をはじめとする地場企業の支援や新たな産業の創出など、経済再生を目指す取組を行う。

##### （ア）地場企業・産業の支援

- 稼ぐ力の向上
- 人手不足対策を含む働き方・職場改革等の推進
- 水産業・農林業の振興

##### （イ）新たな産業の創出

- イノベーションを牽引するプロジェクト・スタートアップ創出
- 成長分野の強化

##### （ウ）交流の進化

- 受入態勢の充実
- 高付加価値化による消費単価の向上
- 戦略的な誘致・プロモーション

(エ) 移住促進・関係人口の創出・拡大

- 移住希望者に対する支援の充実
- 域外の人材と多様で継続的に関係する機会の充実

イ 基本目標 2 こどもをまんやかに、みんなで支え、育てる

主に自然減対策として、少子化に歯止めをかけることを意識し、結婚から、妊娠・出産・子育て・教育まで、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む。

(ア) 結婚希望者への支援

- 出会いの場の創出、気運の醸成

(イ) こども・子育て支援

- こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援
- 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援
- こども・子育て家庭への支援
- きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援
- まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

(ウ) 教育環境の充実

- 児童生徒の「確かな学力の向上」や「健やかな学び」のための教育環境の充実
- 児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備

ウ 基本目標 3 まちの基盤を整え活かし、暮らす魅力を高める

人口が減っても暮らしやすいまちとするため、ハード・ソフト両面における地域づくりを行うとともに、長崎市独自の地域資源を活かした魅力的なまちづくりに取り組む。

(ア) 安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり

- 都市機能の維持・集積
- 地域をつなぐネットワークの充実
- 安全・快適な住環境

(イ) 市民が主体の暮らしやすい地域づくり

- 地域コミュニティの活性化
- まちづくりの人材育成及び協働の推進
- 地域防災力の向上

(ウ) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり

- 学びの場の魅力向上
- 楽しみの創出
- 地域資源の磨き上げ

## 2 長崎創生プロジェクト事業認定制度

まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第3期総合戦略における基本目標に適合した事業者等の取組みを認定する。

## 3 ながさきめぐりあい創出事業

結婚を望む市民の希望を実現するため、交際や結婚に関する意識の啓発や出会いの機会の提供等に取り組む。

## 4 少子化対策に関する情報発信

本市の結婚・子育て・教育等の魅力や取組みについて効果的に発信することにより、長崎市で結婚や子育てをすることに対するイメージの向上及び事業の認知度の向上を図ることを目的とし、ひいては、まち全体で応援する雰囲気醸成や、長崎市で結婚し、子どもを産み育てたいと思ってもらうことにつなげる。

## 5 ながさきカップル応援事業

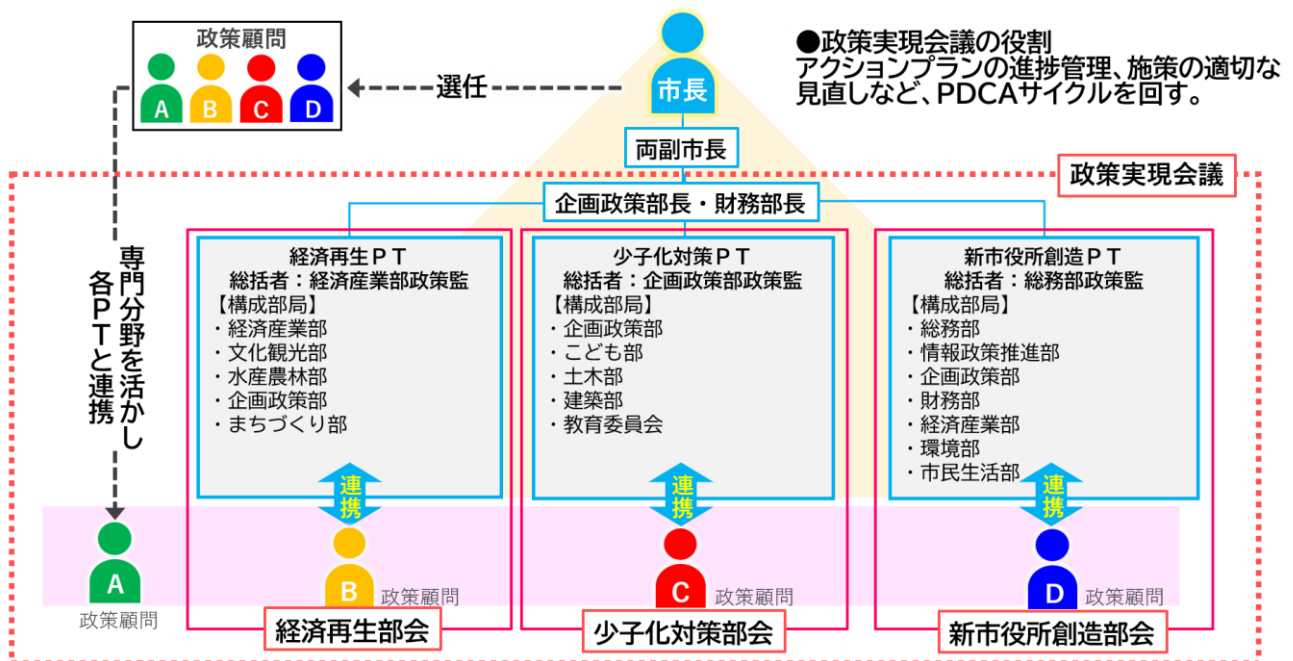
長崎市でこれから結婚を予定している方や新婚カップルを主な対象として、民間事業者等との連携により、協賛事業者から特典を受けられる「ながさきカップル応援パスポート」を交付し、対象者に対して結婚を応援されているという心理的な後押しや安心感を与え、結婚に関する負担感の軽減を図るとともに、まち全体で結婚を応援する機運を醸成し、ひいては結婚希望者や婚姻数の増加につなげる。

## 重点プロジェクト及び政策実現会議

喫緊の課題である人口減少対策に特に力を入れて取り組むため、「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の3分野を重点プロジェクトとして設定し、その実行計画として令和6年2月に「重点プロジェクトアクションプラン」を策定した。

令和6年度から各取組みに着手し、令和8年度までの3年間で集中的に取り組むこととしている。重点プロジェクトの推進にあたっては、高度な専門性を持った外部人材を政策顧問として登用するとともに、政策顧問と企画政策部長、財務部長以下の市役所メンバーで構成する政策実現会議を設置し、アクションプランに掲げた取組みの進捗管理や、状況の変化に対応した見直し、次年度の具体的な取組みの精査などを行っている。

### 重点プロジェクトの推進体制



# 移 住 支 援

第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、社会減対策として「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」という目標を掲げ、魅力ある仕事づくりや移住の促進などの施策を展開してきたが、第3期総合戦略においても、「移住促進・関係人口の創出・拡大」に取り組むこととしている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、全国的な地方移住への関心の高まりが継続しており、また、テレワークを経験し、柔軟で多様な働き方が大企業を中心に広まっている。

この機を捉えて、さらなる移住者を獲得するため、これまでの移住支援を拡充するとともに、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大へ向けてワーケーションの推進などに取り組む。

## 1 移住支援の推進

### (1) 移住希望者の相談対応

#### ア 「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営

移住に関するワンストップ窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」を運営し、移住希望者の移住の実現に向けてきめ細やかな対応を行っている。

#### イ 移住希望者からの「すまい」「しごと」「暮らし」等の相談対応、情報提供

#### ウ 東京都や大阪市、福岡市など都市部での移住相談会及びオンライン移住相談会への参加、相談対応

#### エ お盆、年末年始の帰省者等をターゲットとした移住相談会の実施

### (2) すまいのサポート

#### ア 市内物件情報の提供や地域の案内、空き家・空き地情報バンク制度の登録物件の現地案内

### (3) しごとのサポート

#### ア 無料職業紹介所の機能を活かした就職相談員による移住希望者と仕事のマッチング

#### イ ハローワーク等の求人情報の案内

#### ウ 企業訪問を通じた求人情報の収集

#### エ ながさき移住サポートセンターやその他関係機関との連携による仕事のマッチング情報の交換

### (4) 子育てのサポート

#### ア 保育所の空き情報や各地域の学校情報の提供

### (5) 移住者への経済的なサポート

#### ア 長崎市移住支援補助金

東京23区の在住・在勤者であった者が、本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、18歳未満の世帯員を帯同する場合は補助金を加算することで、東京圏からの移住を促進する。

イ 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金

中学生以下の世帯員がいる子育て世帯の者が、長崎県外から本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、働く子育て世帯の移住を促進する。

(6) 関係人口の創出・拡大

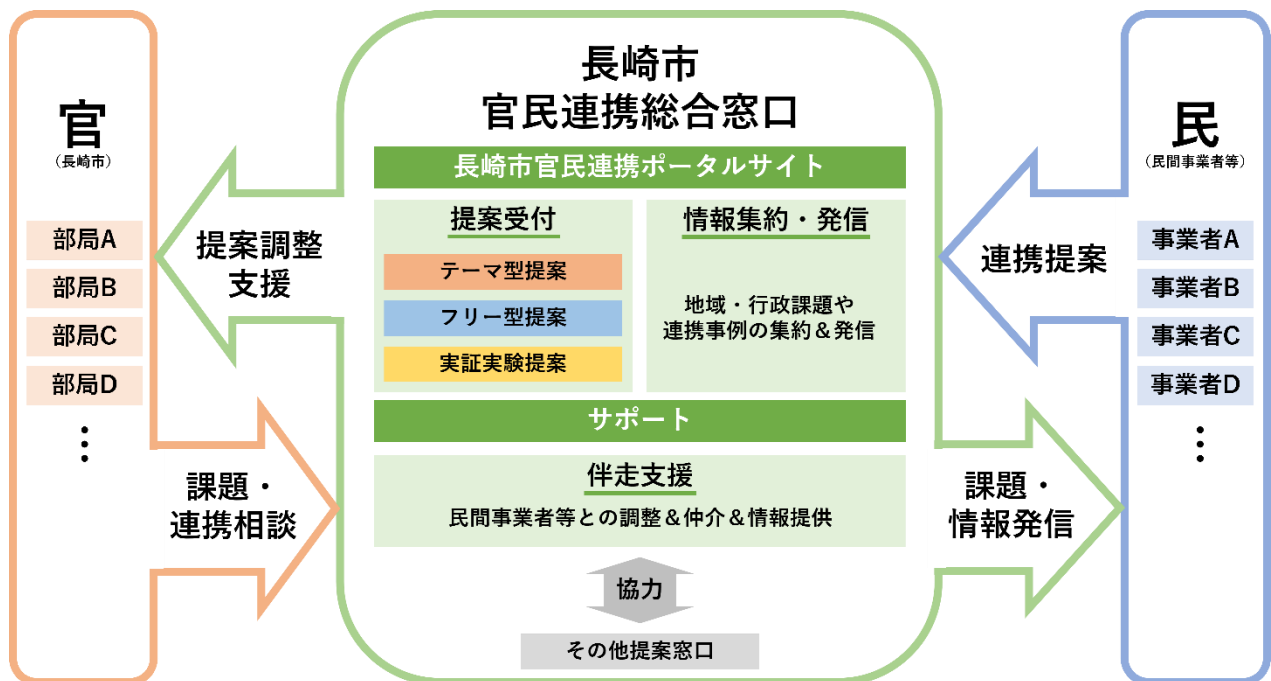
将来的な移住者の裾野を拡大するため、都市部の企業を対象としたワーケーション事前視察の受け入れ、ながさきお試し暮らし応援事業、ワーケーション促進に係る官民連携組織の構築・運営などの取組みを行う。

# 官 民 連 携

昨今の複雑化・多様化する地域課題・行政課題に対応していくため、多様な分野において官民が連携し、それぞれの強みや長崎市のまちの個性を活かして共創された新たな価値が、市民の暮らしやすさの向上と持続可能な地域発展に貢献していることを目指し、官民連携の取組みにより、市民・訪問客、民間事業者等、長崎市それぞれの立場でメリットが創出されるように取り組むため、令和8年4月には官民連携に取り組む際の基本的な考え方や職員の行動指針、判断基準などを示した「長崎市官民連携指針」を策定した。

## 1 官民連携総合窓口の運営

民間事業者等からの提案を受け入れる際の課題を解決することを目的として、ハード・ソフト両面から全庁的な官民連携を推進する総合窓口を令和7年7月に設置し、運営している。



### (1) 官民連携ポータルサイトの運営

本市の課題解決につながる提案の受付窓口、官民連携事例及び官民連携に係る制度等の各種情報を集約・発信する機能を持つポータルサイトを設置し、提案窓口の一元化、官民連携事業に係る情報発信を行っている。

### (2) 提案の実現に向けたサポート

提案の受付や提案内容の確認をし、内容に応じた担当所属との意見交換などを調整し、提案者と担当事業課とが提案の実現に向け円滑に進められるよう伴走支援を行っている。

## 2 包括連携協定の締結

幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、民間事業者16者、長崎地域7大学（長崎大学・長崎総合科学大学・長崎外国語大学・長崎純心大

学・長崎女子短期大学・活水女子大学・長崎県立大学）及び関東学院大学と包括的な連携事項等について協定の締結を行っている。

### 3 学生地域連携活動支援事業「游学のまち de やってみゅーで “Uーサポ”」

学生の自主的な社会参加活動を通じて、学生の人間的成長と地域の活性化を図るため、地域ボランティアを希望する学生と若い力を必要とする団体（自治会など）のマッチングを平成 23 年度から実施している。

### 4 PPP／PFI 手法の推進

公共施設等の整備・運営において民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、事業コストの削減とより質の高い公共サービスの提供を目指している。そのため、「長崎市 PPP 手法の優先的検討方針」を制定し、この方針に基づく一定規模以上の事業において、PPP／PFI 手法の積極的な検討と適切な活用を図っている。

### 5 長崎スタジアムシティとの連携

長崎スタジアムシティは、(株)ジャパネットホールディングスが手掛けるスタジアム・アリーナを中心とした複合施設であり、令和 6 年 10 月 14 日に開業した。新たな雇用の創出、交流人口の拡大や市民の新たな楽しみの創出といったことが期待されている民間主体の地域創生モデルである。

本市では、開業による経済効果をまち全体へ波及させていくため、事業者と連携しながら賑わい創出に資する事業や子どもの新たな体験を創出する事業に取り組んでいる。



写真提供：長崎スタジアムシティ

#### (主な用途)

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| スタジアム | 約 20,000 席（6 階建て）                    |
| アリーナ  | 約 6,000 席（6 階建て）                     |
| ホテル   | 243 室（客室）（14 階建て）                    |
| オフィス  | 約 13,900 m <sup>2</sup> （賃床）（12 階建て） |
| 商業    | 約 20,000 m <sup>2</sup> （賃床）（7 階建て）  |
| 駐車場   | 約 1,100 台（6 階建て）                     |

※ジャパネット HD 公表資料から抜粋

# 地域コミュニティ

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという地域属性の意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にある一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性が改めて認識されている。そこで、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティを支えるしくみを構築し、そのしくみを活用して、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行う。

また、地域自治の推進を図るため、令和3年度～令和7年度を第1期計画期間、令和8年度～令和12年度を第2期計画期間として、「地域福祉計画」を包含した「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定した。

## 1 地域コミュニティ連絡協議会の設立支援

- (1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティを支えるしくみについての説明会など制度について理解を深める場を設ける。
- (2) 「まちづくり計画」策定のための話し合いの場の開催を支援する。
- (3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。
  - ・地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

## 2 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

- (1) 地域コミュニティ推進室、総合事務所、地域センターが連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。
  - ・わがまちみらい大交流会の開催
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営に係る経費を財政的に支援する。
  - ・地域コミュニティ推進交付金

## 3 人材育成

- (1) 地域のまちづくりを担う人材を育成するため、長崎市主催の講座を一体的に発信するとともに受講者同士のつながりづくりを支援する。
  - ・まちづくり学校
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営を支援するまちづくり支援職員の資質向上を図る。
  - ・話し合いの場で必要な知識やスキル習得のための研修

#### 4 地域コミュニティ推進審議会

- (1) 「地域コミュニティを支えるしくみ」及び「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】※地域福祉計画を包含」の推進に関して市民から意見聴取を行う。

# 財 政 状 況

令和8年度当初予算の歳入については、国の地方財政計画において、一般財源総額が確保されているものの、本市においては、市税収入等の増を見込む一方、人口減少の影響等により地方交付税の減を見込んでいることから、一般財源総額は前年度を下回った。歳出については、新東工場建設事業（ごみ焼却施設建設）の進捗などにより投資的経費が減となったほか、標準準拠システムへの移行関連経費が減となったことなどにより、物件費が減となっている。

令和7年度に策定した中期財政見通しでは、歳入については、人口減少の影響により市税は中長期的には減少し、歳出については、扶助費において、障害福祉サービスの利用増加に伴う給付費や、公定価格の引上げなどによる施設型給付費の増加を見込んでいるほか、投資的経費についても、今後とも中長期的に高い水準で推移することを見込んでおり、多額の収支不足が生じる見通しであることから、引き続き歳入・歳出両面で戦略的な収支改善の取組を行うことで、持続可能で健全な財政運営に努めていくこととしている。

## 1 予算規模の推移（当初予算）

| 年<br>度 | 合 計         | 一 般 会 計     | 特 別 会 計     | 企 業 会 計    |
|--------|-------------|-------------|-------------|------------|
|        | 予 算 額       | 予 算 額       | 予 算 額       | 予 算 額      |
|        | 千円          | 千円          | 千円          | 千円         |
| R 3    | 377,104,147 | 224,380,000 | 113,607,662 | 39,116,485 |
| R 4    | 369,955,389 | 216,710,000 | 114,796,412 | 38,448,977 |
| R 5    | 373,961,479 | 218,770,000 | 115,257,150 | 39,934,329 |
| R 6    | 384,581,551 | 231,050,000 | 117,501,202 | 36,030,349 |
| R 7    | 390,256,571 | 241,340,000 | 111,487,106 | 37,429,465 |
| R 8    | 377,582,077 | 227,560,000 | 113,540,230 | 36,481,847 |

## 2 財政の主要指標（普通会計）

| 年 度                | R 7         | R 6         | R 5         | R 4         | R 3         |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区 分                |             |             |             |             |             |
| 基 準 財 政 需 要 額 (千円) | 91,329,322  | 88,612,136  | 85,418,634  | 83,729,976  | 83,040,565  |
| 基 準 財 政 収 入 額 (千円) | 51,829,690  | 49,662,314  | 48,673,290  | 48,641,264  | 46,795,517  |
| 標 準 財 政 規 模 (千円)   | 105,345,437 | 102,172,438 | 100,530,137 | 100,144,822 | 103,033,192 |
| 財 政 力 指 数          | 0.566       | 0.570       | 0.572       | 0.583       | 0.583       |
| 実 質 収 支 比 率 (%)    | 1.02        | 1.16        | 5.01        | 6.85        | 2.82        |
| 経 常 収 支 比 率 (%)    | 98.5        | 98.8        | 97.9        | 97.2        | 91.7        |
| 公 債 費 比 率 (%)      | 14.3        | 16.2        | 14.6        | 14.5        | 13.2        |
| 起 債 制 限 比 率 (%)    | 13.4        | 13.7        | 13.4        | 13.2        | 10.8        |
| 実 質 収 支 (千円)       | 1,060,313   | 1,185,115   | 5,039,150   | 6,859,033   | 2,904,975   |
| 単 年 度 収 支 (千円)     | △123,982    | △3,854,035  | △1,819,883  | 3,954,058   | 155,970     |
| 実 質 単 年 度 収 支 (千円) | △2,841,391  | △1,026,378  | 198,643     | 2,641,030   | 1,080,388   |
| 債務負担行為現在高 (千円)     | 77,861,260  | 89,930,323  | 71,250,954  | 55,913,485  | 30,653,025  |
| 積 立 金 現 在 高 (千円)   | 43,442,426  | 42,354,822  | 41,950,759  | 42,827,620  | 45,482,433  |
| 地 方 債 現 在 高 (千円)   | 253,164,342 | 255,972,442 | 263,749,826 | 272,864,142 | 274,869,084 |

※R7年度は、7月末時点における見込みの数値

## 予 算 ・ 決 算

令和 8 年度の当初予算編成にあたっては、依然として極めて厳しい財政状況にある中においても、「経済再生」、「少子化対策」及び「新市役所創造」の 3 つの重点プロジェクトの最終年度であることから、限られた財源を、市民の皆様が効果を実感できる施策に重点的に配分するなど、優先順位を踏まえた予算編成をしたところである。

## 1 重点的施策

| 重点種別                                      | 具体的取組み（事業名及び内容）                                        | 予算額<br>(千円) | 担当課            |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------|----------------|
| 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします。 |                                                        |             |                |
| 経済再生                                      | まちのにぎわい創出事業費（長崎スタジアムシティ関連）                             | 106,380     | 官民連携推進室        |
| 経済再生                                      | 観光地域づくり推進費                                             | 44,561      | 観光交流推進室        |
| 経済再生                                      | 総合観光案内所運営費                                             | 3,429       | 観光政策課          |
|                                           | 亀山社中記念館運営費                                             | 28,143      | 観光政策課          |
|                                           | 池島炭鉱体験施設運営費                                            | 33,691      | 観光政策課          |
| 経済再生                                      | 旧長崎英国領事館運営費                                            | 24,506      | 文化財課           |
| 経済再生                                      | 洋館活用手法等検討費                                             | 15,000      | 文化財課           |
|                                           | 遺構調査及び遺物整理費                                            | 21,267      | 出島復元整備室        |
|                                           | 【補助】出島復元整備事業費<br>第Ⅳ期建造物復元整備                            | 23,100      | 出島復元整備室        |
|                                           | 長崎さるく推進費（長崎さるく20周年を契機としたまち歩き推進）                        | 42,957      | 観光交流推進室        |
| 経済再生                                      | 観光客誘致推進費                                               | 52,054      | 観光政策課          |
| 経済再生                                      | 世界・日本新三大夜景推進費                                          | 9,000       | 観光政策課          |
|                                           | 将棋第67期王位戦開催費負担金                                        | 2,000       | 観光政策課          |
| 経済再生                                      | 平和・観光魅力発信事業費                                           | 20,000      | 観光交流推進室        |
|                                           | 長崎ペンギン水族館あり方検討費                                        | 5,940       | 水産農林政策課        |
|                                           | 【補助】土地区画整理事業費<br>長崎駅周辺地区（予算補助）                         | 436,200     | 長崎駅周辺整備室       |
|                                           | 【単独】土地区画整理事業費<br>長崎駅周辺地区                               | 231,700     | 長崎駅周辺整備室       |
|                                           | 歴史的風致維持向上推進費                                           | 3,000       | まちなか事業推進室      |
| 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします。             |                                                        |             |                |
|                                           | 保存整備活動費                                                | 12,230      | 被爆継承課          |
|                                           | 被爆建造物等公開費                                              | 13,829      | 被爆継承課          |
|                                           | 【補助】平和施設整備事業費<br>原爆資料館                                 | 476,200     | 平和推進課          |
|                                           | 長崎原爆資料館運営費（展示更新）                                       | 69,312      | 平和推進課          |
|                                           | 平和推進活動費                                                | 11,267      | 平和推進課          |
|                                           | ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会負担金                                | 20,642      | 平和推進課<br>被爆継承課 |
|                                           | 長崎ピースプレナーフォーラム開催費補助金                                   | 9,500       | 平和推進課          |
| 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします。         |                                                        |             |                |
| 経済再生                                      | ながさきウェルカム推進費                                           | 134,116     | 長崎創生推進室        |
| 経済再生                                      | 企業連携型奨学金返還支援事業費                                        | 17,827      | 産業雇用政策課        |
| 経済再生                                      | 若年者雇用促進費                                               | 25,377      | 産業雇用政策課        |
| 経済再生                                      | 魚のまち長崎推進費（旧さしみシティ推進事業費、長崎水産練り製品ブランド化支援費、食・観光高付加価値化事業費） | 14,345      | 商業振興課          |
| 経済再生                                      | 販路開拓促進事業費                                              | 44,694      | 商業振興課          |
| 経済再生                                      | 新産業・起業チャレンジ促進費                                         | 43,487      | 新産業推進課         |
| 経済再生                                      | GX推進事業費                                                | 7,700       | 新産業推進課         |
| 経済再生                                      | 【単独】企業立地用地整備事業費<br>為石町                                 | 14,000      | 新産業推進課         |
|                                           | 産学連携・創業支援費                                             | 29,706      | 新産業推進課         |
| 新市役所創造                                    | がんばらば長崎市応援寄附推進費                                        | 800,000     | 商業振興課          |
| 経済再生                                      | 海洋産業人材育成支援費補助金                                         | 2,000       | 新産業推進課         |
| 経済再生                                      | チャレンジ企業応援事業費補助金                                        | 290,000     | 新産業推進課         |
| 経済再生                                      | 職場環境改善事業費補助金                                           | 60,000      | 新産業推進課         |
| 経済再生                                      | 省エネ設備等更新支援費補助金                                         | 75,000      | 新産業推進課         |
| 経済再生                                      | 商店街等プレミアム付商品券発行支援費補助金                                  | 560,000     | 商業振興課          |

# 1 重点的施策

| 重点種別                                | 具体的取組み（事業名及び内容）                                                                                            | 予算額<br>(千円) | 担当課                   |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------|
| 経済再生                                | 【単独】農業振興施設整備事業費補助金<br>農業新規参入促進施設                                                                           | 11,500      | 農林振興課                 |
| 経済再生                                | 新規漁業就業促進費                                                                                                  | 10,942      | 水産振興課                 |
| 経済再生                                | 就農促進支援事業費                                                                                                  | 661         | 農林振興課                 |
| 経済再生                                | 【単独】農業振興施設整備事業費補助金<br>担い手農家支援施設                                                                            | 18,551      | 農林振興課                 |
|                                     | チャレンジ水産業補助金                                                                                                | 1,980       | 水産振興課                 |
| 経済再生                                | 水産技術試験研究費                                                                                                  | 9,314       | 水産振興課                 |
|                                     | 有害鳥獣対策費                                                                                                    | 107,054     | 農林振興課                 |
|                                     | 水産資源再生事業費                                                                                                  | 3,100       | 水産振興課                 |
|                                     | 森林整備促進費<br>【単独】山林整備事業費<br>森林整備促進事業費                                                                        | 53,353      | 農林振興課                 |
| 経済再生                                | 長崎びわ生産推進事業費補助金                                                                                             | 2,650       | 農林振興課                 |
| 経済再生                                | 長崎びわ生産推進事業費補助金                                                                                             | 4,600       | 農林振興課                 |
|                                     | 施設園芸等燃油価格高騰対策費補助金                                                                                          | 6,504       | 農林振興課                 |
|                                     | 【単独】農業振興施設整備事業費補助金<br>地域特産農産物生産高度化支援施設                                                                     | 64,800      | 農林振興課                 |
|                                     | 畜産用飼料価格高騰対策費補助金                                                                                            | 11,440      | 農林振興課                 |
| 経済再生                                | 漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金                                                                                     | 44,147      | 水産振興課                 |
| 経済再生                                | 【単独】水産業振興対策事業費補助金<br>漁業経営基盤強化支援費                                                                           | 88,500      | 水産振興課                 |
| 経済再生                                | グリーンツーリズム推進費                                                                                               | 7,800       | 農林振興課                 |
| 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします。         |                                                                                                            |             |                       |
| 新市役所創造                              | 【補助】脱炭素先行地域づくり事業費補助金<br>東山手・南山手地区等                                                                         | 186,599     | ゼロカーボンシティ推進室          |
| 新市役所創造                              | 脱炭素先行地域づくり事業費                                                                                              | 21,802      | ゼロカーボンシティ推進室          |
| 新市役所創造                              | 【補助】脱炭素先行地域づくり事業関連                                                                                         | 60,872      | ゼロカーボンシティ推進室          |
| 新市役所創造                              | 【単独】公共施設等LED化事業費<br>障害福祉センターほか<br>【補助】小学校整備事業費<br>大規模改造<br>【補助】中学校整備事業費<br>大規模改造<br>【単独】高等学校整備事業費<br>大規模改造 | 1,118,800   | ゼロカーボンシティ推進室<br>学校施設課 |
|                                     | 地球温暖化対策市民運動推進費                                                                                             | 15,582      | ゼロカーボンシティ推進室          |
|                                     | 省エネルギー家電製品等購入費補助金                                                                                          | 110,473     | ゼロカーボンシティ推進室          |
|                                     | 【補助】ゼロカーボンシティ推進事業費補助金<br>再生可能エネルギー設備等                                                                      | 30,000      | ゼロカーボンシティ推進室          |
|                                     | 【補助】ゼロカーボンシティ推進事業費補助金<br>再生可能エネルギー設備等                                                                      | 21,185      | ゼロカーボンシティ推進室          |
| 新市役所創造                              | 資源ごみ処理費                                                                                                    | 10,186      | 資源循環課                 |
| 新市役所創造                              | 資源循環推進費                                                                                                    | 1,357       | 資源循環課                 |
| 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします。 |                                                                                                            |             |                       |
|                                     | 災害対策活動費（市主催防災訓練の実施）                                                                                        | 38,502      | 防災危機管理室               |
|                                     | 【単独】災害用資機材購入費災害情報伝達機器                                                                                      | 2,200       | 防災危機管理室               |
| 新市役所創造                              | 災害対策活動費（被災者台帳作成システム運用）                                                                                     | 3,500       | 防災危機管理室               |
|                                     | 自主防災組織活動費                                                                                                  | 1,169       | 防災危機管理室               |
|                                     | 災害対策活動費（地域と連携した避難所運営）                                                                                      | 38,502      | 防災危機管理室               |
|                                     | 災害対策活動費（マイ避難所の啓発）                                                                                          | 38,502      | 防災危機管理室               |
|                                     | 災害対策活動費（災害連携協定の積極的締結）                                                                                      | 38,502      | 防災危機管理室               |
|                                     | 指定避難所等空調設備整備計画策定事業費                                                                                        | 30,000      | 防災危機管理室               |
|                                     | 常備消防活動費 火災予防費                                                                                              | 2,355       | 予防課                   |
|                                     | 消防活動支援費 市民防火組織等活動推進費                                                                                       | 8,340       | 予防課                   |
|                                     | 消防団活動費 団員確保対策費                                                                                             | 32,936      | 予防課                   |
|                                     | 常備消防活動費 救急業務費                                                                                              | 26,390      | 警防課                   |

# 1 重点的施策

| 重点種別  | 具体的取組み（事業名及び内容）                         | 予算額<br>(千円) | 担当課                                        |
|-------|-----------------------------------------|-------------|--------------------------------------------|
|       | 常備消防活動費 通信指令費                           | 125,036     | 指令課                                        |
|       | 安全・安心まちづくり推進費（うち闇バイト体験プログラム講座実施費）       | 900         | 自治振興課                                      |
|       | 避難行動要支援者支援費                             | 11,110      | 高齢者すこやか支援課                                 |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（社会資本整備総合交付金）<br>川上町出雲線    | 41,000      | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（社会資本整備総合交付金）<br>清水町白鳥町1号線 | 6,800       | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】都市構造再編事業費 大黒町恵美須町線                  | 12,000      | 土木建設課                                      |
|       | 河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費                    | 77,750      | 土木防災課                                      |
|       | 河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費                    | 132,250     | 土木防災課                                      |
|       | 都市計画費負担金 社会資本整備総合交付金事業費                 | 32,600      | 土木企画課                                      |
|       | 都市計画費負担金 社会資本整備総合交付金事業費                 | 112,400     | 土木企画課                                      |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業）<br>道路構造物等補強   | 15,700      | 土木防災課                                      |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業）<br>道路構造物等補強   | 189,300     | 土木防災課                                      |
|       | 【補助】公園等施設整備事業費<br>公園施設長寿命化              | 97,200      | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】公園等施設整備事業費<br>公園施設長寿命化              | 65,800      | 土木建設課                                      |
|       | 【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業）<br>道路構造物等補強   | 0           | 土木防災課                                      |
|       | 集約都市形成推進費                               | 4,583       | 都市計画課                                      |
|       | 【補助】都市基盤施設整備事業費<br>東長崎地区                | 693,500     | 東長崎土地区画整理事務所                               |
|       | 【単独】都市基盤施設整備事業費<br>東長崎地区                | 45,400      | 東長崎土地区画整理事務所                               |
|       | 【補助】市街地再開発事業費<br>大黒町地区                  | 186,300     | 都市計画課                                      |
|       | コミュニティバス運行費                             | 152,618     | 公共交通対策室                                    |
|       | 公共交通空白地域対策費                             | 29,390      | 公共交通対策室                                    |
|       | 公共交通運転士確保等支援費補助金                        | 30,168      | 公共交通対策室                                    |
|       | コミュニティ交通の導入に向けた地域との意見交換の実施              | 0           | 公共交通対策室                                    |
|       | 空家等管理活用支援法人の指定                          | 0           | 住宅政策室                                      |
|       | 長崎市空き家・空き地情報バンク                         | 0           | 建築指導課                                      |
|       | 老朽危険空き家対策推進費                            | 30,498      | 建築指導課                                      |
|       | 【補助】公営住宅建設事業費<br>日見大曲・宿町団地              | 997,600     | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】公営住宅建設事業費<br>三原団地                   | 300,400     | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費<br>公営住宅等ストック総合改善事業費 | 807,200     | 住宅政策室                                      |
|       | 【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費<br>公営住宅等ストック総合改善事業費 | 91,000      | 住宅政策室                                      |
|       | 盛土規制法の施行に伴う市内全域での盛土等の規制                 | 0           | 建築指導課                                      |
|       | 盛土等災害防止調査費                              | 40,000      | 建築指導課                                      |
| 少子化対策 | 市営住宅への子育て世帯向けへの優先的入居                    | 0           | 建築総務課                                      |
| 少子化対策 | 市街化調整区域における開発許可基準の緩和による住宅用地の供給の促進       | 0           | 建築指導課                                      |
| 少子化対策 | 子育て住まいづくり支援費補助金                         | 33,000      | 住宅政策室                                      |
| 少子化対策 | 住みよかプロジェクト協力認定制度の推進（官民連携）               | 0           | 住宅政策室                                      |
|       | 自治会要望アプリの利用促進                           | 0           | 中央総合事務所<br>地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所<br>地域整備課 |
|       | 【単独】道路新設改良事業費<br>地方道路等整備事業費（総合事務所）      | 352,000     | 中央総合事務所<br>地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所<br>地域整備課 |
|       | 公園の適正配置の推進                              | 0           | 中央総合事務所<br>地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所<br>地域整備課 |
|       | 民間活力を活用した公園等の維持管理の検討                    | 0           | 中央総合事務所<br>地域整備1・2課<br>東・南・北総合事務所<br>地域整備課 |

1 重点的施策

| 重点種別                                     | 具体的取組み（事業名及び内容）                                  | 予算額<br>(千円) | 担当課                               |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------|
|                                          | 【単独】自然災害防止対策事業費<br>道路                            | 68,000      | 東総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 【補助】公園施設整備事業費<br>公園施設長寿命化（総合事務所）                 | 12,500      | 東総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 【単独】辺地対策事業費<br>形上岳線                              | 20,000      | 北総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 【補助】公園施設整備事業費<br>公園施設長寿命化（総合事務所） ※対象：大型公園又は遊具の更新 | 33,000      | 北総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 【単独】公園施設整備事業費<br>公園施設長寿命化（総合事務所） ※対象：施設          | 31,000      | 北総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 公園適正配置の推進                                        | 5,000       | 北総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 【単独】公園便所整備事業費<br>既設公園                            | 5,000       | 北総合事務所<br>地域整備課                   |
|                                          | 新浄水場共同整備事業（手法はDBOによる）                            | 383,476     | 新浄水場整備室                           |
|                                          | 第12次配水施設整備事業（R5～R9）                              | 1,450,000   | 水道建設課                             |
|                                          | 下水道ストックマネジメント事業                                  | 497,660     | 下水道建設課<br>下水道施設課                  |
|                                          | 下水道施設統合整備事業                                      | 2,725,796   | 下水道建設課<br>下水道施設課                  |
|                                          | 下水道ウォーターPPP事業導入                                  | 55,884      | 下水道建設課<br>下水道施設課                  |
|                                          | 高島地区海底送水管更新事業（国の1次補正に伴うR7への前倒し分）                 | 0           | 水道建設課                             |
|                                          | 遠隔検針（スマートメーター）導入拡大                               | 787         | 料金サービス課                           |
|                                          | 上下水道料金等管理システム改修事業（推定精算見直し）                       | 0           | 料金サービス課                           |
|                                          | 上下水道事業運営審議会運営費・上下水道運営に係る広報活動費                    | 4,090       | 上下水道局総務課                          |
|                                          | 水道事業基金の有効活用                                      | 0           | 経理課                               |
|                                          | 送配水管のAIを活用した老朽度評価方法の導入事業（「第12次配水施設整備事業」の一部）      | 34,200      | 事業管理課<br>水道建設課                    |
|                                          | ドローン点検体制整備事業                                     | 280         | 事業管理課                             |
|                                          | 企業会計システム更新事業                                     | 74          | 経理課                               |
|                                          | 水道料金等eL-QR対応事業                                   | 6,102       | 料金サービス課                           |
| 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします。 |                                                  |             |                                   |
| 少子化対策                                    | ながさきめぐりあい創出事業費                                   | 15,354      | 長崎創生推進室                           |
| 少子化対策                                    | ながさきカップル応援事業費                                    | 3,178       | 長崎創生推進室                           |
| 少子化対策                                    | 少子化対策情報発信費                                       | 7,398       | 長崎創生推進室                           |
|                                          | 新火葬場整備調査費                                        | 1,567       | 新火葬場整備室                           |
|                                          | 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会費                              | 529         | 調査課                               |
|                                          | 生涯元気事業費【介護特会】                                    | 75,159      | 高齢者すこやか支援課                        |
|                                          | 在宅医療・介護連携推進事業費【介護特会】                             | 36,343      | 地域包括ケアシステム推進室                     |
| 少子化対策                                    | 障害福祉センター運営費（診療所費、障害児通所支援費）                       | 294,841     | 障害福祉課                             |
|                                          | 地域障害児支援体制強化事業費補助金                                | 8,556       | 障害福祉課                             |
|                                          | 発達障害啓発費                                          | 584         | 障害福祉課                             |
|                                          | 成年後見制度利用支援事業費                                    | 52,991      | 高齢者すこやか支援課                        |
|                                          | 成年後見制度利用支援費                                      | 8,932       | 障害福祉課                             |
|                                          | 多機関型包括的支援体制構築事業費                                 | 40,326      | 地域包括ケアシステム推進室                     |
| 経済再生                                     | 福祉と企業の虹の架け橋フェスタ開催費                               | 2,633       | 障害福祉課                             |
|                                          | ICT導入モデル事業費補助金                                   | 3,537       | 障害福祉課                             |
|                                          | 緊急時訪問介護事業費【介護特会】                                 | 37,223      | 高齢者すこやか支援課                        |
|                                          | 診療所事業特別会計                                        | 457,273     | 地域保健課<br>池島診療所<br>小口診療所<br>野母崎診療所 |
|                                          | 一次救急（休日・夜間）体制のあり方検討及び方向性の導出                      | 0           | 地域医療室                             |
|                                          | 長崎みなとメディカルセンターの構造改革（診療規模、診療内容、職員数の適正化）の推進        | 0           | 地域医療室                             |
|                                          | 健康長崎市民21普及費                                      | 2,623       | 健康づくり課                            |
|                                          | 動物管理対策費                                          | 42,861      | 動物愛護管理センター                        |

## 1 重点的施策

| 重点種別                                     | 具体的取組み（事業名及び内容）                                   | 予算額<br>(千円) | 担当課                                |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|------------------------------------|
|                                          | まちなこ不妊化推進費                                        | 11,729      | 動物愛護管理センター                         |
| 少子化対策                                    | こども家庭センター運営費                                      | 36,500      | 子育てサポート課<br>中央・東・南・北総合事務所<br>地域福祉課 |
|                                          | 妊婦支援給付事業費（給付金・事務費）                                | 229,085     | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | 乳児家庭全戸訪問費                                         | 13,348      | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | 妊娠期・乳児期家事代行サービス事業費                                | 15,961      | 子育てサポート課                           |
|                                          | 妊産婦健康診査費                                          | 224,057     | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | 産後ケア事業費                                           | 31,485      | 子育てサポート課                           |
|                                          | 親子歯科口腔保健費                                         | 11,998      | 子育てサポート課                           |
|                                          | ファミリーサポートセンター運営費                                  | 14,330      | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | 保育士等サポート事業費補助金                                    | 287,864     | 幼児課                                |
|                                          | 【単独】児童福祉施設整備事業費<br>市立認定こども園                       | 29,500      | 幼児課                                |
|                                          | 放課後児童健全育成費                                        | 1,999,332   | こどもみらい課                            |
|                                          | 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金<br>放課後児童クラブ                   | 79,701      | こどもみらい課                            |
| 少子化対策                                    | こどもインフルエンザ予防接種費                                   | 74,655      | こども政策課                             |
| 少子化対策                                    | こども医療対策費（乳児医療費無償化）                                | 1,307,329   | こども政策課                             |
|                                          | 養育支援訪問費                                           | 32          | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | 子育て世帯訪問支援事業費                                      | 2,451       | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | 子育て短期支援費                                          | 9,138       | 子育てサポート課                           |
| 少子化対策                                    | ひとり親家庭養育費確保支援費                                    | 1,150       | こども政策課                             |
|                                          | ひとり親家庭等進学支援事業費                                    | 1,340       | こども政策課                             |
|                                          | 【特別会計】母子父子福祉資金貸付金                                 | 12,033      | こども政策課                             |
| 少子化対策                                    | 子どもを守る取組推進費                                       | 8,217       | こども相談センター（こどもみらい課）                 |
| 少子化対策                                    | 子育て応援情報発信費                                        | 677         | こども政策課                             |
| 少子化対策                                    | 五歳児健康診査費（子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課）                    | 53,435      | 子育てサポート課<br>中央・東・南・北総合事務所<br>地域福祉課 |
|                                          | 生活保護受給者就労支援費                                      | 50          | 中央総合事務所<br>生活福祉1・2課                |
|                                          | 東部地区の子育て環境充実のための連携強化                              | 0           | 東総合事務所<br>地域福祉課                    |
|                                          | ささえあいマップの作成支援                                     | 0           | 東総合事務所<br>地域福祉課                    |
| 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします。 |                                                   |             |                                    |
| 経済再生<br>少子化対策                            | 子ども体験創出事業費（長崎スタジアムシティ関連）                          | 36,900      | 官民連携推進室                            |
|                                          | くらしの魅力創出事業費（長崎スタジアムシティ関連）                         | 64,200      | 官民連携推進室                            |
| 少子化対策                                    | デジタル化推進費（最新のテクノロジーに触れる場の創出分）                      | 29,822      | DX推進課                              |
|                                          | 文化振興推進活動費（新たな文化施設に係る文化振興審議会、先進地視察、市庁舎本館跡地除草に係る費用） | 2,763       | 文化振興課                              |
|                                          | 芸術文化シンポジウム開催費                                     | 2,646       | 文化振興課                              |
|                                          | 【単独】地域振興施設整備事業費<br>恐竜広場整備                         | 170,100     | 南総合事務所<br>地域整備課                    |
|                                          | 【単独】公民館施設整備事業費<br>大型公民館                           | 5,200       | 南総合事務所<br>地域福祉課                    |
| 少子化対策                                    | 学びの多様化推進費（※「学びの多様化推進費」、「不登校対策費」、「教育相談費」の3事業を統合）   | 38,980      | 教育研究所                              |
|                                          | 特別支援教育充実費                                         | 465,912     | 教育研究所                              |
| 少子化対策                                    | 国際理解教育推進費                                         | 12,640      | 学校教育課                              |
| 少子化対策                                    | 教育ICT推進費（小・中・高）                                   | 10,883      | 教育研究所                              |
|                                          | 学力向上推進費                                           | 16,204      | 学校教育課                              |
| 少子化対策                                    | キャリア教育推進事業費                                       | 13,423      | 学校教育課                              |
|                                          | 包括的性教育推進費                                         | 525         | 学校教育課                              |

# 1 重点的施策

| 重点種別                                     | 具体的取組み（事業名及び内容）                         | 予算額<br>(千円) | 担当課              |
|------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|------------------|
|                                          | 平和教育推進費                                 | 11,952      | 学校教育課            |
|                                          | 学校運営協議会費                                | 2,336       | 学校教育課            |
|                                          | 小中学校適正配置推進費                             | 460         | 適正配置推進室          |
|                                          | 学校図書館司書配置費                              | 147,755     | 学校教育課            |
|                                          | 学校徴収金管理費                                | 9,026       | 学務課              |
| 少子化対策                                    | 教員業務支援員配置費                              | 38,821      | 学務課              |
|                                          | 中学校部活動地域展開・地域連携費                        | 20,771      | 地域クラブ活動推進室       |
| 少子化対策                                    | 給食食材等調達費                                | 1,222,919   | 学校給食課            |
|                                          | 【補助】学校給食施設整備事業費<br>学校給食センター建設           | 5,127,460   | 学校給食センター整備室      |
|                                          | 学校給食センター運営費                             | 387,643     | 学校給食センター整備室      |
|                                          | 【補助】学校給食施設整備事業費<br>学校給食センター建設           | 2,669,240   | 学校給食センター整備室      |
|                                          | 学校給食センター運営費                             | 187,386     | 学校給食センター整備室      |
|                                          | 【単独】恐竜博物館施設整備事業費<br>恐竜博物館設備整備           | 28,400      | 生涯学習施設課          |
| 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします。 |                                         |             |                  |
| 新市役所創造                                   | 広報戦略推進費                                 | 6,006       | 広報広聴課            |
|                                          | 広報紙等発行費                                 | 63,875      | 広報広聴課            |
|                                          | テレビ・新聞等広報費                              | 25,389      | 広報広聴課            |
|                                          | インターネット情報発信費                            | 19,016      | 広報広聴課            |
| 新市役所創造                                   | 市民との対話行事費                               | 544         | 広報広聴課            |
| 新市役所創造                                   | 官民連携推進費                                 | 3,012       | 官民連携推進室          |
| 新市役所創造                                   | 一般管理費事務費                                | 14,167      | 人事課              |
| 新市役所創造                                   | 人事給与管理システム運営費                           | 32,211      | 人事課              |
| 新市役所創造                                   | 職員研修費                                   | 8,336       | 職員研修所            |
| 新市役所創造                                   | 自己啓発費                                   | 450         | 職員研修所            |
| 新市役所創造                                   | 派遣研修費                                   | 600         | 職員研修所            |
| 新市役所創造                                   | 公金支払方法のキャッシュレス化推進（窓口）                   | 0           | 行政体制整備室          |
|                                          | 公用車集中管理システムの導入                          | 3,943       | 行政体制整備室<br>庁舎管理課 |
| 新市役所創造                                   | 庁内ネットワーク運営費（職場環境の整備）                    | 48,009      | 情報統計課            |
| 新市役所創造                                   | デジタル化推進費（デジタル人材育成プログラム）                 | 13,292      | DX推進課            |
| 新市役所創造                                   | デジタル化推進費（データ利活用の促進分）                    | 17,355      | DX推進課            |
| 新市役所創造                                   | デジタル化推進費（デジタル等を活用したBPRの推進）              | 19,729      | DX推進課            |
|                                          | I C T活用業務効率化推進費（I C T活用による業務効率化）        | 25,942      | 情報統計課            |
|                                          | 基幹業務系システム運営費（標準準拠システムへの移行）              | 684,214     | 情報統計課            |
|                                          | 情報システムの標準化・共通化                          | 1,276,886   | DX推進課            |
|                                          | アドバイザーと連携した財政状況の分析及び財政運営の見直し            | 0           | 財政課              |
| 新市役所創造                                   | 債権回収業務委託（未収金対策費）                        | 5,830       | 特別滞納整理室          |
| 新市役所創造                                   | 公共施設マネジメント推進費                           | 799         | 資産経営課            |
| 新市役所創造                                   | 市税等の収納・徴収業務に係る作業的業務の委託（税務総務費事務費）        | 60,432      | 収納課              |
|                                          | SMS（ショートメッセージサービス）による市税等の納付勧奨業務（未収金対策費） | 5,016       | 収納課              |
| 新市役所創造                                   | まちづくり活動推進費（市民主体のまちづくり活動PR事業）            | 5,333       | 自治振興課            |
| 新市役所創造                                   | まちづくり活動推進費（自治会デジタル化支援事業）                | 5,579       | 自治振興課            |
| 新市役所創造                                   | まちづくり活動推進費（自治会データベース構築事業）               | 898         | 自治振興課            |
| 新市役所創造                                   | まちづくり活動推進費（ながさき型地域貢献企業等認定制度）            | 149         | 自治振興課            |

# 1 重点的施策

| 重点種別   | 具体的取組み（事業名及び内容）                              | 予算額<br>(千円) | 担当課                                                                             |
|--------|----------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 新市役所創造 | ながさき元気づくり応援助成事業費                             | 2,621       | 自治振興課                                                                           |
| 新市役所創造 | 行政提案型協働事業実施費（共感を支援へつなげたい！リーダーの想いを届ける動画制作と発信） | 1,715       | 市民協働推進室                                                                         |
|        | 地域コミュニティ推進事業費                                | 3,582       | 地域コミュニティ推進室                                                                     |
|        | マイナンバーカード利活用推進事業                             | 0           | 住民情報課                                                                           |
| 新市役所創造 | 企業版ふるさと納税推進費                                 | 3,169       | 商業振興課                                                                           |
|        | 戸籍住民基本台帳費事務費                                 | 448         | 中央地域センター                                                                        |
|        | 地域支援事業等の申請書等の見直し・電子申請システムの活用の検討              | 0           | 中央・東・南・北総合事務所<br>地域福祉課                                                          |
|        | 医療券発行依頼、収入申告等における電子申請システムの活用                 | 0           | 中央総合事務所<br>生活福祉1・2課                                                             |
|        | 地域活性化事業費                                     | 20,000      | 中央総合事務所<br>総務課<br>中央地域センター<br>中央・東・南・北総合事務所<br>地域福祉課                            |
|        | （仮）福田合同庁舎移転事業費                               | 0           | 中央総合事務所<br>総務課<br>福田地域センター                                                      |
|        | 【単独】ふれあいセンター施設整備事業費<br>施設改修                  | 144,700     | 中央総合事務所<br>総務課<br>東総合事務所<br>地域福祉課                                               |
|        | 【単独】銭座地区コミュニティセンター施設整備事業費<br>施設改修            | 60,900      | 中央総合事務所<br>総務課                                                                  |
|        | 職場内研修                                        | 0           | 中央総合事務所<br>生活福祉1・2課<br>地域整備1・2課                                                 |
|        | 自治体AIの活用                                     | 0           | 中央総合事務所<br>生活福祉1・2課                                                             |
|        | 地域おこし協力隊事業費                                  | 18,570      | 南・北総合事務所<br>地域福祉課<br>伊王島地域センター<br>高島地域センター<br>野母崎地域センター<br>外海地域センター<br>琴海地域センター |

※令和8年度 当初予算の主な内容のみを掲載している。

## 2 各会計別当初予算

(単位：千円)

| 年度及び比較<br>区 分  |                     | 令和8年度       |       | 令和7年度       |       | 比較増△減       |       |
|----------------|---------------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
|                |                     | 予算額         | 構成比   | 予算額         | 構成比   | 金額          | 増減率   |
| 一般会計           |                     |             | %     |             | %     |             | %     |
|                |                     | 227,560,000 | 60.3  | 241,340,000 | 61.8  | △13,780,000 | △5.7  |
| 特別会計           | 観光施設事業              | 596,243     | 0.2   | 335,267     | 0.1   | 260,976     | 77.8  |
|                | 国民健康保険事業            | 48,663,097  | 12.9  | 50,211,296  | 12.9  | △1,548,199  | △3.1  |
|                | 土地取得                | 1,354,069   | 0.4   | 1,592,618   | 0.4   | △238,549    | △15.0 |
|                | 中央卸売市場事業            | 312,991     | 0.1   | 254,791     | 0.1   | 58,200      | 22.8  |
|                | 駐車場事業               | 193,467     | 0.1   | 127,380     | 0.0   | 66,087      | 51.9  |
|                | 財産区                 | 46,757      | 0.0   | 47,182      | 0.0   | △425        | △0.9  |
|                | 母子父子寡婦福祉<br>資金貸付事業  | 61,019      | 0.0   | 54,255      | 0.0   | 6,764       | 12.5  |
|                | 介護保険事業              | 50,521,400  | 13.4  | 50,024,783  | 12.8  | 496,617     | 1.0   |
|                | 診療所事業               | 457,273     | 0.1   | 412,997     | 0.1   | 44,276      | 10.7  |
|                | 後期高齢者医療事業           | 8,584,371   | 2.3   | 7,565,427   | 1.9   | 1,018,944   | 13.5  |
|                | 長崎市立病院機構<br>病院事業債管理 | 2,749,543   | 0.7   | 861,110     | 0.2   | 1,888,433   | 219.3 |
|                | 小計                  | 113,540,230 | 30.1  | 111,487,106 | 28.6  | 2,053,124   | 1.8   |
| 公営<br>企業<br>会計 | 水道事業                | 14,764,694  | 3.9   | 15,327,193  | 3.9   | △562,499    | △3.7  |
|                | 下水道事業               | 21,717,153  | 5.8   | 22,102,272  | 5.7   | △385,119    | △1.7  |
|                | 小計                  | 36,481,847  | 9.7   | 37,429,465  | 9.6   | △947,618    | △2.5  |
| 合計             |                     | 377,582,077 | 100.0 | 390,256,571 | 100.0 | △12,674,494 | △3.2  |

### 3 一般会計款別当初予算

#### (1) 歳入(款別)

(単位：千円)

| 区 分 \ 年 度 及 び 比 較     | 令 和 8 年 度   |       | 令 和 7 年 度   |       | 比 較 増 Δ 減   |        |
|-----------------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|--------|
|                       | 予 算 額       | 構 成 比 | 予 算 額       | 構 成 比 | 金 額         | 増 減 率  |
|                       |             | %     |             | %     |             | %      |
| ○ 市 税                 | 60,345,727  | 26.5  | 60,160,813  | 24.9  | 184,914     | 0.3    |
| 地 方 譲 与 税             | 962,469     | 0.4   | 976,506     | 0.4   | △14,037     | △1.4   |
| 利 子 割 交 付 金           | 170,124     | 0.1   | 27,708      | 0.0   | 142,416     | 514.0  |
| 配 当 割 交 付 金           | 278,120     | 0.1   | 290,332     | 0.1   | △12,212     | △4.2   |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 517,650     | 0.2   | 436,158     | 0.2   | 81,492      | 18.7   |
| 法 人 事 業 税 交 付 金       | 824,121     | 0.4   | 772,640     | 0.3   | 51,481      | 6.7    |
| 地 方 消 費 税 交 付 金       | 11,998,520  | 5.3   | 10,546,788  | 4.4   | 1,451,732   | 13.8   |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金   | 49,603      | 0.0   | 51,892      | 0.0   | △2,289      | △4.4   |
| 環 境 性 能 割 交 付 金       | 1           | 0.0   | 81,507      | 0.0   | △81,506     | △100.0 |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金     | 300         | 0.0   | 300         | 0.0   | -           | -      |
| 地 方 特 例 交 付 金         | 387,092     | 0.2   | 267,626     | 0.1   | 119,466     | 44.6   |
| 地 方 交 付 税             | 38,812,914  | 17.1  | 40,724,750  | 16.9  | △1,911,836  | △4.7   |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 38,700      | 0.0   | 48,200      | 0.0   | △9,500      | △19.7  |
| ○ 分 担 金 及 び 負 担 金     | 1,195,605   | 0.5   | 1,235,876   | 0.5   | △40,271     | △3.3   |
| ○ 使 用 料 及 び 手 数 料     | 3,946,357   | 1.7   | 3,737,167   | 1.5   | 209,190     | 5.6    |
| 国 庫 支 出 金             | 60,473,558  | 26.6  | 65,359,461  | 27.1  | △4,885,903  | △7.5   |
| 県 支 出 金               | 17,508,813  | 7.7   | 15,760,599  | 6.5   | 1,748,214   | 11.1   |
| ○ 財 産 収 入             | 1,398,058   | 0.6   | 4,205,544   | 1.7   | △2,807,486  | △66.8  |
| ○ 寄 附 金               | 1,850,054   | 0.8   | 2,180,281   | 0.9   | △330,227    | △15.1  |
| ○ 繰 入 金               | 9,179,996   | 4.0   | 9,630,559   | 4.0   | △450,563    | △4.7   |
| ○ 繰 越 金               | 1           | 0.0   | 1           | 0.0   | -           | -      |
| ○ 諸 収 入               | 5,090,517   | 2.2   | 7,067,592   | 2.9   | △1,977,075  | △28.0  |
| 市 債                   | 12,531,700  | 5.5   | 17,777,700  | 7.4   | △5,246,000  | △29.5  |
| 合 計                   | 227,560,000 | 100.0 | 241,340,000 | 100.0 | △13,780,000 | △5.7   |

※ ○印は自主財源

|         |             |      |             |      |            |      |
|---------|-------------|------|-------------|------|------------|------|
| 自 主 財 源 | 83,006,315  | 36.5 | 88,217,833  | 36.6 | △5,211,518 | △5.9 |
| 依 存 財 源 | 144,553,685 | 63.5 | 153,122,167 | 63.4 | △8,568,482 | △5.6 |

## (2) 歳 出 (款別)

(単位：千円)

| 区 分           | 令 和 8 年 度   |       | 令 和 7 年 度   |       | 比 較 増 Δ 減   |       |
|---------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
|               | 予 算 額       | 構 成 比 | 予 算 額       | 構 成 比 | 金 額         | 増 減 率 |
| 1 議 会 費       | 840,350     | 0.4   | 857,930     | 0.4   | △17,580     | △2.0  |
| 2 総 務 費       | 23,470,013  | 10.3  | 25,597,655  | 10.6  | △2,127,642  | △8.3  |
| 3 民 生 費       | 115,048,853 | 50.6  | 115,572,785 | 47.9  | △523,932    | △0.5  |
| 4 衛 生 費       | 17,023,296  | 7.5   | 26,440,108  | 11.0  | △9,416,812  | △35.6 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 2,808,656   | 1.2   | 2,812,074   | 1.2   | △3,418      | △0.1  |
| 7 商 工 費       | 3,446,462   | 1.5   | 3,464,581   | 1.4   | △18,119     | △0.5  |
| 8 土 木 費       | 18,509,608  | 8.1   | 20,241,079  | 8.4   | △1,731,471  | △8.6  |
| 9 消 防 費       | 5,096,807   | 2.2   | 5,034,286   | 2.1   | 62,521      | 1.2   |
| 10 教 育 費      | 15,263,368  | 6.7   | 15,180,935  | 6.3   | 82,433      | 0.5   |
| 11 災 害 復 旧 費  | 449,800     | 0.2   | 563,200     | 0.2   | △113,400    | △20.1 |
| 12 公 債 費      | 25,522,787  | 11.2  | 25,475,367  | 10.6  | 47,420      | 0.2   |
| 13 予 備 費      | 80,000      | 0.0   | 100,000     | 0.0   | △20,000     | △20.0 |
| 合 計           | 227,560,000 | 100.0 | 241,340,000 | 100.0 | △13,780,000 | △5.7  |

## (3) 歳 出 (性質別)

(単位：千円)

| 区 分<br>年度及び比較 |                   | 令 和 8 年 度   |       | 令 和 7 年 度   |       | 比 較 増 Δ 減   |       |
|---------------|-------------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
|               |                   | 予 算 額       | 構 成 比 | 予 算 額       | 構 成 比 | 金 額         | 増 減 率 |
| 1 人           | 件 費               | 29,891,376  | 13.1  | 29,838,104  | 12.4  | 53,272      | 0.2   |
|               | (1) 特 別 職 給 与     | 478,774     | 0.2   | 492,196     | 0.2   | △13,422     | △2.7  |
|               | (2) 職 員 給         | 20,032,706  | 8.8   | 20,052,369  | 8.3   | △19,663     | △0.1  |
|               | ア 基 本 給           | 12,557,036  | 5.5   | 12,616,843  | 5.2   | △59,807     | △0.5  |
|               | イ そ の 他 の 手 当     | 7,475,670   | 3.3   | 7,435,526   | 3.1   | 40,144      | 0.5   |
|               | (3) 地方公務員共済組合等負担金 | 4,373,804   | 1.9   | 4,545,853   | 1.9   | △172,049    | △3.8  |
|               | (4) 退 職 金         | 2,202,096   | 1.0   | 1,706,406   | 0.7   | 495,690     | 29.0  |
|               | (5) そ の 他         | 2,803,996   | 1.2   | 3,041,280   | 1.3   | △237,284    | △7.8  |
| 2 物           | 件 費               | 30,315,259  | 13.3  | 31,312,169  | 13.0  | △996,910    | △3.2  |
| 3 維 持 補 修 費   |                   | 1,258,325   | 0.6   | 1,389,616   | 0.6   | △131,291    | △9.4  |
| 4 扶 助 費       |                   | 90,650,279  | 39.8  | 90,608,452  | 37.5  | 41,827      | 0.0   |
| 5 補 助 費 等     |                   | 11,577,541  | 5.1   | 11,234,181  | 4.7   | 343,360     | 3.1   |
| 6 投 資 的 経 費   |                   | 19,373,910  | 8.5   | 30,789,778  | 12.8  | △11,415,868 | △37.1 |
|               | (1) 普 通 建 設 事 業 費 | 18,924,110  | 8.3   | 30,226,578  | 12.5  | △11,302,468 | △37.4 |
|               | ア 補 助 分           | 10,104,210  | 4.4   | 21,890,066  | 9.1   | △11,785,856 | △53.8 |
|               | イ 単 独 分           | 7,824,359   | 3.4   | 7,321,751   | 3.0   | 502,608     | 6.9   |
|               | ウ 県 施 行 分         | 995,541     | 0.4   | 1,014,761   | 0.4   | △19,220     | △1.9  |
|               | (2) 災 害 復 旧 事 業 費 | 449,800     | 0.2   | 563,200     | 0.2   | △113,400    | △20.1 |
|               | ア 補 助 分           | 125,000     | 0.1   | 135,000     | 0.1   | △10,000     | △7.4  |
|               | イ 単 独 分           | 324,800     | 0.1   | 428,200     | 0.2   | △103,400    | △24.1 |
| 7 公 債 費       |                   | 25,522,787  | 11.2  | 25,475,367  | 10.6  | 47,420      | 0.2   |
| 8 積 立 金       |                   | 1,614,857   | 0.7   | 3,351,674   | 1.4   | △1,736,817  | △51.8 |
| 9 出 資 金       |                   | 2,265,851   | 1.0   | 2,194,469   | 0.9   | 71,382      | 3.3   |
| 10 貸 付 金      |                   | 1,233,782   | 0.5   | 1,269,344   | 0.5   | △35,562     | △2.8  |
| 11 繰 出 金      |                   | 13,776,033  | 6.1   | 13,776,846  | 5.7   | △813        | △0.0  |
| 12 予 備 費      |                   | 80,000      | 0.0   | 100,000     | 0.0   | △20,000     | △20.0 |
| 合 計           |                   | 227,560,000 | 100.0 | 241,340,000 | 100.0 | △13,780,000 | △5.7  |

#### 4 一般会計より他会計への繰出状況

※（繰出金）

| 年 度<br>区 分                 |                                  | 令 和 8 年 度  |       |       | 令 和 7 年 度  |       |            |       |
|----------------------------|----------------------------------|------------|-------|-------|------------|-------|------------|-------|
|                            |                                  | 当 初 予 算 額  | 構 成 比 | 増 減 率 | 当 初 予 算 額  | 構 成 比 | 決 算 見 込 額  | 構 成 比 |
| 特<br>別<br>会<br>計           | 千円                               | 千円         | %     | %     | 千円         | %     | 千円         | %     |
|                            | 観 光 施 設 事 業                      | -          | -     | -     | -          | -     | 2,319      | 0.0   |
|                            | 国 民 健 康 保 険 事 業                  | 3,818,120  | 21.3  | △7.7  | 4,135,268  | 22.9  | 3,891,438  | 22.7  |
|                            | 土 地 取 得                          | -          | -     | -     | -          | -     | -          | -     |
|                            | 中 央 卸 売 市 場 事 業                  | 63,204     | 0.4   | 5.5   | 59,916     | 0.3   | 46,503     | 0.3   |
|                            | 駐 車 場 事 業                        | -          | -     | -     | -          | -     | 14         | 0.0   |
|                            | 財 産 区                            | -          | -     | -     | -          | -     | -          | -     |
|                            | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉<br>資 金 貸 付 事 業   | 6,325      | 0.0   | △18.1 | 7,722      | 0.0   | 5,115      | 0.0   |
|                            | 介 護 保 険 事 業                      | 7,464,821  | 41.6  | 0.5   | 7,430,385  | 41.1  | 6,955,904  | 40.5  |
|                            | 診 療 所 事 業                        | 260,858    | 1.5   | △2.6  | 267,739    | 1.5   | 230,771    | 1.3   |
|                            | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業                | 2,162,705  | 12.0  | 15.3  | 1,875,816  | 10.4  | 1,858,033  | 10.8  |
|                            | 長 崎 市 立 病 院 機 構<br>病 院 事 業 債 管 理 | -          | -     | -     | -          | -     | -          | -     |
| 小 計                        |                                  | 13,776,033 | 76.7  | △0.0  | 13,776,846 | 76.3  | 12,990,097 | 75.6  |
| 公<br>営<br>企<br>業<br>会<br>計 | 水 道 事 業                          | 224,122    | 1.2   | 65.5  | 135,424    | 0.7   | 135,093    | 0.8   |
|                            | 下 水 道 事 業                        | 3,960,304  | 22.1  | △4.6  | 4,149,587  | 23.0  | 4,052,364  | 23.6  |
|                            | 小 計                              | 4,184,426  | 23.3  | △2.3  | 4,285,011  | 23.7  | 4,187,457  | 24.4  |
| 合 計                        |                                  | 17,960,459 | 100.0 | △0.6  | 18,061,857 | 100.0 | 17,177,554 | 100.0 |

※（繰入金）

| 年 度<br>区 分       |                                | 令 和 8 年 度 |       |         | 令 和 7 年 度 |       |           |       |
|------------------|--------------------------------|-----------|-------|---------|-----------|-------|-----------|-------|
|                  |                                | 当 初 予 算 額 | 構 成 比 | 増 減 率   | 当 初 予 算 額 | 構 成 比 | 決 算 見 込 額 | 構 成 比 |
| 特<br>別<br>会<br>計 | 千円                             | 千円        | %     | %       | 千円        | %     | 千円        | %     |
|                  | 観 光 施 設 事 業                    | 112,342   | 40.8  | 1,289.0 | 8,088     | 4.9   | 33,857    | 17.8  |
|                  | 駐 車 場 事 業                      | 2         | 0.0   | -       | 2         | 0.0   | 3         | 0.0   |
|                  | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉<br>資 金 貸 付 事 業 | 22,240    | 8.1   | 29.0    | 17,235    | 10.4  | 17,234    | 9.1   |
| 合 計              |                                | 140,569   | 51.1  | △0.0    | 140,584   | 84.7  | 138,568   | 73.1  |
| 合 計              |                                | 275,153   | 100.0 | 65.8    | 165,909   | 100.0 | 189,662   | 100.0 |

## 5 市債の状況

(単位：千円)

| 区 分       | R6 年 度 末    |  | R7 年 度 末       |  | R8 年 度 中 増 減 額 見 込 み |                    | R8 年 度 末<br>現 在 高 見 込 み 額<br>( A ) + ( B )<br>- ( C ) |
|-----------|-------------|--|----------------|--|----------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|
|           | 現 在 高       |  | 現 在 高<br>( A ) |  | 起 債 見 込<br>( B )     | 元 金 償 還 金<br>( C ) |                                                       |
| 合 計       | 325,326,643 |  | 316,376,161    |  | 17,603,600           | 30,800,199         | 303,179,562                                           |
| 一 般 会 計   | 253,299,049 |  | 250,573,917    |  | 12,531,700           | 23,460,109         | 239,645,508                                           |
| 普 通 債     | 181,819,700 |  | 186,244,617    |  | 12,176,400           | 16,424,969         | 181,996,048                                           |
| 議 会       | -           |  | -              |  | -                    | -                  | -                                                     |
| 総 務       | 27,385,861  |  | 26,954,559     |  | 1,726,680            | 1,522,296          | 27,158,943                                            |
| 民 生       | 3,205,161   |  | 3,045,960      |  | 44,900               | 316,678            | 2,774,182                                             |
| 衛 生       | 23,903,855  |  | 30,920,052     |  | 3,233,150            | 2,486,751          | 31,666,451                                            |
| 農 林 水 産 業 | 6,376,675   |  | 6,235,341      |  | 545,400              | 624,112            | 6,156,629                                             |
| 商 工       | 15,907,926  |  | 15,732,285     |  | 57,300               | 1,220,240          | 14,569,345                                            |
| 土 木       | 71,359,167  |  | 68,807,026     |  | 4,679,200            | 7,023,695          | 66,462,531                                            |
| 消 防       | 3,953,910   |  | 3,377,190      |  | 128,800              | 686,655            | 2,819,335                                             |
| 教 育       | 29,727,145  |  | 31,172,204     |  | 1,760,970            | 2,544,542          | 30,388,632                                            |
| 災 害 復 旧 債 | 1,855,758   |  | 1,692,741      |  | 355,300              | 254,094            | 1,793,947                                             |
| そ の 他     | 69,623,591  |  | 62,636,559     |  | -                    | 6,781,046          | 55,855,513                                            |
| 特 別 会 計   | 12,524,933  |  | 11,685,814     |  | 2,221,600            | 936,914            | 12,970,500                                            |
| 企 業 会 計   | 59,502,661  |  | 54,116,430     |  | 2,850,300            | 6,403,176          | 50,563,554                                            |

## 6 一般会計歳入歳出決算見込

### (1) 歳 入 (財源別構成)

| 年 度 別<br>性 質 別   |                       | 令 和 7 年 度   |       |                | 令 和 6 年 度   |       |                |
|------------------|-----------------------|-------------|-------|----------------|-------------|-------|----------------|
|                  |                       | 決 算 見 込 額   | 構 成 比 | 前 年 度<br>増 減 率 | 決 算 額       | 構 成 比 | 前 年 度<br>増 減 率 |
| 合 計              |                       | 千円          | %     | %              | 千円          | %     | %              |
|                  |                       | 249,831,131 | 100.0 | 5.0            | 237,840,810 | 100.0 | 0.3            |
| 自<br>主<br>財<br>源 | 計                     | 87,914,799  | 35.2  | 5.2            | 83,546,768  | 35.1  | △ 1.6          |
|                  | 市 税                   | 58,922,673  | 23.6  | 5.4            | 55,893,276  | 23.5  | 1.0            |
|                  | 分 担 金 及 び 負 担 金       | 1,194,216   | 0.5   | △ 1.1          | 1,207,503   | 0.5   | △ 13.3         |
|                  | 使 用 料 及 び 手 数 料       | 3,607,166   | 1.4   | △ 0.9          | 3,638,332   | 1.5   | △ 1.6          |
|                  | 財 産 収 入               | 3,959,515   | 1.6   | 12.7           | 3,514,363   | 1.5   | 84.6           |
|                  | 寄 附 金                 | 1,343,019   | 0.5   | 8.7            | 1,235,685   | 0.5   | △ 41.8         |
|                  | 繰 入 金                 | 5,944,466   | 2.4   | 41.2           | 4,209,118   | 1.8   | △ 37.2         |
|                  | 繰 越 金                 | 3,428,703   | 1.4   | △ 54.9         | 7,597,090   | 3.2   | △ 2.7          |
|                  | 諸 収 入                 | 9,515,041   | 3.8   | 52.2           | 6,251,401   | 2.6   | 5.0            |
|                  | 計                     | 161,916,332 | 64.8  | 4.9            | 154,294,042 | 64.9  | 1.4            |
| 依<br>存<br>財<br>源 | 地 方 譲 与 税             | 1,003,749   | 0.4   | 0.8            | 995,535     | 0.4   | 1.1            |
|                  | 利 子 割 交 付 金           | 103,308     | 0.0   | 305.5          | 25,477      | 0.0   | 63.3           |
|                  | 配 当 割 交 付 金           | 276,278     | 0.1   | △ 3.9          | 287,578     | 0.1   | 47.6           |
|                  | 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 513,852     | 0.2   | 18.9           | 432,027     | 0.2   | 77.8           |
|                  | 法 人 事 業 税 交 付 金       | 700,045     | 0.3   | △ 4.0          | 728,845     | 0.3   | 4.7            |
|                  | 地 方 消 費 税 交 付 金       | 11,285,979  | 4.5   | 8.0            | 10,450,827  | 4.4   | △ 0.4          |
|                  | ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金   | 49,608      | 0.0   | △ 2.8          | 51,041      | 0.0   | △ 5.8          |
|                  | 自 動 車 取 得 税 交 付 金     | -           | -     | -              | -           | -     | 皆減             |
|                  | 環 境 性 能 割 交 付 金       | 81,126      | 0.0   | △ 2.4          | 83,095      | 0.0   | 18.4           |
|                  | 国有提供施設等所在市町村助成交付金     | 300         | 0.0   | 0.0            | 300         | 0.0   | 0.0            |
|                  | 地 方 特 例 交 付 金         | 275,176     | 0.1   | △ 85.4         | 1,890,291   | 0.8   | 527.6          |
|                  | 地 方 交 付 税             | 41,848,067  | 16.8  | 3.7            | 40,352,902  | 17.0  | 3.5            |
|                  | 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 37,145      | 0.0   | △ 4.1          | 38,716      | 0.0   | △ 6.5          |
|                  | 国 庫 支 出 金             | 68,529,512  | 27.4  | 1.2            | 67,718,809  | 28.5  | △ 2.9          |
|                  | 県 支 出 金               | 15,882,187  | 6.4   | 4.3            | 15,222,272  | 6.4   | 0.1            |
|                  | 市 債                   | 21,330,000  | 8.5   | 33.2           | 16,016,327  | 6.7   | 6.2            |

## (2) 歳 出 (性質別)

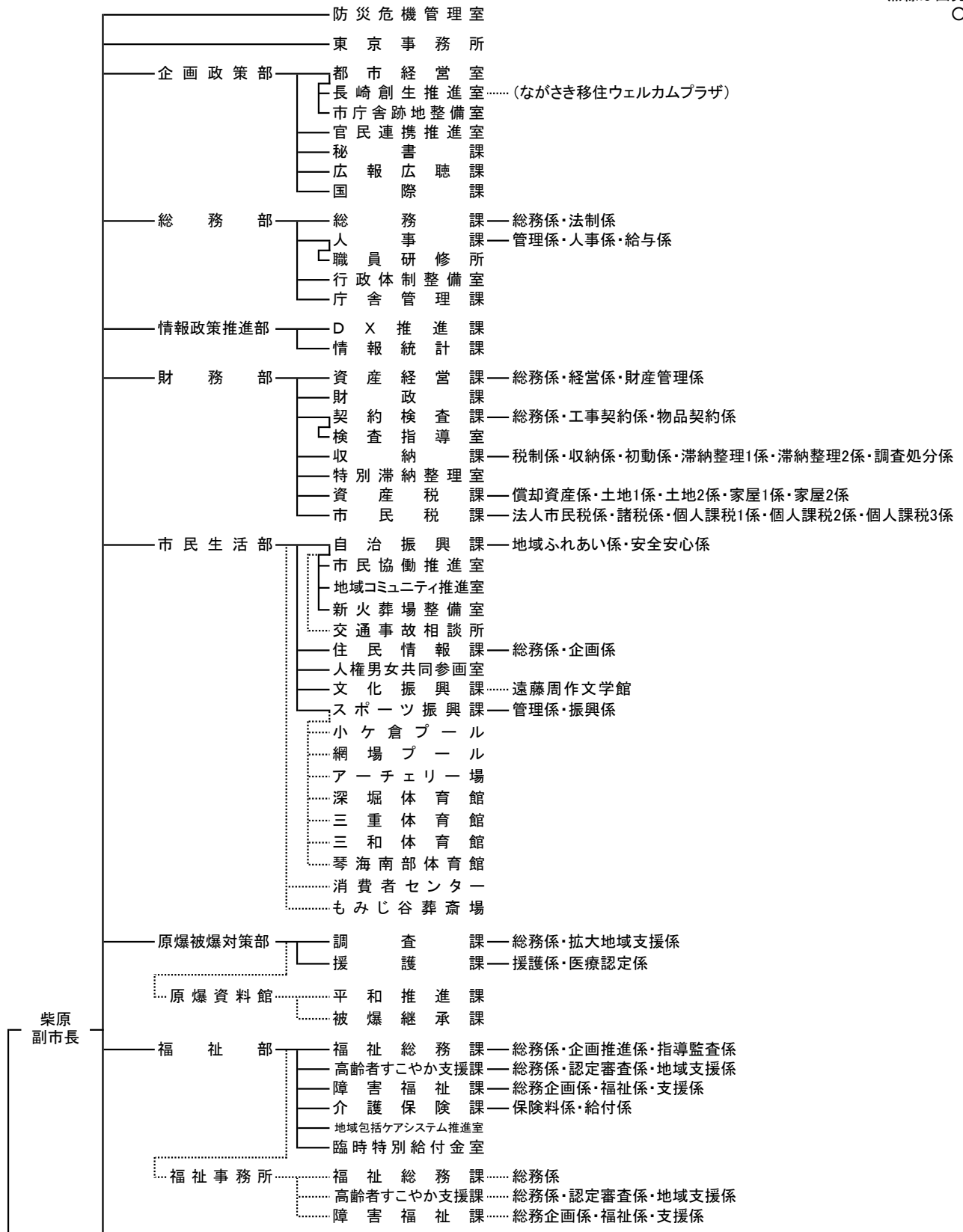
| 年 度 別<br>性 質 別      |               |       | 令 和 7 年 度   |            |                | 令 和 6 年 度   |            |                |
|---------------------|---------------|-------|-------------|------------|----------------|-------------|------------|----------------|
|                     |               |       | 決 算 見 込 額   | 構 成 比      | 前 年 度<br>増 減 率 | 決 算 額       | 構 成 比      | 前 年 度<br>増 減 率 |
|                     |               |       | 千円          | %          | %              | 千円          | %          | %              |
| 合 計                 |               |       | 246,061,248 | 100.0      | 5.0            | 234,412,104 | 100.0      | 2.2            |
| 人 件 費               |               |       | 29,265,763  | 11.9       | 3.5            | 28,285,822  | 12.1       | 8.3            |
| 物 件 費               |               |       | 28,716,732  | 11.7       | 12.7           | 25,472,574  | 10.9       | 3.4            |
| 維 持 補 修 費           |               |       | 1,443,725   | 0.6        | △ 21.7         | 1,844,765   | 0.8        | △ 4.0          |
| 扶 助 費               |               |       | 92,127,628  | 37.4       | 1.1            | 91,096,605  | 38.9       | 1.4            |
| 補 助 費 等             |               |       | 12,892,385  | 5.2        | 1.7            | 12,676,435  | 5.4        | △ 12.1         |
| 投 資 的 経 費           |               |       | 32,246,167  | 13.1       | 20.2           | 26,823,558  | 11.4       | 9.7            |
|                     | 普 通 建 設 事 業 費 |       | 32,122,940  | 13.1       | 20.7           | 26,624,595  | 11.4       | 10.0           |
|                     | 補             | 助 分   | 23,282,848  | 9.5        | 47.5           | 15,785,566  | 6.7        | 30.2           |
|                     |               | 単 独 分 | 8,840,092   | 3.6        | △ 18.4         | 10,839,029  | 4.6        | △ 10.3         |
|                     | 災 害 復 旧 費     |       | 123,227     | 0.1        | △ 38.1         | 198,963     | 0.1        | △ 24.3         |
|                     | 補             | 助 分   | 46,352      | 0.0        | △ 26.3         | 62,917      | 0.0        | △ 57.0         |
|                     |               | 単 独 分 | 76,875      | 0.0        | △ 43.5         | 136,046     | 0.1        | 16.8           |
|                     | 公 債 費         |       |             | 25,378,834 | 10.3           | △ 5.9       | 26,961,623 | 11.5           |
| 積 立 金               |               |       | 6,842,408   | 2.8        | 54.8           | 4,420,063   | 1.9        | △ 23.9         |
| 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金 |               |       | 4,157,509   | 1.7        | 14.5           | 3,631,884   | 1.5        | 2.8            |
| 繰 出 金               |               |       | 12,990,097  | 5.3        | △ 1.6          | 13,198,775  | 5.6        | △ 2.2          |

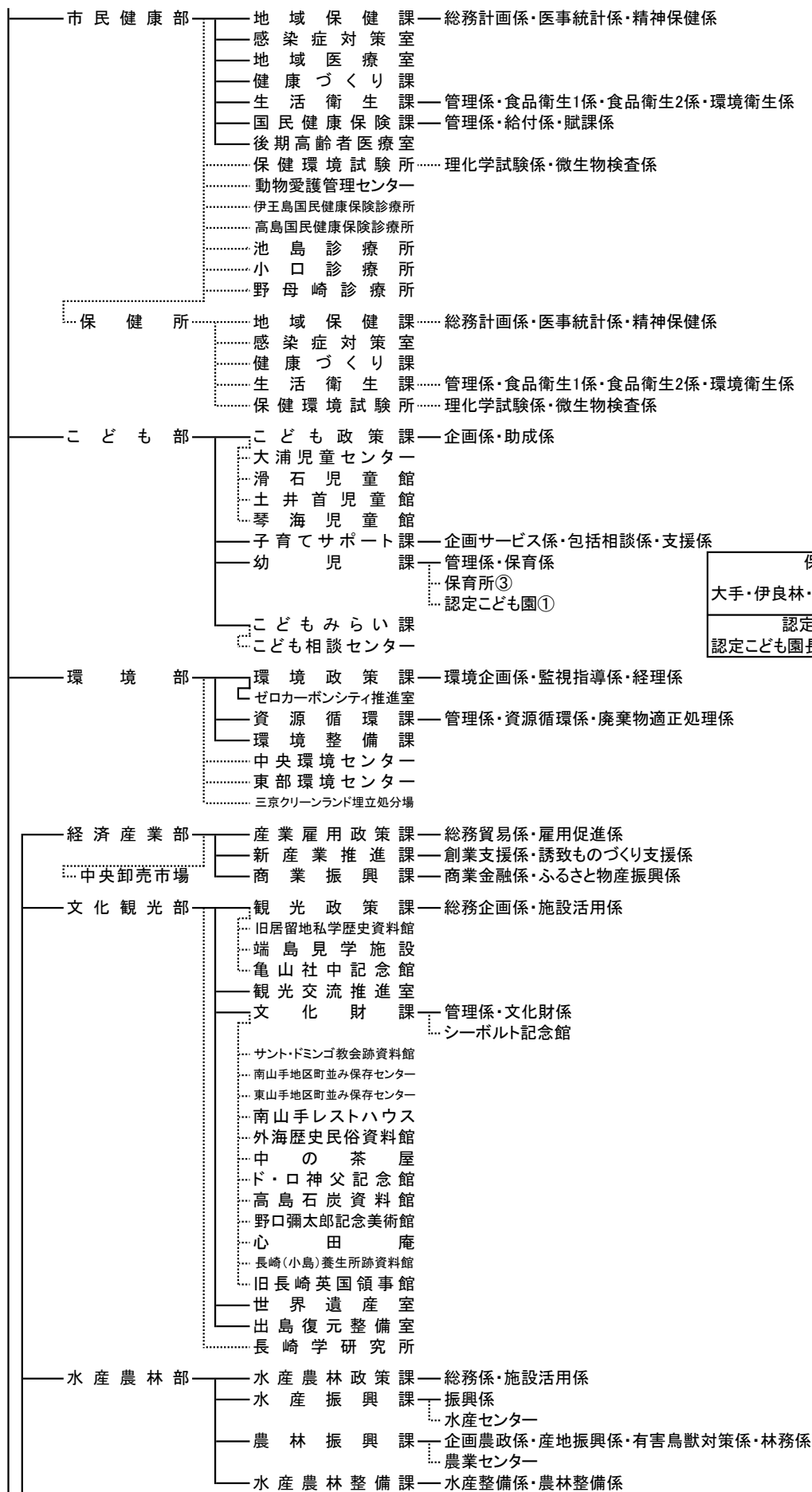
# 長崎市機構表

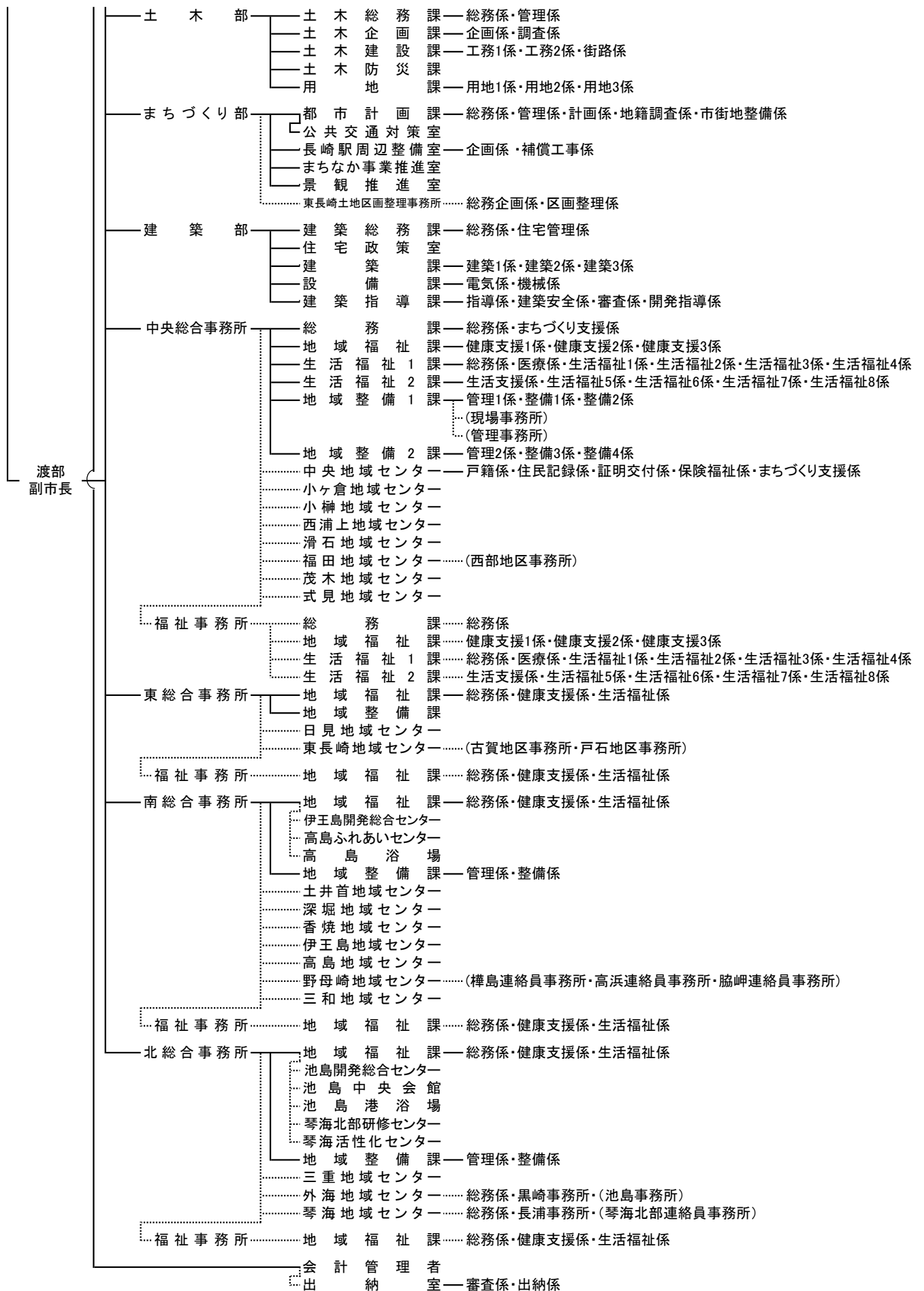
(令和8年4月1日現在)

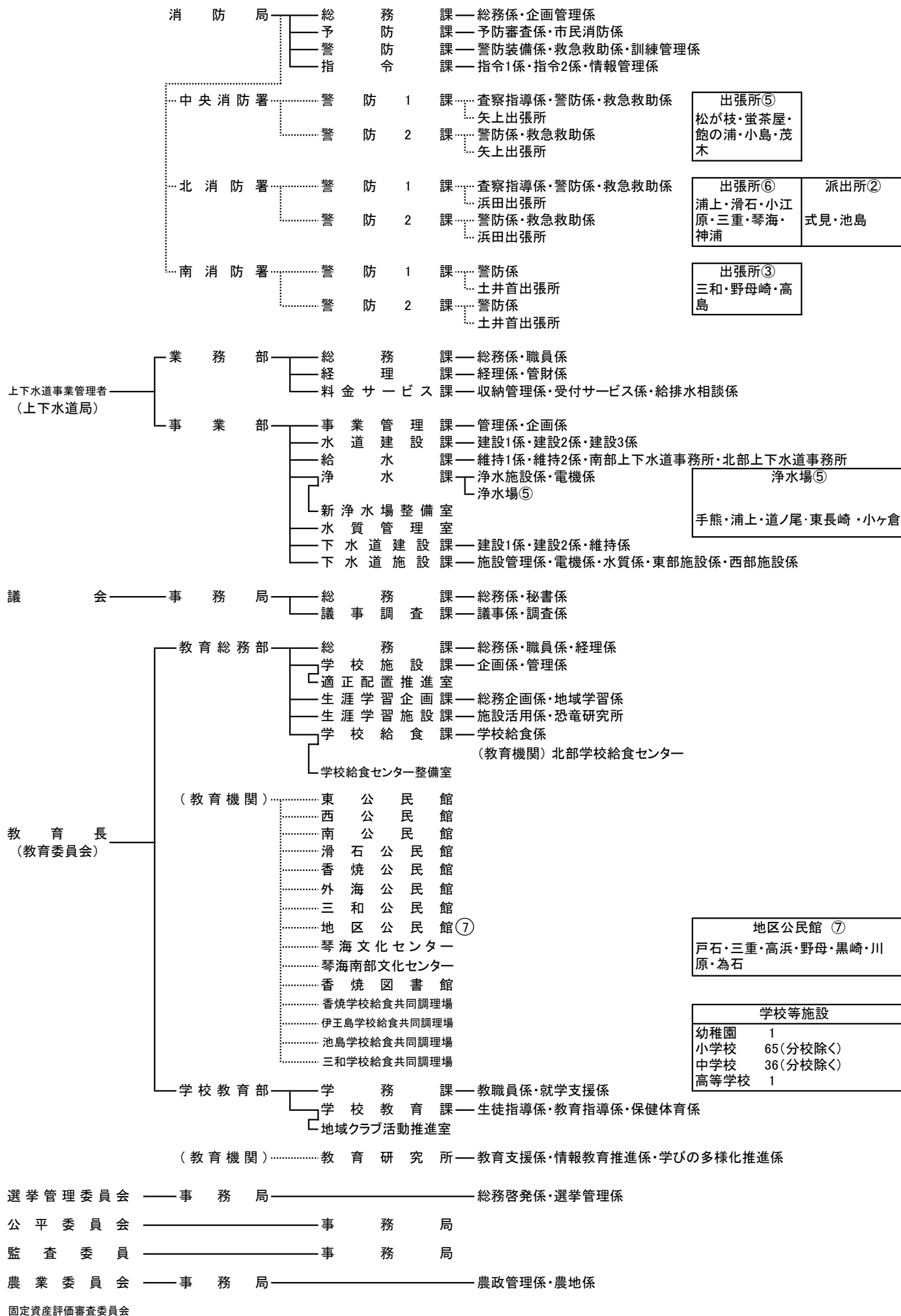
点線は出先機関

○は数









# 情報公開・個人情報保護

## 1 情報公開

昭和 60 年 10 月に、庶務担当係長で組織する情報公開制度研究委員会が研究報告書を提出した。この内容を踏まえて、昭和 62 年 11 月に助役を委員長とし各部長で構成する情報公開制度検討委員会を設置した。同委員会には下部組織として、課長・係長で組織する専門部会を置き、第一部会が法制度、第二部会が文書管理についてそれぞれ具体的、専門的に検討を行った。そして、この結果を「長崎市情報公開制度検討報告書」として作成し、昭和 63 年 7 月の検討委員会に報告した。

さらに、昭和 63 年 9 月に市民各界の代表者からなる「長崎市情報公開制度懇話会」に、市長から本市の情報公開制度について諮問がなされ、平成元年 2 月に同懇話会から答申がなされた。

本市としては、答申書を十分に尊重のうえ本市の実情に適応した制度を確立し、平成元年 12 月に「長崎市情報公開条例」を公布、平成 2 年 6 月から施行した。

また、平成 13 年 10 月には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図り、より公正で開かれた市政の実現に寄与するため、条例の全面的な見直しを行い、平成 14 年 4 月から施行している。

令和 5 年度から令和 7 年度までの情報公開の処理状況は次のとおりとなっている。

| 区 分               |             | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 合 計   |
|-------------------|-------------|---------|---------|---------|-------|
| 処理<br>の<br>状<br>況 | 公 開         | 73      | 75      | 112     | 260   |
|                   | 部 分 公 開     | 50      | 80      | 141     | 271   |
|                   | 非 公 開       | 3       | 3       | 5       | 11    |
|                   | 存 否 応 答 拒 否 | 4       | 1       | 6       | 11    |
|                   | 非公開（文書不存在）  | 14      | 25      | 53      | 92    |
|                   | 取 下 げ       | 9       | 0       | 6       | 15    |
| 合 計               |             | 153     | 184     | 323     | 660   |
| 公 開 率 ※ 1         |             | 94.6%   | 97.5%   | 95.8%   | 96.0% |
| 審 査 請 求           |             | 4       | 1       | 10      | 15    |

※ 1 請求に対する決定件数で集計。公開率に非公開（文書不存在）及び取下げは含まない。

## 2 個人情報の保護

長崎市の個人情報保護制度は、住民基本台帳の電算化に伴い、昭和 59 年 10 月に制定した「長崎市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、電算処理される個人情報の保護のみを対象としていた。

しかしながら、手処理に係る個人情報の保護も重要であることから、平成 9 年 3 月及び平成 10 年 6 月の市議会定例会において個人情報保護条例の制定を求める請願が全会一致で採択された。

これらの経緯を踏まえ、長崎市では、昭和 55 年 9 月に OECD が採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に示されている 8 原則（収集制限の原則・データ内容の原則・目的明確化の原則・利用制限の原則・安全保護の原則・公開の原則・個人参加の原則・責任の原則）を念頭に置きつつ、条例の制定について、調査検討を重ねてきた。

そのような中で、国においては、個人情報保護法案が平成 13 年の通常国会に提案され、継続審議中であったが、平成 15 年 5 月同法が成立し、平成 17 年 4 月から全面施行された。この法は、O E C D の 8 原則を整理のうえ、基本 5 原則（利用目的による制限・適正な取得・正確性の確保・安全性の確保・透明性の確保）を含めて規定している。

「長崎市個人情報保護条例」は、個人情報保護法の 5 原則にのっとったものとなっており、平成 13 年 10 月に制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行した。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、保有するマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護のために、長崎市個人情報保護条例の特例として、「長崎市特定個人情報保護条例」を平成 27 年 7 月に制定し、平成 27 年 10 月 5 日から施行した。

令和 5 年 4 月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いが全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元化された。

個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、これまでの個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、国の施策との整合性に配慮しつつ、改正法を施行させるための「長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を行った。

令和 5 年度から令和 7 年度までの個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

| 処理<br>の<br>状<br>況 | 区 分        | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 合 計   |
|-------------------|------------|---------|---------|---------|-------|
|                   | 開 示        | 23      | 28      | 44      | 95    |
|                   | 部 分 開 示    | 23      | 18      | 23      | 64    |
|                   | 非 開 示      | 4       | 4       | 3       | 11    |
|                   | 非開示（文書不存在） | 2       | 4       | 18      | 24    |
|                   | 取 下 げ      | 0       | 0       | 0       | 0     |
|                   | 合 計        | 52      | 54      | 88      | 194   |
|                   | 開 示 率 ※1   | 92.0%   | 92.0%   | 95.7%   | 93.5% |
|                   | 訂 正 請 求    | 1       | 0       | 0       | 1     |
|                   | 是 正 の 申 出  | 0       | 0       | 0       | 0     |
|                   | 審 査 請 求    | 2       | 0       | 1       | 3     |

※1 請求に対する決定件数で集計。開示率に非開示（文書不存在）及び取下げは含まない。

## 情 報 化 の 推 進

本市では、市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、これまで昭和 52 年の「汎用コンピューターシステム」をはじめ、「公共施設案内・予約システム」や「財務会計システム」、「メールシステム」等、情報システムの導入などにより、情報化の推進に取り組んできた。

汎用コンピューターシステムは、当初 20 業務から電算処理を開始し、その後「住民記録オンラインシステム」などを開発し運用してきた。

公共施設案内・予約システムは、本市が管理運営する施設の利用手続きを、自宅等の電話・パソコンなどから手軽に行えるように、平成 8 年からサービスを開始した。また平成 22 年 3 月にシステムの更新を行い、携帯電話対応や 24 時間利用可能など、より利便性が高いシステムとした。

財務会計システムは、予算要求、予算編成、執行管理及び決算等に至る一連のシステムとして平成 12 年度に導入、平成 22 年度に更新を行い、財務会計事務の効率化を図っている。

メールシステムは、平成 16 年に導入、平成 29 年 3 月に更新を行い、職員間の情報の共有化及び国や他自治体等との情報伝達・文書交換などを行っている。

さらなる業務の効率化、市民サービスの向上及び情報システム関連経費の削減を図るため、汎用コンピューターシステムを見直し、標準化された業務仕様や技術仕様に基づくサーバー方式のパッケージシステムを導入すべく、平成 22 年度から、基幹業務系システムの再構築に取り組み、平成 24 年 5 月から住民記録系システム及び共通基盤を稼働し、平成 26 年 7 月には福祉系システムや税系システム等全ての新システムを稼働し、汎用コンピューターシステムを廃止した。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 29 年 7 月から情報連携の試行運用を開始、同年 11 月には本格運用を始めている。

令和 3 年 4 月より電子決裁による紙文書の削減及び業務の効率化を図るため、文書管理システムを導入したことに併せて、令和 4 年 4 月より財務会計システムも更新した。

令和 5 年 1 月の新市庁舎への移転に併せて、新市庁舎における情報ネットワークの効率化と無線 LAN 環境整備によりフリーアドレスによる柔軟な働き方やパソコンの携行を可能とするためのノート型パソコンへの置き換えを行った。同時に、市民が「書かない」、「迷わない」を実現し、市民の手続きに要する時間短縮を図る総合窓口システムを運用開始した。

令和 3 年度に人的・財政的負担の軽減、行政サービス・市民の利便性の向上及び行政運営の効率化の目的のもとに策定された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和 8 年 1 月に国が構築したガバメントクラウド上で、住民記録系システム、福祉系システム及び税系システム等を標準準拠システムとして更新した。

## 1 情報化の経緯

| 年 月          | 主 な 導 入 シ ス テ ム 等                   |
|--------------|-------------------------------------|
| 昭和 52 年 10 月 | 汎用コンピューターシステム導入                     |
| 昭和 58 年 11 月 | 税オンラインシステム稼働                        |
| 昭和 60 年 11 月 | 住民記録オンラインシステム稼働                     |
| 平成 7 年 7 月   | 長崎市ホームページ開設                         |
| 平成 8 年 10 月  | 公共施設案内・予約システム稼働（街頭端末、電話、FAX対応）      |
| 平成 10 年 7 月  | 戸籍システム稼働                            |
| 平成 12 年 10 月 | 財務会計システム稼働                          |
| 平成 14 年 3 月  | 公共施設案内・予約システム更新（インターネット対応機能追加）      |
| 平成 14 年 8 月  | 住民基本台帳ネットワークシステム稼働                  |
| 平成 15 年 7 月  | 事務用パソコンの庁内一括調達開始（企業会計を除く）           |
| 平成 16 年 3 月  | メールシステム稼働                           |
| 平成 17 年 1 月  | 市町村合併に伴うシステム統合（1 市 6 町）             |
| 平成 18 年 1 月  | 市町村合併に伴うシステム統合（1 市 1 町）             |
| 平成 18 年 3 月  | 長崎市情報セキュリティポリシー制定                   |
| 平成 19 年 3 月  | 高速インターネット基盤整備事業費補助事業実施              |
| 平成 21 年 9 月  | 全国地域情報化推進セミナー開催（市制 120 周年記念事業）      |
| 平成 22 年 3 月  | 公共施設案内・予約システム更新（24 時間対応、携帯電話対応機能追加） |
| 平成 23 年 10 月 | 財務会計システム更新                          |
| 平成 24 年 3 月  | 長崎市情報化推進計画策定                        |
| 平成 24 年 5 月  | 住民記録系システム及び共通基盤稼働                   |
| 平成 26 年 7 月  | 福祉系システム及び税系システム全稼働、汎用コンピューターシステムの廃止 |
| 平成 29 年 3 月  | メールシステム更新                           |
| 令和 3 年 4 月   | 文書管理システム稼働                          |
| 令和 4 年 3 月   | 長崎市DX推進計画策定                         |
| 令和 4 年 3 月   | 長崎市超高速インターネット環境整備推進事業完了             |
| 令和 4 年 4 月   | 財務会計システム更新                          |
| 令和 5 年 1 月   | 総合窓口システム稼働                          |
| 令和 5 年 3 月   | 公共施設案内・予約システム更新（クラウド化）              |
| 令和 8 年 1 月   | 標準準拠システム一部稼働                        |

## 2 電算処理業務の状況

(令和8年6月現在)

| 業 務 名             |         | 取 扱 件 数     | 業 務 名         |         | 取 扱 件 数   |
|-------------------|---------|-------------|---------------|---------|-----------|
| 住 民 記 録           |         | 382,928 人   | 法 人 市 民 税     |         | 10,569 件  |
| 印 鑑 登 録           |         | 252,735 人   | 市 県 民 税       | 特別徴収    | 159,861 件 |
| 選 挙               |         | 329,287 人   |               | 普通徴収    | 173,645 件 |
| 教 育               | 就学事務    | 5,532 人     | 軽 自 動 車 税     |         | 150,932 台 |
|                   | 二十歳のつどい | 3,337 人     | 国 民 健 康 保 険 税 |         | 53,253 世帯 |
| 母 子 福 祉           |         | 7,837 件     |               |         | 73,841 人  |
| 障 害 福 祉           |         | 86,977 人    | 収 納 消 込       |         | 328,754 件 |
| 健 康 診 断           | 幼児健診    | 1,403,380 件 | 納 税 組 合       |         | 52 人      |
|                   | 成人検診    | 1,299,819 件 | 口 座 振 替       |         | 188,579 人 |
| 原爆被爆者             | 死 没 者   | 201,942 人   | 住 宅 管 理       | 住 宅 家 賃 | 12,022 件  |
|                   | 手 当     | 14,994 件    |               | 駐車使用料   | 6,446 件   |
| 高 齢 福 祉           | 長寿祝金    | 62,593 人    | 住 居 表 示 証 明   |         | 276 件     |
|                   | 施設入所    | 308 人       | 戸 籍※          | 現在戸籍    | 205,731 件 |
| 保 育               |         | 10,427 件    |               | 除 籍     | 509,645 件 |
| し 尿 処 理 手 数 料     |         | 1,956 件     |               | 戸籍附票    | 205,731 件 |
| 住 登 外 管 理         |         | 1,144,553 件 | 児 童 福 祉       |         | 82,014 人  |
| 国 民 年 金           |         | 54,913 件    | 介 護 保 険       |         | 135,162 人 |
| 固定資産税             | 土地      | 668,313 筆   | 住民基本台帳ネットワーク  |         | 382,928 人 |
|                   | 家屋      | 155,723 棟   | 後 期 高 齢 者 医 療 |         | 74,805 人  |
|                   | 償却資産    | 13,309 人    | 生 活 保 護       |         | 11,096 人  |
| 公 共 施 設 案 内 ・ 予 約 |         | 23,344 人    | 財 務 会 計       |         | 326,963 件 |

### 3 パソコンの設置状況

LGWAN接続系ネットワークへ接続しているパソコンは、令和8年7月現在で3,258台を設置している。

(令和8年7月現在) (単位：台)

| 部 局 名         | 台 数 | 部 局 名         | 台 数   |
|---------------|-----|---------------|-------|
| 防 災 危 機 管 理 室 | 15  | 土 木 部         | 114   |
| 東 京 事 務 所     | 7   | ま ち づ く り 部   | 91    |
| 企 画 政 策 部     | 86  | 建 築 部         | 127   |
| 総 務 部         | 77  | 中 央 総 合 事 務 所 | 336   |
| 情 報 政 策 推 進 部 | 60  | 東 総 合 事 務 所   | 63    |
| 財 務 部         | 243 | 南 総 合 事 務 所   | 135   |
| 市 民 生 活 部     | 177 | 北 総 合 事 務 所   | 90    |
| 原 爆 被 爆 対 策 部 | 54  | 出 納 室         | 14    |
| 福 祉 部         | 124 | 消 防 局         | 278   |
| 市 民 健 康 部     | 190 | 議 会 事 務 局     | 33    |
| こ ど も 部       | 126 | 教 育 委 員 会     | 163   |
| 環 境 部         | 155 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 17    |
| 経 済 産 業 部     | 55  | 監 査 事 務 局     | 19    |
| 文 化 観 光 部     | 74  | 農 業 委 員 会     | 11    |
| 水 産 農 林 部     | 74  | 上 下 水 道 局     | 250   |
|               |     | 合 計           | 3,258 |

# 行 財 政 改 革

本市は、昭和 58 年 11 月に行財政改革プランの基礎となる「行財政運営の健全化に関する具体化方策について」を策定し、事務事業の効率化、財政運営の適正化等に取り組んできた。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱、平成 13 年 3 月に第 3 次行政改革大綱、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、事業の整理や民間委託等により計画的に行政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立するため、平成 13 年 3 月に第 1 次財政構造改革プラン、平成 18 年 3 月に第 2 次財政構造改革プランを策定し、効果的な行財政運営に努めてきた。

平成 23 年 8 月には、これまでの行政改革大綱と財政構造改革プランを統合した行財政改革プランを策定し、職員数や経費の削減等、これまで取り組んできた「量」の改革に加え、職員の意識改革による事務の効率化など「質」の改革を重視して取り組み、令和 2 年 2 月には、依然厳しい社会経済情勢の中において、限られた人員や財源を効率的、効果的に活用し、複雑多様化する行政需要に向き合い、解決に向けて取り組む「行政経営」に重点を置いた行政経営プランを、更に令和 7 年 3 月には、「第 2 期長崎市行政経営プラン」を策定した。

第 2 期長崎市行政経営プランでは、「持続可能な行財政運営」を基本理念に掲げるとともに、より実効性を持たせるため、「人員体制」と「財政面」の基本目標を設定しており、その達成に向けては、「人員体制の適正化」「財政の健全化」「業務の最適化」の 3 つの分類に沿って具体的な取組みを推進する。

## 1 これまでの主な実施項目

| 年度    | 実施項目                                                                                       | 組織改正等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度 | 委託等<br>① 徴収一元化債権の効果的回収に向けた収納・徴収事務の包括的委託<br>② 回収困難債権の収納事務委託<br>③ 介護認定審査業務の民間委託              | 組織改正<br><4月1日改正><br>① 「情報政策推進部」の新設<br>② 「秘書広報部」の廃止<br>③ 「企画財政部」を「企画政策部」に名称変更<br>④ 「理財部」を「財務部」に名称変更<br>⑤ 「商工部」を「経済産業部」に名称変更<br>⑥ 「情報政策推進室」を「DX推進課」に名称変更<br>⑦ 「財産活用課」・「資産経営室」を廃止し「庁舎管理課」・「資産経営課」を新設<br>⑧ 「新産業推進課」の新設<br>⑨ 「商工振興課」と「ふるさと納税推進室」を統合し「商業振興課」を新設<br>⑩ 「ながさきピース文化祭推進室」の新設<br>⑪ 「新型コロナウイルスワクチン接種事業室」の廃止<br>⑫ 「感染症対策室」の新設 |
|       | 見直し<br>④ 公金支払方法のキャッシュレス化（オンライン）<br>⑤ 公金支払方法のキャッシュレス化（窓口）<br>⑥ RPAの導入（保育料判定業務）              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 令和7年度 | 委託等<br>① 福田地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入<br>② 包括施設管理業務委託（学校等）                                 | 組織改正<br><4月1日改正><br>① スタジアムシティ連携推進室の廃止<br>② 官民連携推進室の新設<br>③ 廃棄物対策課を資源循環課に名称変更<br>④ 健康教育課を廃止し、学校給食課、学務課及び地域クラブ活動推進室を新設                                                                                                                                                                                                           |
|       | 見直し<br>③ BPR推進の取組み                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 令和8年度 | 委託等<br>① 保育所（緑ヶ丘、仁田）の民間移譲<br>② 各種証明書発行等事務委託の業務拡大                                           | 組織改正<br><4月1日改正><br>① 市庁舎跡地整備室の新設<br>② ながさきピース文化祭推進室の廃止<br>③ 東工場の廃止                                                                                                                                                                                                                                                             |
|       | 見直し<br>① BPR推進の取組みの拡大<br>② 琴海地区における市民サービスコーナーの廃止<br>③ 押印を必要とする手続きの見直し<br>④ 公用車の集中管理システムの導入 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

# 職 員 ・ 給 与 等

## 1 部局別職員数

(R8. 4. 1)

| 部 局 名         | 定 数     | 現 員     | 部 局 名               | 定 数   | 現 員   |
|---------------|---------|---------|---------------------|-------|-------|
| 市 長 部 局       | 2,296 人 | 2,151 人 | ま ち づ く り 部         |       | 74    |
| 防 災 危 機 管 理 室 |         | 12      | 建 築 部               |       | 122   |
| 東 京 事 務 所     |         | 3       | 中 央 総 合 事 務 所       |       | 343   |
| 企 画 政 策 部     |         | 64      | 東 総 合 事 務 所         |       | 50    |
| 総 務 部         |         | 60      | 南 総 合 事 務 所         |       | 90    |
| 情 報 政 策 推 進 部 |         | 39      | 北 総 合 事 務 所         |       | 65    |
| 財 務 部         |         | 218     | 出 納 室               |       | 11    |
| 市 民 生 活 部     |         | 106     | 消 防 局               | 512   | 485   |
| 原 爆 被 爆 対 策 部 |         | 46      | 上 下 水 道 局           | 319   | 243   |
| 福 祉 部         |         | 102     | 議 会 事 務 局           | 24    | 24    |
| 市 民 健 康 部     |         | 161     | 教 育 委 員 会 事 務 局     | 363   | 199   |
| こ ど も 部       |         | 129     | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 12    | 10    |
| 環 境 部         |         | 196     | 公 平 委 員 会 事 務 局     | —     | —     |
| 経 済 産 業 部     |         | 47      | 監 査 事 務 局           | 13    | 11    |
| 文 化 観 光 部     |         | 59      | 農 業 委 員 会 事 務 局     | 10    | 9     |
| 水 産 農 林 部     |         | 57      | 総 計                 | 3,549 | 3,132 |
| 土 木 部         |         | 97      |                     |       |       |

※ 全職員中の女性職員数・割合 (R8. 4. 1 現在) ……926 人 (29.6%)

※ 上記職員数には任期付職員を含み、再任用職員を除く。

また、「2 職種別給料等」及び「3 行政職給料等」は、企業職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

## 2 職種別給料等

(R8. 4. 1)

| 区 分          | 行 政 職     | 現 業 職     | 消 防 職     | 医 療 職 (1) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平 均 給 料      | 331,612 円 | 285,368 円 | 309,579 円 | 581,575 円 |
| 平 均 年 齢      | 42 歳 00 月 | 44 歳 09 月 | 36 歳 08 月 | 61 歳 00 月 |
| 平 均 勤 続 年 数  | 17 年 11 月 | 20 年 00 月 | 15 年 03 月 | 8 年 05 月  |
| 職 員 数<br>(人) | 計         | 2,029     | 179       | 484       |
|              | 男         | 1,269     | 173       | 475       |
|              | 女         | 760       | 6         | 9         |

※ 全職員平均…… 年 齢=41 歳 04 月 勤続年数=16 年 11 月  
給 料=327,069 円 給 与=392,347 円

### 3 行政職給料等

#### (1) 初任給

(R8. 4. 1)

| 内容 \ 区分 | 大 学 卒     | 短 大 卒     | 高 校 卒     |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 給 料 月 額 | 232,000 円 | 216,500 円 | 200,300 円 |

#### (2) 職制別給料等

(R8. 4. 1)

| 区 分     | 部 長 級     | 次 長 級     | 課 長 級     | 課長補佐級     | 係 長 級     | 主 任 級     | 一 般 職     |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平 均 給 料 | 515,730 円 | 450,024 円 | 420,394 円 | 403,687 円 | 379,057 円 | 373,865 円 | 301,326 円 |
| 平 均 年 齢 | 56 歳 01 月 | 56 歳 05 月 | 52 歳 07 月 | 53 歳 00 月 | 48 歳 07 月 | 51 歳 08 月 | 37 歳 01 月 |
| 平均勤続年数  | 32 年 01 月 | 32 年 11 月 | 29 年 00 月 | 30 年 05 月 | 24 年 07 月 | 28 年 00 月 | 12 年 11 月 |
| 職 員 数   | 40 人      | 17 人      | 154 人     | 30 人      | 298 人     | 86 人      | 1,347 人   |

※行政職給料表適用者（消防職を除く）

### 4 期末・勤勉手当の支給割合

(R8. 4. 1)

| 区 分          | 合 計    | 6 月    | 12 月   |
|--------------|--------|--------|--------|
| 計 (月分)       | 4.6500 | 2.3250 | 2.3250 |
| 期 末 手 当 (月分) | 2.5250 | 1.2625 | 1.2625 |
| 勤 勉 手 当 (月分) | 2.1250 | 1.0625 | 1.0625 |

### 5 管理職手当

(H30. 4. 1 から適用)

| 職名        | 区分     | 職務<br>の級 | 手当額       | 職名         | 区分     | 職務<br>の級 | 手当額      | 職名         | 区分     | 職務<br>の級 | 手当額      |
|-----------|--------|----------|-----------|------------|--------|----------|----------|------------|--------|----------|----------|
| 部長        | 一<br>種 | 9 級      | 104,200 円 | 次長         | 三<br>種 | 7 級      | 70,800 円 | 主幹<br>課長補佐 | 五<br>種 | 6 級      | 55,500 円 |
|           |        | 8 級      |           |            |        |          |          |            |        | 5 級      | 39,700 円 |
| 政策監<br>理事 | 二<br>種 | 9 級      | 84,600 円  | 課長<br>特定主幹 | 四<br>種 | 6 級      | 62,300 円 |            |        |          |          |
|           |        | 8 級      |           |            |        |          |          |            |        |          |          |

※行政職給料表適用者

### 6 ラスパイレス指数

| 年        | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 | R6 年 | R7 年 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| ラスパイレス指数 | 98.2 | 98.0 | 97.8 | 97.5 | 97.6 | 97.7 |

## 7 退職手当の支給割合

(H30.4.1 から適用)

| 区 分      | 自己都合退職(月分) | 定年退職(月分)  |
|----------|------------|-----------|
| 最 高 限 度  | 47.709000  | 47.709000 |
| 勤 続 20 年 | 19.669500  | 24.586875 |
| 勤 続 30 年 | 34.735500  | 40.803750 |
| 勤 続 35 年 | 39.757500  | 47.709000 |

## 8 特別職の報酬

(単位：円)

（単位：円）

| 職 種                      |                    | 現行の報酬額<br>(R5. 5. 1)  | 職 種                         |               | 現行の報酬額<br>(R5. 5. 1)     |
|--------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------|--------------------------|
| 市 長                      |                    | 月 1,096,000           | 民 生 委 員 推 薦 会 の 委 員         |               | 日 7,900                  |
| 副 市 長                    |                    | 月 892,000             | 固 定 資 産 評 価 員               |               | 月 94,300                 |
| 上 下 水 道 事 業 管 理 者        |                    | 月 710,000             | 土 地 区 画 整 理 審 議 会 の 委 員     |               | 日 7,900                  |
| 教 育 長                    |                    | 月 710,000             | 土地地区画整理法の規定に基づく評価員          |               | 日 7,900                  |
| 常 勤 監 査 委 員              |                    | 月 610,000             | 防 災 会 議 の 委 員 ・ 専 門 委 員     |               | 日 7,900                  |
| 議 長                      |                    | 月 744,000             | 交 通 安 全 対 策 会 議             | 委 員 ・ 特 別 委 員 | 日 7,900                  |
| 副 議 長                    |                    | 月 679,000             |                             | 幹 事           | 日 6,750                  |
| 議 会 議 員                  |                    | 月 625,000             | 介 護 認 定 審 査 会               | 会 長           | 日 18,900                 |
| 教 育 委 員 会 の 委 員          |                    | 月 103,000             |                             | 委 員           | 日 17,900                 |
| 選 挙 管 理 委 員 会            | 委 員 長              | 月 72,300              | 障 害 支 援 区 分 認 定 審 査 会       | 会 長           | 日 18,900                 |
|                          | 委 員                | 月 55,900              |                             | 委 員           | 日 17,900                 |
|                          | 臨 時 補 充 員          | 日 7,900               | 国 民 保 護 協 議 会               | 委 員 ・ 専 門 委 員 | 日 7,900                  |
| 公 平 委 員 会                | 委 員 長              | 月 62,300              |                             | 幹 事           | 日 6,750                  |
|                          | 委 員                | 月 50,400              | 消 防 賞 じ ゅ つ 審 査 委 員 会 の 委 員 |               | 日 7,900                  |
| 監 査 委 員                  | 識 見 者 選 任          | 月 114,000             | この表に掲げる附属機関以外<br>の附属機関      | 会 長 ・ 委 員 長   | 日 8,800                  |
|                          | 議 会                | 月 85,800              |                             | 上 記 以 外       | 日 7,900                  |
| 農 業 委 員 会                | 会 長                | 月 62,700<br>年 市長が定める額 | 選 挙 長                       |               | 日 12,200<br>(R7. 6. 4)   |
|                          |                    |                       | 投 票 所 の 投 票 管 理 者           |               | 日 14,500<br>(R7. 6. 4)   |
|                          | 委 員                | 月 47,600<br>年 市長が定める額 | 期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者     |               | 日 12,800<br>(R7. 6. 4)   |
|                          |                    |                       | 開 票 管 理 者                   |               | 日 12,200<br>(R7. 6. 4)   |
|                          | 農地利用最適化<br>推 進 委 員 | 月 37,800<br>年 市長が定める額 | 投 票 所 の 投 票 立 会 人           |               | 時間 1,167<br>(R7. 12. 18) |
|                          |                    |                       | 期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人     |               | 時間 1,167<br>(R7. 12. 18) |
| 固 定 資 産 評 価<br>審 査 委 員 会 | 委 員 長              | 日 10,900              | 開 票 立 会 人                   |               | 日 10,100<br>(R7. 6. 4)   |
|                          | 委 員                | 日 10,100              | 選 挙 立 会 人                   |               | 日 10,100<br>(R7. 6. 4)   |
| 社 会 教 育 委 員              |                    | 日 7,900               |                             |               |                          |

※ ( )内は報酬等の額の適用年月日

※ 長崎市附属機関に関する条例に規定する附属機関を除く

## 9 給与等の公表

本市においては、昭和 57 年 7 月 1 日発行の「広報ながさき」(全世帯配布)により第 1 回の公表を行って以来、毎年給与等の公表を行っている。

また、平成 17 年度からは、本市の採用状況や勤務条件等を含む人事行政の運営状況を広報ながさき及び市ホームページ等において公表を行っている。

# 10 旅 費 額

(R7. 4. 1 から適用)

| 職名等                              | 鉄 道 賃                                                                                                                                                                   | 船 賃                                                                                                                                                         | 航空賃                                                                                                    | その他交通費                                                                                                                                                            | 宿泊手当<br>(1 夜につき) | 宿泊費<br>(1 夜につき)                                    |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------|
| 市 長<br>副 市 長                     | (1) 運賃<br>(2) 急行料金<br>(3) 寝台料金<br>(4) 座席指定料金<br>(5) 特別車両料<br>金(市長及び<br>副市長に限<br>る。)<br>(6) 前各号に掲<br>げる費用に<br>付随する費<br>用<br>※(2)～(6)は公<br>務のために<br>特に必要と<br>するものに<br>限る。 | (1) 運賃<br>(2) 寝台料金<br>(3) 座席指定料金<br>(4) 特別船室料<br>金(市長及び<br>副市長に限<br>る。)<br>(5) 前各号に掲<br>げる費用に<br>付随する費<br>用<br>※(2)～(5)は公<br>務のために<br>特に必要と<br>するものに<br>限る。 | (1) 運賃(最上級の<br>区分が上限)<br>(2) 座席指定料金<br>(3) 前各号に付随<br>する費用<br>※(2)及び(3)は公務<br>のために特に必<br>要とするものに<br>限る。 | (1) 道路運送法第3<br>条第1号イの自<br>動車運賃<br>(2) 道路運送法第<br>3 条第 1 号ハ<br>の自動車運賃及<br>びその他の旅客<br>を運送する交通<br>手段の運賃<br>(3) 前2号に掲げ<br>る運賃以外の費<br>用<br>(4) 前3号に掲げ<br>る費用に付随す<br>る費用 | 2,400 円          | 地域ごと<br>に定めら<br>れた宿泊<br>費基準額<br>上限とし<br>て実費を<br>支給 |
| 部 長 級<br>次 長 級<br>課 長 級<br>課長補佐級 |                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                             | (1) 運賃(最下級)<br>(2) 座席指定料金<br>(3) 前各号に付随<br>する費用<br>※(2)及び(3)は公務<br>のために特に必<br>要とするものに<br>限る。           |                                                                                                                                                                   |                  |                                                    |
| 係 長 級<br>主 任 級<br>係 員            |                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                             |                                                                                                        |                                                                                                                                                                   |                  |                                                    |

# 職 員 研 修

本市では、「自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員の育成」を目的とし、自己啓発、職場研修、職員研修、派遣研修の4つの柱を立て、それぞれの研修内容の充実を図っている。

具体的には、自主研究グループの活動助成、資格取得に対する助成、語学講座の開催等、職員の自主学習を積極的に支援し、「自己啓発」意欲の向上を図るとともに、職員の職務遂行能力の向上と組織の活性化に効果的な「職場研修」の推進に努めることとしている。

また、「職員研修」では、一般職員から管理監督職員に至る各階層での必須の研修である階層別基本研修や、職員の職務遂行能力の向上等に力点を置いた行政実務研修・選択研修を実施している。

さらに「派遣研修」では、幅広い視野と新しい発想を持った意欲的な職員の育成とともに、各種研修機関への派遣による専門知識・技能の習得及び庁内講師の養成を図っている。

## 1 令和8年度職員研修計画

### (1) 自己啓発

職員が市政に係る研究や能力開発等を目的として自主的に行う研修について、次のとおり助成する。

#### ア 自主研究グループへの助成

複数の職員が組織的・計画的・継続的に行う集団的な調査・研究を対象とする。研究活動に必要な経費の補助、講師等の紹介、参考図書等の貸出しなどを行う。

#### イ 資格取得に対する助成

自主学習の意欲を喚起するとともに、職務遂行能力の向上を支援するため、職務の遂行に寄与すると認められる対象資格を取得した職員に対し、資格試験の検定料及び資格取得に係る講座の受講料等の経費総額の1/2を助成する。

### (2) 職場研修

各職場が実施する職場研修及び実務セミナー派遣などに関し、経費の負担、講師の紹介、研修機材等の貸し出しなどを行う。また、職場内のサポート体制の構築に向けて、効率的なOJTの実践を支援するとともに、新規採用職員が職務に従事する上で抱える不安や悩みに関する相談を先輩職員に行うことができる体制を整える。

### (3) 職員研修

#### ア 階層別基本研修

特定の階層にある職員に対し、市民の声をしっかりと聴き、そこで生じている課題等を政策に反映できる力を高めていくために必要な、コミュニケーション力などの対話力や、企画力・政策立案能力を向上させる研修等、職位ごとの役割に応じた研修を計画的に実施する。

| 研 修 名                      |           | 対 象 者     | 回 数 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----|
| 一<br>般<br>職<br>員<br>研<br>修 | 新規採用職員研修  | 新規採用職員    | 4   |
|                            | 採用2年次職員研修 | 採用後2年目の職員 | 2   |
|                            | 採用3年次職員研修 | 採用後3年目の職員 | 1   |
|                            | 採用5年次職員研修 | 採用後5年目の職員 | 2   |
|                            | 採用6年次職員研修 | 採用後6年目の職員 | 1   |

| 研 修 名           |               | 対 象 者                     | 回 数 |
|-----------------|---------------|---------------------------|-----|
| 職 員 管 理 監 督 研 修 | 採用 10 年次職員研修  | 採用後 10 年目の職員              | 1   |
|                 | 新任主事技師研修      | 令和 8 年度主事技師昇任者            | 1   |
|                 | 新任上席専門官・専門官研修 | 令和 8 年度上席専門官・専門官昇任者       | 1   |
|                 | 新任係長・主任研修     | 令和 8 年度係長・主任昇任者           | 3   |
|                 | 現任係長研修        | 係長として 3 年目の職員             | 1   |
|                 | 新任課長・課長補佐研修   | 令和 8 年度課長級・課長補佐級昇任者       | 4   |
|                 | 現任課長研修        | 課長として 3 年目の職員             | 1   |
|                 | 新任幹部職員研修      | 令和 8 年度局・部長級、課長級・課長補佐級昇任者 | 1   |

#### イ 行政実務研修

職員の職務遂行能力の向上に向け、全職員に共通する基礎的な実務知識を習得する「基礎実務研修」と、特定の業務に関する実務知識を習得する「専門実務研修」を実施する。

〔 基礎実務研修：公文書管理・情報公開・個人情報保護、地方自治法、情報セキュリティ研修等  
専門実務研修：PC操作、契約事務、会計事務、庶務実務等 〕

#### ウ 選択研修

希望する職員または指名された職員に対し、様々な行政課題、時代のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を目指した「能力開発研修」をはじめ、職務を遂行するために必要な知識・スキルを習得するための選択研修を実施する。

〔 能力開発研修（接遇レベルアップ研修、ファシリテーション研修、ミス防止・業務効率化研修、アサーティブコミュニケーション研修、e-ラーニング研修等）、若手職員パワーアップ研修、次世代育成研修等 〕

#### (4) 派遣研修

高度な専門的能力と幅広い見識を養成することを目的として市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）及び全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）や民間企業等へ職員を派遣するとともに、先進都市の調査・研究のための職員派遣を実施する。

また、長崎縣市町村振興協会（長崎縣市町職員研修センター）が主催する専門研修等に職員を派遣する。

## 2 令和 7 年度職員研修総括表（実績）

| 研 修 名   |                   | 対象者         | 回数  | 延人数   |
|---------|-------------------|-------------|-----|-------|
| 自       | 己 啓 発             | 全 職 員       |     | 266   |
| 職 場 研 修 | 職 場 内 研 修         | 全 職 員       | 28  | 599   |
|         | 実 務 セ ミ ナ ー 等 派 遣 | 全 職 員       | 45  | 46    |
| 職 員 研 修 | 一 般 職 員 研 修       | 一 般 職 員     | 28  | 1,388 |
|         | 管 理 監 督 職 員 研 修   | 管 理 監 督 職 員 | 17  | 1,255 |
|         | 行 政 実 務 研 修       | 全 職 員       | 35  | 1,773 |
|         | 選 択 研 修           | 全 職 員       | 23  | 1,027 |
| 派 遣 研 修 |                   | 全 職 員       | 109 | 265   |
| 総 計     |                   |             |     | 6,619 |

# 市 税

## 1 市税の税率、納期等（令和8年度分）

| 区分              | 市                                                                                                                                                                                                                |                                                                               | 民 税                                                                                                                                                                         |            |             |                                                                                                 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 個 人（賦課期日：1 月 1 日）                                                                                                                                                                                                |                                                                               | 法 人                                                                                                                                                                         |            |             |                                                                                                 |
|                 | 均 等 割                                                                                                                                                                                                            | 所 得 割                                                                         | 均 等 割                                                                                                                                                                       |            | 法人税割        |                                                                                                 |
| 課 税 標 準 及 び 税 率 | 標準税率<br>3,000 円                                                                                                                                                                                                  | 標準税率<br>税率 一律 6%<br><br>・ 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準 | 標準税率                                                                                                                                                                        |            |             | 制限税率<br>8.4/100<br>(平成 26 年 10 月 1 日以降令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度の税率は 12.1/100)<br><br>・ 法人税額を課税標準 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 資本金等の額                                                                                                                                                                      | 市 内 の 従業者数 | 税 率 (年額)    |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 50 億 円 超                                                                                                                                                                    | 50 人 超     | 3,000,000 円 |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             | 50 人以下     | 410,000 円   |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 10 億 円 超                                                                                                                                                                    | 50 人 超     | 1,750,000 円 |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 50 億円以下                                                                                                                                                                     | 50 人以下     | 410,000 円   |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 1 億 円 超                                                                                                                                                                     | 50 人 超     | 400,000 円   |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 10 億円以下                                                                                                                                                                     | 50 人以下     | 160,000 円   |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 1 千万円超                                                                                                                                                                      | 50 人 超     | 150,000 円   |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 1 億円以下                                                                                                                                                                      | 50 人以下     | 130,000 円   |                                                                                                 |
| 課 税 標 準 及 び 税 率 | 標準税率<br>3,000 円                                                                                                                                                                                                  | 標準税率<br>税率 一律 6%<br><br>・ 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準 | 1 千万円以下                                                                                                                                                                     | 50 人 超     | 120,000 円   |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             | 50 人以下     | 50,000 円    |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 上記以外の法人等                                                                                                                                                                    | —          | 50,000 円    |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               | 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度については、「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の算定基礎となる。<br>(資本金等の額＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額)           |            |             |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             |            |             |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             |            |             |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             |            |             |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             |            |             |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             |            |             |                                                                                                 |
|                 |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                               |                                                                                                                                                                             |            |             |                                                                                                 |
| 納 税 義 務 者       | ・ 1 月 1 日現在、市内に住所を有する個人（均等割と所得割）<br>・ 1 月 1 日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ）                                                                                                                         |                                                                               | ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割と法人税割）<br>・ 市内に事務所又は事業所を有しないが、寮等を有する法人（均等割のみ）<br>・ 市内に事務所又は事業所を有する公益法人で、収益事業を行わないもの（均等割のみ）<br>・ 法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者（法人税割のみ） |            |             |                                                                                                 |
| 期 限 申 告         | 3 月 16 日                                                                                                                                                                                                         |                                                                               | ・ 事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内<br>・ 公共法人等で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日                                                                                                                     |            |             |                                                                                                 |
| 納 期             | ・ 普通徴収<br>第 1 期 6 月 15 日～ 6 月 30 日まで<br>第 2 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日まで<br>第 3 期 10 月 15 日～ 11 月 2 日まで<br>第 4 期 1 月 15 日～ 2 月 1 日まで<br>・ 給与所得に係る特別徴収 年 12 月（6 月～翌年 5 月）徴収の月の翌月の 10 日まで<br>・ 公的年金等所得に係る特別徴収 年 6 月（偶数月） |                                                                               | ・ 申告納付                                                                                                                                                                      |            |             |                                                                                                 |



| 区<br>分                   | 固 定 資 産 税<br>(賦課期日：1月1日)                                                                          |              |                      | 都 市 計 画 税<br>(賦課期日：1月1日)                           | 軽 自 動 車 税<br>(賦課期日：4月1日)      | 市 た ば こ 税                                               |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                          | 土 地                                                                                               | 家 屋          | 償却資産                 |                                                    |                               |                                                         |
| 課 税 標 準<br>及<br>び<br>税 率 | ・ 標準税率                                                                                            |              |                      | ・ 制限税率<br>・ 市街化区域内の<br>固 定 資 産（土<br>地、家屋）の課<br>税標準 | ・ 標準税率<br>【別紙】のとおり            | ・ 一定税率<br>・ 小売業者への<br>売 渡 本 数<br>1,000 本につ<br>き 6,552 円 |
|                          | ・ 基準年度の価<br>格又は基準年<br>度の価格に比<br>準する価格                                                             |              | ・ 賦課期日<br>における<br>価格 |                                                    |                               |                                                         |
|                          | 1.4／100                                                                                           |              |                      | 0.3／100                                            |                               |                                                         |
| 納 税 義 務 者                | ・ 当該固定資産の所有者                                                                                      |              |                      | ・ 当該固定資産の<br>所有者                                   | ・ 当該軽自動車等の所有者                 | ・ 製造たばこの<br>製造者<br>・ 特定販売業者<br>・ 卸売販売業者                 |
| 申 告 期 限                  |                                                                                                   |              | 2月1日                 |                                                    | 取得・変更申告<br>・ 申告事由発生日から 15 日以内 | 当該売渡月分を<br>翌月末日                                         |
|                          |                                                                                                   |              |                      |                                                    | 廃車申告<br>・ 申告事由発生日から 30 日以内    |                                                         |
| 納 期                      | 第1期<br>5月15日～ 6月 1日まで<br>第2期<br>7月15日～ 7月31日まで<br>第3期<br>12月15日～12月25日まで<br>第4期<br>2月15日～ 3月 1日まで |              |                      | 同 左                                                | ・ 普通徴収<br>5月 15 日～6月 1 日まで    | ・ 申告納付                                                  |
| 備 考                      | 免税点<br>30 万円                                                                                      | 免税点<br>20 万円 | 免税点<br>150 万円        |                                                    | 令和 8 年 4 月～<br>環境性能割が廃止       |                                                         |

| 区<br>分   | 特別土地保有税                                                                                                                                                                                            | 入湯税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 事業所税                                                                                                                                                                                                                                                | 宿泊税                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税標準及び税率 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>土地の取得価額又は修正取得額<br/>保有 1.4/100<br/>取得 3/100</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>一人一日につき 150 円<br/>ただし、日帰り入湯客は、一人一日につき 30 円</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>資産割<br/>事業所床面積<br/>1 m<sup>2</sup>につき 600 円</li> <li>従業者割<br/>従業者給与総額の<br/>0.25/100</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一泊につき 宿泊料金が 1 万円未満である場合 100 円、1 万円以上 2 万円未満である場合 200 円、2 万円以上である場合 500 円<br/>※免税点なし</li> </ul>                                                                                      |
| 納税義務者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者又は取得者</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客<br/>ただし、鉱泉浴場経営者が特別徴収</li> </ul> <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢 12 歳未満の者</li> <li>市内に居住する年齢 65 歳以上の者</li> <li>市内に居住する身体等に障害を有する者</li> <li>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者</li> <li>修学旅行者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う者</li> </ul> <p>(免税点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度末日において市内の全事業所等の合計床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下（資産割）</li> <li>事業年度末日において市内の事業所等に勤務する従業者数 100 人以下（従業者割）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設への宿泊者<br/>ただし、宿泊事業者が特別徴収</li> </ul> <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者</li> <li>宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者</li> </ul> |
| 申告期限     | <ul style="list-style-type: none"> <li>保有 5 月 31 日</li> <li>取得 <ul style="list-style-type: none"> <li>8 月 31 日<br/>7 月 1 日前 1 年以内の取得者</li> <li>2 月末日<br/>1 月 1 日前 1 年以内の取得者</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当月徴収分を翌月 15 日</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人 その年の翌年の 3 月 15 日</li> <li>法人 事業年度終了の日から 2 カ月以内</li> </ul>                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当月徴収分を翌月末日</li> <li>納入期限等特例承認申請が承認された場合、3・4・5 月分を 6 月末日、6・7・8 月分を 9 月末日、9・10・11 月分を 12 月末日、12・1・2 月分を 3 月末日</li> </ul>                                                                |
| 納期       | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納入</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告納入</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 備考       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度から新規課税停止</li> </ul>                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年 4 月 1 日から導入</li> </ul>                                                                                                                                                         |

【別紙】

・標準税率

| 車種       |                                |    |      | 税率     |         |
|----------|--------------------------------|----|------|--------|---------|
| 原動機付自転車  | 50cc以下                         |    |      | 2,000円 |         |
|          | 50cc超～125cc以下かつ<br>最高出力4.0kW以下 |    |      | 2,000円 |         |
|          | 特定小型原動機付自転車                    |    |      | 2,000円 |         |
|          | 90cc以下                         |    |      | 2,000円 |         |
|          | 125cc以下                        |    |      | 2,400円 |         |
|          | 三輪以上で50cc以下(ミニカー)              |    |      | 3,700円 |         |
|          | 軽自動車                           | 二輪 |      |        | 3,600円  |
| 三輪       |                                |    | 旧税率  | 3,100円 |         |
|          |                                |    | 新税率  | 3,900円 |         |
|          |                                |    | 重課税率 | 4,600円 |         |
| 四輪以上     |                                | 乗用 | 営業用  | 旧税率    | 5,500円  |
|          |                                |    |      | 新税率    | 6,900円  |
|          |                                |    |      | 重課税率   | 8,200円  |
|          |                                |    | 自家用  | 旧税率    | 7,200円  |
|          |                                |    |      | 新税率    | 10,800円 |
|          |                                |    |      | 重課税率   | 12,900円 |
|          |                                | 貨物 | 営業用  | 旧税率    | 3,000円  |
|          |                                |    |      | 新税率    | 3,800円  |
|          |                                |    |      | 重課税率   | 4,500円  |
|          |                                |    | 自家用  | 旧税率    | 4,000円  |
|          |                                |    |      | 新税率    | 5,000円  |
|          |                                |    |      | 重課税率   | 6,000円  |
| 小型特殊自動車  | 農耕作業用                          |    |      | 2,400円 |         |
|          | その他                            |    |      | 5,900円 |         |
| 二輪の小型自動車 |                                |    |      | 6,000円 |         |

初度検査年月が平成27年3月以前の(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた)車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率を適用

○軽課

(適用期間)

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(適用内容)

初度検査年月が適用期間内の(適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける)課税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、燃費基準等に応じて当該年度の翌年度(令和4年度～令和8年度)分について特例措置を適用。

○重課

(適用内容)

初度検査年月が平成25年3月以前の(初めて車両番号の指定を受けてから13年を超えた)三輪以上の軽自動車について新税率の概ね20%を重課

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車及び被けん引車を除く

## 2 市税税目別決算及び市民負担の状況

| 税 目           | 年 度 | R 6 年 度          |           |            | R 7 年 度          |           |            |
|---------------|-----|------------------|-----------|------------|------------------|-----------|------------|
|               |     | 決算額              | 収入率       | 対前年<br>度伸率 | 決算見込額            | 収入率       | 対前年<br>度伸率 |
| 合 計           |     | 千円<br>55,893,276 | %<br>98.3 | %<br>1.0   | 千円<br>58,922,673 | %<br>98.4 | %<br>5.4   |
| 普 通 税         |     | 49,579,617       | 98.2      | 0.5        | 52,350,626       | 98.3      | 5.6        |
| 市 民 税         |     | 23,507,843       | 98.5      | △1.1       | 25,030,789       | 98.5      | 6.5        |
| 個 人           |     | 18,345,190       | 98.4      | △6.0       | 20,529,019       | 98.5      | 11.9       |
| 法 人           |     | 5,162,653        | 98.7      | 21.6       | 4,501,770        | 98.7      | △12.8      |
| 固 定 資 産 税     |     | 22,159,313       | 97.7      | 2.3        | 23,463,426       | 97.9      | 5.9        |
| 軽 自 動 車 税     |     | 1,122,310        | 96.6      | 3.3        | 1,136,949        | 96.6      | 1.3        |
| 環 境 性 能 割     |     | 68,677           | 100.0     | 48.3       | 72,900           | 100.0     | 6.1        |
| 種 別 割         |     | 1,053,633        | 96.4      | 1.3        | 1,064,049        | 96.4      | 1.0        |
| 市 た ば こ 税     |     | 2,790,151        | 100.0     | △0.9       | 2,719,462        | 100.0     | △2.5       |
| 特 別 土 地 保 有 税 |     | 0                | 0.00      | 0.0        | 0                | 0.00      | 0.0        |
| 目 的 税         |     | 6,313,659        | 98.8      | 4.8        | 6,572,047        | 98.8      | 4.1        |
| 入 湯 税         |     | 52,248           | 100.0     | 8.4        | 66,396           | 100.0     | 27.1       |
| 事 業 所 税       |     | 1,785,399        | 99.8      | 9.4        | 1,859,922        | 99.8      | 4.2        |
| 都 市 計 画 税     |     | 4,113,579        | 98.2      | 1.7        | 4,249,008        | 98.3      | 3.3        |
| 宿 泊 税         |     | 362,433          | 100.0     | 22.0       | 396,721          | 100.0     | 9.5        |

|                       |             |           |           |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|
| 市<br>税<br>負<br>担<br>額 | 1 人 当 た り   | 143,958 円 | 153,783 円 |
|                       | 1 世 帯 当 た り | 272,465 円 | 287,893 円 |

### 3 納税義務者の推移

(単位：人)

| 税 目       |               |           |                 | 年 度     | R3      | R4      | R5      | R6      | R7     |
|-----------|---------------|-----------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 市 民 税     | 個 人 税         | 普 通       | 均 等 割 の み       | 10,647  | 10,730  | 10,763  | 18,742  | 10,794  |        |
|           |               |           | 所 得 割 の み       |         |         |         |         |         |        |
|           |               | 徴 収       | 均 等 割 及 び 所 得 割 | 59,492  | 59,346  | 58,549  | 49,973  | 58,391  |        |
|           |               |           | 計               | 70,139  | 70,076  | 69,312  | 68,715  | 69,185  |        |
|           | 法 人 税         | 特 別 徴 収   | 均 等 割 の み       | 4,771   | 4,718   | 4,692   | 10,054  | 4,546   |        |
|           |               |           | 所 得 割 の み       |         |         |         |         |         |        |
|           |               | 徴 収       | 均 等 割 及 び 所 得 割 | 119,015 | 117,434 | 117,687 | 113,196 | 120,098 |        |
|           |               |           | 計               | 123,786 | 122,152 | 122,379 | 123,250 | 124,644 |        |
|           | 小 計           | 193,925   | 192,228         | 191,691 | 191,965 | 193,829 |         |         |        |
|           | 法 人           | 10,291    | 10,412          | 10,447  | 10,511  | 10,555  |         |         |        |
| 固 定 資 産 税 | 土 地 及 び 家 屋   |           |                 | 165,818 | 166,170 | 166,644 | 166,369 | 165,995 |        |
|           | 償 却 資 産       |           |                 | 4,403   | 4,889   | 4,856   | 4,863   | 5,059   |        |
|           | 小 計           |           |                 | 170,221 | 171,059 | 171,500 | 171,232 | 171,054 |        |
| 軽 自 動 車 税 | 種 別 割         |           |                 | 110,605 | 109,950 | 109,498 | 108,195 | 104,976 |        |
|           | ( 環 境 性 能 割 ) |           |                 | (5,678) | (5,794) | (5,858) | (5,543) | (5,635) |        |
| 合 計       |               |           |                 | 485,042 | 483,649 | 483,136 | 481,903 | 480,414 |        |
| 対 前 年     |               | 増 加 数     |                 |         | △3,018  | △1,393  | △513    | △1,233  | △1,489 |
|           |               | 伸 率 ( % ) |                 |         | △0.6    | △0.3    | △0.1    | △0.3    | △0.3   |

※軽自動車税（環境性能割）は課税台数のため、合計には含めず。

# 市 有 財 産

## 1 市有財産の概況

(R8. 3. 31)

| 区 分                          |               |                       | 数 量                           | 評 価 額                   |
|------------------------------|---------------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 公<br><br>有<br><br>財<br><br>産 | 土 地           | 公 用 財 産               | (m <sup>2</sup> )<br>228, 518 | (千円)<br>7, 995, 271     |
|                              |               | 公 共 用 財 産<br>(教育財産含む) | 11, 679, 617                  | 219, 487, 351           |
|                              |               | 普 通 財 産               | 23, 564, 103                  | 27, 755, 425            |
|                              | 建 物           | 公 用 財 産               | 111, 565                      | 29, 718, 519            |
|                              |               | 公 共 用 財 産<br>(教育財産含む) | 1, 746, 841                   | 263, 906, 143           |
|                              |               | 普 通 財 産               | 147, 174                      | 8, 788, 378             |
|                              | 無 体 財 産 権     |                       | 50 件                          |                         |
|                              | 有価証券          | 株 券                   | 2                             | 21, 000 (決算年度末現在高)      |
|                              | 出 資 に よ る 権 利 |                       | 41                            | 2, 294, 221 (決算年度末現在高)  |
|                              | 物 品           |                       | 4, 533                        | 12, 337, 226 (決算年度末現在高) |
| 債 権                          |               | 20                    | 15, 549, 295 (決算年度末現在高)       |                         |
| 基 金                          |               | 45                    | 57, 896, 933 (決算年度末現在高)       |                         |
| 合 計                          |               | —                     | 645, 749, 762                 |                         |

## 2 市 庁 舎

| 区 分       | 市役所庁舎                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 工 期       | 令和元年 7 月 11 日 ～ 令和 4 年 11 月 30 日                               |
| 敷 地 面 積   | 6,710.30m <sup>2</sup>                                         |
| 建 物 構 造   | 鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）<br>免震構造                           |
| 建 築 面 積   | 4,022.69m <sup>2</sup>                                         |
| 建 築 延 面 積 | 51,752.46 m <sup>2</sup>                                       |
| 最 高 部 高   | 90.86m                                                         |
| 事 業 費     | 設計、建築費等 253 億円<br>既存庁舎解体費 16 億円                                |
| 財 源       | 基金 160 億円<br>国庫補助金、地方債 56 億円<br>上下水道局負担 28 億円<br>今後の市の負担 25 億円 |
| 区 分       | 交通会館別館                                                         |
| 建 物 構 造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 7 階建の内、6 階部分<br>1,524.28m <sup>2</sup>    |
| 取 得 年 月 日 | 昭和 55 年 12 月 20 日                                              |
| 取 得 価 格   | 70,000 千円                                                      |

### 3 財 産 区

(1) 財産区数 86 (うち管理会設置数 60)

(2) 財産区の財産概要

(R8. 4. 1)

| 土 地                       |                         |                          |                          |                           |                      |                         |                         |                           | 建 物                     |
|---------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 計                         | 宅 地                     | 山 林                      | 原 野                      | 保安林                       | 畑                    | 雑種地                     | ため池                     | 墓 地                       |                         |
| 396 筆                     | 68 筆                    | 10 筆                     | 8 筆                      | 9 筆                       | 2 筆                  | 11 筆                    | 33 筆                    | 255 筆                     | 9 件                     |
| 425,299.75 m <sup>2</sup> | 7,824.25 m <sup>2</sup> | 35,229.65 m <sup>2</sup> | 56,771.30 m <sup>2</sup> | 154,473.00 m <sup>2</sup> | 66.00 m <sup>2</sup> | 6,922.63 m <sup>2</sup> | 2,584.10 m <sup>2</sup> | 161,428.82 m <sup>2</sup> | 1,023.62 m <sup>2</sup> |

### 4 長崎市営墓地

(R8. 4. 1)

| 名 称         | 位 置        | 地 積                     | 区 画 数 |
|-------------|------------|-------------------------|-------|
| 大 浦 国 際 墓 地 | 川上町        | 2,870.00 m <sup>2</sup> | 212   |
| 坂 本 国 際 墓 地 | 坂本1丁目及び目覚町 | 8,107.00                | 479   |
| 浦 上 墓 地     | 上銭座町       | 2,898.00                | 200   |
| 昭 和 墓 地     | 花丘町        | 2,279.00                | 191   |
| 家 野 墓 地     | 家野町        | 8,411.75                | 456   |
| 住 吉 墓 地     | 泉1丁目及び泉2丁目 | 5,261.26                | 369   |
| 香 焼 中 央 墓 地 | 香焼町        | 4,285.00                | 229   |
| 合 計         |            | 34,112.01               | 2,136 |

## 公共施設マネジメントの推進

長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に 1980 年代から 90 年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきた。現在、これらの公共施設は建築後 30 年以上を経過した建物が全体の 6 割を超え、老朽化が進行し、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎える。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化している。

このため長崎市では、「人口が減っても、暮らしやすいまち」であり続けるよう、今後とも、必要となる行政サービスを維持していくため、時代の変化に対応できる公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、持続可能な行財政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化を行うことで、安全性や機能性の向上を図る。

### 1 公共施設マネジメントのこれまでの主な取り組み

| 年度             | 取 組 内 容                                                                                                              |                                                                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H29<br>～<br>R4 | 地区別計画策定に係る市民対話の開催<br>H29 年度：3 地区 4 箇所<br>H30 年度：4 地区 5 箇所<br>R 元年度：4 地区 4 箇所<br>R 3 年度：4 地区 4 箇所<br>R 4 年度：2 地区 2 箇所 | 公共施設マネジメントの実施計画となる「地区別計画」の策定に向け、マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設のあり方について、住民と行政がともに考える場<br>※R2 は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施 |
|                | 長崎市公共施設マネジメント地区別計画（案）の策定<br>H30 年度：3 地区<br>R 元年度：6 地区<br>R 2 年度：2 地区<br>R 3 年度：2 地区<br>R 4 年度：4 地区                   | 適正配置基準の基本的な市の考え方をもとに、地域の事情を考慮した公共施設マネジメントの実施計画                                                                             |
|                | 長崎市公共施設の適正配置基準の策定（R4 年度）                                                                                             | 行政サービスのあり方と行政サービスを提供する施設の配置の数や場所などを示す、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方                                                             |

### 2 公共施設マネジメントの今後の取り組み

#### (1) 「地区別計画」の実行

施設の集約化や複合化など、地区ごとに公共施設の適正配置について定める「地区別計画」に基づき、各地区の実情を考慮した施設の適正配置や効率的な管理運営を行う。地区は市民に身近な日常生活圏域を基礎として 17 地区に設定。

#### (2) 市民への周知・啓発活動

市民と十分な合意形成を図るため、公共施設マネジメントに関する情報発信を積極的に行い、周知・啓発に取り組む。

#### (3) 低未利用資産の利活用

市有財産（土地・建物）を自治体運営の経営資源と捉え、行政目的での利活用がない市有財産（土地・建物）については、サウンディング型市場調査や公募型プロポーザル方式等の手法を取り入れ、売却等の利活用を図る。

# 契 約

建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等において、入札・契約事務の競争性及び透明性の向上及び効率化を図るため、電子調達システムを導入し、原則として制限付一般競争入札で執行している。

## 1 有資格業者数（令和8年5月1日現在）

### (1) 建設工事

| 区分    | 市内  | 認定市内 | 準市内 | 市外  | 計     |
|-------|-----|------|-----|-----|-------|
| 令和8年度 | 614 | 2    | 42  | 557 | 1,215 |
| 令和7年度 | 609 | 3    | 46  | 558 | 1,216 |
| 増減    | 5   | △1   | △4  | △1  | △1    |

### (2) 建設工事に係る業務委託

| 区分    | 市内 | 認定市内 | 準市内 | 市外  | 計   |
|-------|----|------|-----|-----|-----|
| 令和8年度 | 69 | 0    | 58  | 329 | 456 |
| 令和7年度 | 72 | 0    | 59  | 322 | 453 |
| 増減    | △3 | 0    | △1  | 7   | 3   |

### (3) 物品調達等

| 区分    | 市内    | 認定市内 | 準市内 | 市外    | 計     |
|-------|-------|------|-----|-------|-------|
| 令和8年度 | 1,014 | 28   | 213 | 1,151 | 2,406 |
| 令和7年度 | 1,052 | 27   | 210 | 1,100 | 2,389 |
| 増減    | △38   | 1    | 3   | 51    | 17    |

## 2 制限付一般競争入札における契約締結件数及び請負金額

| 区 分             |      | 令和5年度           | 令和6年度            | 令和7年度            |
|-----------------|------|-----------------|------------------|------------------|
| 建設工事            | 件 数  | 476件            | 397 件            | 393 件            |
|                 | 請負金額 | 24,060,834,663円 | 18,274,025,419 円 | 18,020,908,951 円 |
| 建設工事に係る<br>業務委託 | 件 数  | 108件            | 91 件             | 91 件             |
|                 | 請負金額 | 1,231,986,411円  | 997,888,045 円    | 1,157,836,152 円  |
| 物品調達等 ※1        | 件 数  | 681 件           | 643件             | 556件             |
|                 | 請負金額 | 7,102,113,345 円 | 12,694,204,346円  | 14,054,338,897円  |

※1 物品調達等は、業務委託(建設工事に係るものを除く)・物品購入・物品借入・製造の請負を指すものであり、契約検査課入札分のみの実績である。

# 国 民 年 金

国民年金制度は、昭和 34 年に発足以来今日まで制度の改正、内容の充実が図られ高齢化社会における老後の生活安定の大きな柱となっている。とりわけ、昭和 61 年 4 月からは、公的年金制度を長期にわたり健全で安定的に運営していくため、基礎年金の導入と給付水準の適正化、女性の年金権の確保及び障害年金の改善が図られた。平成 3 年 4 月からは、20 歳以上の学生も強制加入となり、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人全てが原則として加入する制度となった。

また、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務から法定受託事務へと区分され、平成 14 年 4 月には収納事務が国の直接事務となった。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足している。

## 1 拠出年金

### (1) 加入状況

(令和 8 年 3 月末日現在)

| 種 類 別   |       |     | 男 女    |        | 男      | 女       | 計        | 免 除 | 種 類 別 | 人     | 免除率<br>% |
|---------|-------|-----|--------|--------|--------|---------|----------|-----|-------|-------|----------|
| 被 保 険 者 | 第 1 号 | 強 制 | 人      | 人      | 人      |         |          |     | 法 定   | 6,249 | 15.64    |
|         |       | 任 意 | 20,828 | 19,130 | 39,958 |         | 申 請（全額）  |     | 7,471 | 18.70 |          |
|         |       | 小 計 | 225    | 336    | 561    |         | 申 請（3/4） |     | 669   | 1.67  |          |
|         | 第 3 号 |     | 21,053 | 19,466 | 40,519 |         | 申 請（半額）  |     | 407   | 1.02  |          |
|         | 合 計   |     | 356    | 15,716 | 16,072 |         | 申 請（1/4） |     | 242   | 0.61  |          |
|         |       |     | 21,409 | 35,182 | 56,591 |         | 学 生 特 例  |     | 5,951 | 14.89 |          |
|         |       |     |        |        |        | 納 付 猶 予 | 1,659    |     | 4.15  |       |          |
|         |       |     |        |        |        | 合 計     | 22,648   |     | 56.68 |       |          |

### (2) 給付状況

(令和 8 年 3 月末日現在)

| 区分 | 種類         | 受給権者     |          |            |        |        |            | 計 |
|----|------------|----------|----------|------------|--------|--------|------------|---|
|    |            | 老  齢     | 通算老齢     | 障害<br>(基礎) | 母子・準母子 | 遺児     | 寡婦         |   |
|    |            | (老齢基礎)   |          |            | (遺族基礎) |        |            |   |
| 旧法 | 人<br>1,299 | 人<br>474 | 人<br>106 | 人<br>1     | 人<br>0 | 人<br>0 | 人<br>1,880 |   |
| 新法 | 128,850    | —        | 8,942    | 634        |        | 44     | 138,470    |   |
| 計  | 130,149    | 474      | 9,048    | 635        |        | 44     | 140,350    |   |

## 2 福祉年金

(令和 8 年 3 月末日現在)

|           |      |
|-----------|------|
|           | 老齢福祉 |
| 受 給 権 者 数 | 0 人  |

### 3 制度の概要

|             |                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 平成 9 年 1 月  | 基礎年金番号の導入                                                         |
| 平成 12 年 4 月 | 学生納付特例制度の実施                                                       |
| 平成 14 年 4 月 | 収納事務の国への移管                                                        |
| 平成 17 年 4 月 | 第 3 号被保険者の届出の事業主経由への変更<br>若年者納付猶予制度の創設<br>第 3 号被保険者の過去の未届け期間の救済など |
| 平成 18 年 7 月 | 多段階保険料免除制度の導入                                                     |
| 平成 26 年 4 月 | 未支給年金の請求範囲の拡大                                                     |
| 平成 28 年 7 月 | 納付猶予制度の対象年齢拡大                                                     |
| 平成 29 年 8 月 | 老齢年金受給資格期間の短縮                                                     |
| 平成 30 年 3 月 | 個人番号による年金関連の届出開始                                                  |
| 平成 31 年 4 月 | 産前産後期間の保険料免除制度開始                                                  |
| 令和元年 10 月   | 年金生活者支援給付金制度開始                                                    |
| 令和 2 年 5 月  | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料免除等に係る臨時特例措置の実施<br>(令和 4 年度申請分で終了)           |
| 令和 4 年 4 月  | 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え<br>老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ                     |
| 令和 4 年 5 月  | マイナポータルを利用した国民年金手続きの電子申請開始                                        |
| 令和 5 年 2 月  | スマートフォンアプリを利用した国民年金保険料の電子決済開始                                     |
| 令和 6 年 1 月  | 「ねんきんネットを活用した納付書によらない納付」の運用開始                                     |
| 令和 6 年 11 月 | 戸籍関係情報の本格運用開始 (年金給付関係事務)                                          |

# 戸 籍 ・ 住 民

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度である。

また、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する事務処理の基礎となる制度であり、平成 24 年 7 月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

いずれの制度も市民の様々なライフイベントに密接に関係しており、窓口においては、出生・婚姻・死亡・転入・転居・転出等の各種届出の受付や、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等各種証明書やマイナンバーカードの交付などを行っている。このように市民の利用度が高いことから、電算化により事務の能率化及び迅速化を図るため、平成 28 年 1 月から住民票の写し等の証明書発行の一部について、コンビニ交付サービスを導入している。また、令和 6 年 9 月から長崎市電子申請サービスを利用した各種証明書のオンライン申請を開始し、更なる住民の利便性向上を図っている。

## 1 住民基本台帳及び戸籍等の状況 (令和 8 年 3 月末日現在)

| 住民基本台帳      |          |          |          | 戸 籍         |             | 印鑑<br>登録数<br>(人) |
|-------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|------------------|
| 世帯数<br>(世帯) | 人 口 (人)  |          |          | 本籍数<br>(戸籍) | 本籍人口<br>(人) |                  |
|             | 総 数      | 男        | 女        |             |             |                  |
| 204, 669    | 383, 154 | 177, 540 | 205, 614 | 205, 731    | 472, 616    | 252, 679         |

## 2 外国人住民の状況 (令和 8 年 3 月末日現在) (単位：人)

| 住民基本台帳 |       |       | 国 籍 別 人 口 |       |      |      |        |       |       |
|--------|-------|-------|-----------|-------|------|------|--------|-------|-------|
| 計      | 男     | 女     | 中 国       | フィリピン | ネパール | ベトナム | インドネシア | ミャンマー | その他   |
| 5,293  | 2,823 | 2,470 | 1,090     | 789   | 753  | 620  | 509    | 337   | 1,195 |

## 3 令和 7 年度届出処理件数 (単位：件)

| 戸 籍    |        |        |        |       |        |        |       |        | 合計      |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 出 生    | 認 知    | 養子縁組   | 養子離縁   | 婚 姻   | 離 婚    | 死 亡    | 入 籍   | 分 籍    |         |
| 2,912  | 64     | 223    | 101    | 3,896 | 916    | 7,591  | 680   | 123    |         |
| 戸 籍    |        |        |        | 住民記録  |        |        |       |        | 合計      |
| 転 籍    | 訂正・更生  | その他    | 小 計    | 転 入   | 転 出    | 転 居    | その他   | 小 計    |         |
| 1,367  | 199    | 742    | 18,814 | 9,981 | 10,732 | 10,472 | 4,093 | 35,278 |         |
| 戸籍附票   |        |        | 印鑑登録   |       |        |        |       |        | 127,026 |
| 記 載    | 消 除    | 小 計    | 登録申請   | 紛失・廃止 | 小 計    |        |       |        |         |
| 44,922 | 15,974 | 60,896 | 9,573  | 2,465 | 12,038 |        |       |        |         |

#### 4 令和7年度証明等交付件数

(単位：件)

| 戸籍関係    | 住民票関係   | 印鑑関係   | 諸証明関係 | 合 計     |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 153,539 | 196,987 | 88,873 | 4,814 | 444,213 |

#### 5 マイナンバーカードの保有状況

(令和8年3月末日現在)

| 保有件数                |
|---------------------|
| 318,868 件 (81.6%) ※ |

(※：R7.1.1 現在長崎市人口 390,551 人に対する割合)

#### 6 窓口事務の改善概要

|                  |                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 昭和 60 年 11 月     | 住民記録漢字オンラインシステム導入<br>住民異動届等業務の即時処理が可能となり、住民票の発行が本庁・支所いずれの場所でも可能になった。 |
| 平成 3 年 11 月 5 日  | 外国人登録事務の電算オンライン化                                                     |
| 平成 4 年 6 月 1 日   | 印鑑登録事務の電算オンライン化<br>より迅速な証明書の発行が可能となった。                               |
| 平成 10 年 7 月 18 日 | 戸籍事務の電算オンライン化<br>届出の受付から証明の発行まで全てコンピュータで行い、市民サービスの向上と事務の効率化を図った。     |
| 平成 10 年 9 月 19 日 | 市民サービスコーナー（消費者センター内、西浦上支所内）開設                                        |
| 平成 15 年 4 月 1 日  | 市民サービスコーナー（三重地区市民センター内）開設                                            |
| 平成 18 年 1 月 4 日  | 市民サービスコーナー（村松事務所内）開設（※令和8年3月31日廃止）<br>土日祝日において、各種証明書が交付できるようにした。     |
| 平成 24 年 5 月 14 日 | 新住民記録系システム稼働                                                         |
| 平成 25 年 1 月 7 日  | 市民課窓口の改修<br>窓口の拡大に伴いライフイベントに付随する手続きの拡充を図った。                          |
| 平成 27 年 1 月 5 日  | 市民課窓口事務の一部を民間事業者へ委託                                                  |
| 平成 28 年 1 月 25 日 | マイナンバーカードを利用した、証明書コンビニ交付サービス開始                                       |
| 平成 28 年 10 月 1 日 | 本人通知制度の導入                                                            |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 行政サテライト機能再編成により、市民課及び支所・行政センターを廃止し、地域センターを設置                         |
| 令和 3 年 6 月 1 日   | 中央地域センター窓口において証明交付手数料のキャッシュレス決済を開始                                   |
| 令和 3 年 6 月 1 日   | コンビニ交付サービス証明交付手数料を 100 円減額                                           |
| 令和 3 年 7 月 1 日   | マイナンバーカード交付予約システム導入                                                  |
| 令和 5 年 1 月 4 日   | 新庁舎移転に伴い中央地域センター他 5 地域センターにおいて総合窓口システムを導入                            |
| 令和 5 年 11 月 1 日  | 証明書コンビニ交付サービスにおいて、長崎市外に住民登録があるかたも戸籍証明書が取得できる本籍地サービスを導入               |
| 令和 6 年 9 月 2 日   | 長崎市電子申請サービスを利用した、各種証明書のオンライン申請を開始                                    |
| 令和 8 年 1 月 5 日   | ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムが稼働                                            |

# 市 民 相 談

## 1 市民相談

市民から寄せられる市政に対する様々な苦情、要望あるいは市民生活から生じる個人的な心配ごとや紛争などについての相談に応じることにより、住みよい豊かなまちづくりを目指して昭和 37 年 1 月から市民相談室を開設し、市民相談業務を開始した。また、昭和 56 年 4 月の機構改革により市民相談室を広聴相談室に、昭和 59 年 7 月に市民相談室に改称したが、平成 3 年 8 月に市民生活課に統合され、平成 9 年 4 月に自治振興課に改称し、さらに平成 20 年 4 月に安全安心課に組織改正され、平成 30 年 4 月に自治振興課に統合された。

| 相 談 項 目     | 担 当                  | 令和 7 年度相談件数 |
|-------------|----------------------|-------------|
| 市 政 相 談     | 市相談員                 | 2 件         |
| 一 般 相 談     | 市相談員                 | 4,543 件     |
| 法 律 相 談     | 長崎県弁護士会              | 385 件       |
| 国 税 相 談     | 九州北部税理士会長崎支部         | 64 件        |
| 登 記 相 談     | 長崎県司法書士会、長崎県土地家屋調査士会 | 177 件       |
| 不 動 産 相 談   | 長崎県宅地建物取引業協会         | 161 件       |
| 住宅リフォーム事前相談 | 長崎市住宅相談連絡協議会         | 8 件         |
| マンション管理相談   | 長崎県マンション管理士会         | 12 件        |
| 合 計         |                      | 5,352 件     |

## 2 交通事故相談

交通事故被害者の救済策の一環として、昭和 47 年 4 月に交通事故相談所を設置し、損害賠償問題等についての交通事故相談に応じている。

| 相 談 項 目     | 担 当     | 令和 7 年度相談件数 |
|-------------|---------|-------------|
| 交 通 事 故 全 般 | 交通事故相談員 | 25 件        |
|             | 長崎県弁護士会 | 4 件         |
| 合 計         |         | 29 件        |

## 犯罪被害者等支援

本市においては、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、令和3年4月1日に「長崎市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行し、総合相談窓口の設置や見舞金・助成金の給付、心身の被害回復・二次被害等の防止、犯罪被害者等に対する理解の促進などの支援に取り組んでいる。令和4年4月には、条例に基づき「長崎市犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進している。

### 1 見舞金

| 区分         | 対象者                               | 金額   | 備考                                                                                                                                                       | 令和7年度実績 |
|------------|-----------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 遺族<br>見舞金  | 故意の犯罪行為により死亡した被害者（市民）の第1順位の遺族（市民） | 30万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>重傷病見舞金を受けた被害者が死亡した場合は20万円</li> <li>就業又は就学により市外に居住していた死亡被害者の遺族（市民）も対象</li> </ul>                                   | 0件      |
| 重傷病<br>見舞金 | 故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者本人（市民）        | 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病が対象。</li> <li>精神疾患の場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること。</li> </ul> | 10件     |

### 2 助成金

| 区分          | 助成内容                                                         | 対象者                                                              | 上限金額                 | 対象経費                              | 補助率   | 令和7年度実績 |
|-------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------|-------|---------|
| 転居費用<br>助成金 | 殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に転居費用を助成     | 故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民） | 20万円/回<br>一事件につき2回まで | 転居に要する費用（家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用） | 10/10 | 2件      |
| 家賃<br>助成金   | 殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に新たな住居の家賃を助成 | 故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民） | 3万円/月<br>最大6か月       | 長崎市内に所在する賃貸住宅の家賃                  | 1/2   | 1件      |

# 交通安全対策

## 1 交通安全対策の現況

### (1) 交通指導員

昭和 45 年 5 月から小学校区を単位として交通指導員を配置し、登下校時の児童の保護並びに歩行者や車両運転者への通行の指導等にあっている。令和 8 年 4 月 1 日現在、配置対象校 67 校のうち、44 校に 66 人の交通指導員を配置しており、年額 31,400 円の報酬と制服や帽子、腕章等を支給している。

### (2) 交通安全指導普及員

交通安全思想の普及高揚を図るため、3 人の交通安全指導普及員により、市内の幼稚園・保育所等において、園児やその保護者、小学生を対象に交通安全教室を開催している。参加・体験型学習を重視し、横断歩道の渡り方や信号機の見方などの交通安全教育について、令和 7 年度は 319 回(参加人員 10,066 人)実施した。

## 2 交通事故発生状況 令和 7 年中の本市内の死者数は 3 人、人口 10 万人当たり 0.8 人となっている。

(※10 万人当たり死者数の人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在の推計人口で集計)

| 年 別      | 発 生     | 死 者 | 傷 者     |
|----------|---------|-----|---------|
| H20      | 2,582 件 | 8 人 | 3,216 人 |
| H21      | 2,675   | 21  | 3,326   |
| H22      | 2,540   | 15  | 3,203   |
| H23      | 2,522   | 11  | 3,067   |
| H24      | 2,359   | 11  | 2,939   |
| H25      | 2,605   | 10  | 3,212   |
| H26      | 2,300   | 10  | 2,857   |
| H27      | 2,122   | 10  | 2,689   |
| H28      | 1,930   | 3   | 2,394   |
| H29      | 1,757   | 12  | 2,170   |
| H30      | 1,547   | 10  | 1,966   |
| H31 (R元) | 1,370   | 9   | 1,648   |
| R2       | 993     | 9   | 1,218   |
| R3       | 924     | 3   | 1,141   |
| R4       | 864     | 4   | 1,074   |
| R5       | 860     | 12  | 1,033   |
| R6       | 806     | 12  | 973     |
| R7       | 721     | 3   | 876     |

# 市 民 協 働

市民活動団体の支援の充実を図るとともに、地域課題の解決に向けた市民の自主的・自発的な取り組みや多様な主体との協働を推進している。

## 1 市民力推進委員会

### (1) 設置目的

市民の自主的、自発的活動である「市民力」の向上について、市民活動に関する知識・経験を有する者及びその関係団体から幅広く意見の聴取を行った「市民力向上検討会議」において提出された報告書（平成 20 年 3 月提出）に基づき、「市民力」の推進や連携強化に向けて、本市が行う各種施策についての助言を行う。

### (2) 担当事務

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること

### (3) 実績（令和 7 年度）

計 3 回の会議を開催（うち審査部会 2 回）

## 2 提案型協働事業

### (1) 事業概要

市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と行政との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組む。

#### ア 市民提案型協働事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、本市と協働して行う事業

#### イ 行政提案型協働事業

行政が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提案し、本市と協働して行う事業

### (2) 実績 市民提案型 28 件・行政提案型 11 件（平成 21 年度～令和 7 年度）

## 3 長崎伝習所事業

### (1) 目的

市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与する。

### (2) 事業概要

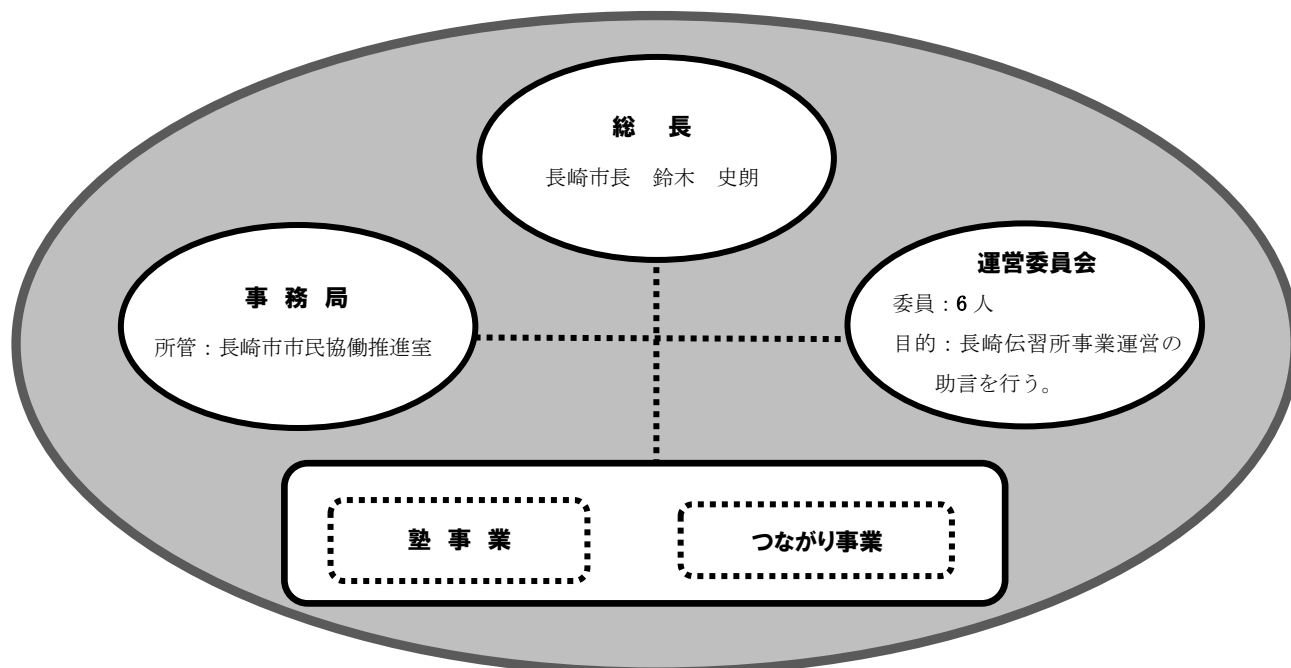
#### ア 塾事業

市民と行政が連携して、自由な実践活動により魅力的なまちづくりの提案を行うとともに、地域の人材を育成し、人的ネットワークの形成を構築することを、目的として活動を行う事業。

実績：塾数 延 313 塾、塾生総数 延 10,467 人（昭和 61 年度から令和 7 年度まで）

#### イ つながり事業

若い世代や潜在的に意欲のある人材のまちづくりへの参画を促し、まちづくりリーダーの育成などを行う事業。



## 4 市民活動支援補助金

### (1) 目的

市民活動を行う団体の活性化及び充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的事業に対し補助金の交付を行う。

### (2) 補助金種別及び補助対象事業

#### ア 市民活動スタート補助金（上限額 10 万円、1 団体 1 回限り）

設立 3 年未満の市民活動団体が、その活動基盤を整え、充実させるために行う事業に対する補助

#### イ 市民活動ジャンプ補助金（上限額 50 万円、1 団体通算 3 回まで）

1 年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う事業に対する補助

#### ウ 市民活動人材育成補助金（派遣：上限額 1 人 5 万円、年度内 1 団体 2 人まで、開催：上限額 1 事業 10 万円、年度内 1 団体 1 回まで）

1 年以上継続して市民活動をしている市民活動団体が団体の構成員の人材育成のために行う研修等派遣事業又は研修等開催事業

### (3) 交付実績

#### ア 市民活動スタート補助金

交付件数 30 件（平成 20 年度～令和 7 年度）

#### イ 市民活動ジャンプ補助金

交付件数 66 件（平成 20 年度～令和 7 年度）

#### ウ 市民活動人材育成補助金

研修派遣\_交付件数 50 件（平成 20 年度～令和 7 年度）

研修開催\_交付件数 9 件（平成 28 年度～令和 7 年度）

## 5 市民活動センター「ランタナ」

### (1) 目的

様々な分野のボランティアや市民活動を行う方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点として開放し、ネットワーク化を進め、市民活動の活性化を図る。

### (2) 事業概要

ア 市民活動を行う者の交流の促進

イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催

ウ 市民活動に関する相談

エ 市民活動に関する情報の収集及び提供

オ センターの施設及び設備の提供

（有料）：事務室 5 室、会議室、事務機器（印刷機、大判プリンター等）

（無料）：交流サロン、作業スペース、ロッカー、メールボックス

### (3) 場所 長崎市馬町 21-1（開設日 平成 20 年 10 月 1 日）

### (4) 開館時間 平日 8:45～22:00 土日祝日 8:45～17:30

### (5) 休館日 1/1～1/3、12/29～12/31

### (6) 実績（令和 7 年度）

来館者数 6,632 人

※開設後累計 115,801 人（H20.10.1～R8.3.31）

### (7) 平成 30 年度から指定管理者制度を導入し、有限会社ステージサービス（R5 年度～R9 年度）を指定管理者として指定し、運営を行っている。

# 消費者センター

本市では、平成 10 年 9 月 19 日に、「メルカつきまち」の 4 階に消費者センターを設置して、消費者行政及び計量行政の推進を図り、また、市民サービスコーナーを併設している。

## 1 消費者行政

### (1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止の推進

#### ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあっせんや助言などを行い、適宜、国、県及び関係機関並びに長崎県弁護士会等の関係団体との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

(相談受付件数 令和 5 年度 2,948 件、令和 6 年度 2,944 件、令和 7 年度 3,140 件)

#### イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月 1 日に消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7 つの「不当な取引行為」を定め、厳正に対処している。

#### ウ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

民生委員や福祉関係団体等から構成される消費者被害防止ネットワーク（「長崎市消費者を守るネット」。配信先…187 団体）により、早期に悪質商法等の被害発生や警戒のための情報を提供して、高齢者、障害者及び若年者を消費者被害から守っている。

#### エ 長崎市消費者安全確保地域協議会による見守り活動

消費者安全法第 11 条の 3 第 1 項で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会（25 機関）による見守り活動と連携し、高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を有する消費者（要配慮消費者）の消費者被害の防止を図っている（見守りにおける気づきポイントや、よくある消費者トラブルの事例を盛り込んだ「高齢者や障害者等の見守りハンドブック」を配付）。

#### オ 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく商品の適正な表示に関する立入検査

消費者の利益や安全を守り、不測の損失や危害発生を防止することを目的として、家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に定められた商品について、販売事業者へ立入検査を実施して、適正な品質表示や基準に適合したマークの表示がなされているかを確認している。

検査品目数 令和 7 年度実績

家庭用品品質表示法 6 品目 消費生活用製品安全法 3 品目

#### カ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁設置とともに、消費者安全法が施行され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発、消費者教育などの展開

ア 各種啓発事業

消費者問題を認識し、消費者の権利に目覚めた「自立した消費者」、消費者被害にまきこまれない消費者の育成に努めている。

| 事業          | 概要・令和7年度実績                                                |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 暮らしの講座      | 消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ講座を実施<br>4回開催、68人参加                       |
| 消費生活出前講座の実施 | 自治会、学校等に職員を派遣。79回延べ2,248人に実施                              |
| 消費生活情報の発信   | ホームページ、長崎市公式LINE、リーフレット、消費啓発掲示板及び情報ルームなどにより消費生活情報を発信している。 |

イ 若年者消費者教育強化事業の実施

民法改正による成年年齢の18歳への引き下げ（令和4年4月1日施行）に対応し、若年者の消費者被害の防止、また自立した消費者の育成を図るため、学校等と連携して消費者教育に関する支援を強化しており、市内中学校から大学・専門学校までを対象に出前講座を実施するとともに、市内中学校への消費者啓発CDや啓発資料の配布、成年直前の17歳の全市民を対象とした消費者トラブル対策本の配付を行っている。

## 2 計量行政

(1) 定期検査（特定計量器の定期検査）

商店・病院等において、取引又は証明に使用する特定計量器（質量計）の正確保持のため、定期検査を2年に1回実施している。市域を東南部と西北部に2分割し、交互に検査する。

(2) 立入検査

ア 特定計量器

ガソリンメーター、水道メーター等の特定計量器の有効期限等について不適正な状態で使用されていないか確認するため、立入検査を実施している。

イ 商品量目（内容量）

商品流通の最も盛んな中元、年末時期に、スーパー等において商品量目（内容量）の立入検査を実施している。

ウ 市民からの苦情による立入検査

特定計量器及び商品量目（内容量）に対する市民からの苦情についても、必要に応じ立入検査を実施している。

(3) 計量行政の啓発・普及

ア 計量記念日（11月1日）イベントの実施

計量記念日にちなみ、市内のスーパー及び公立学校等に計量記念日ポスターの掲示を依頼して計量について広く市民に周知している。

イ 計量協調月間（11月）における啓発

計量行政に対する理解を広めることを目的として、計量強調月間である11月に「はかりの検査の仕事パネル展」を開催し、計量行政の仕事に関する各種展示を行っている。

ウ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

(4) 計量検査所

市役所本庁に「計量検査所」を設け、定期検査・立入検査に要する基準器、検査器具を整備し、計量器検査業務に万全を期している。

### 3 市民サービスコーナー

住民票の写し・戸籍等の証明書の発行及びパスポート窓口でパスポートの申請受付・交付（パスポート窓口は平成21年7月に開設）などを行っている。

（令和7年度：パスポート申請件数 8,299件、交付件数 8,357件）

## 地 域 セ ン タ ー

各地域センターでは、戸籍、住民異動、印鑑登録等の届出及びこれらの各種証明や市税関係証明をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当等の受付業務や税の収納などの窓口業務を行っているほか、地域に身近な相談窓口として困りごとの相談を受けるなど、地域が行うまちづくり活動の支援に取り組んでいる。

管内人口及び世帯数（住民基本台帳に基づく人口及び世帯数）

（令和８年３月末日現在）

| 区 分       | 管内人口（人） | 割 合（％） | 世 帯 数（戸） | 割 合（％） |
|-----------|---------|--------|----------|--------|
| 中央地域センター  | 161,170 | 42.0   | 91,151   | 44.5   |
| 小ヶ倉地域センター | 7,965   | 2.1    | 3,841    | 1.9    |
| 小櫛地域センター  | 6,832   | 1.8    | 2,753    | 1.4    |
| 西浦上地域センター | 49,001  | 12.8   | 27,487   | 13.4   |
| 滑石地域センター  | 27,560  | 7.2    | 14,184   | 6.9    |
| 福田地域センター  | 8,337   | 2.2    | 4,220    | 2.1    |
| 茂木地域センター  | 8,827   | 2.3    | 4,727    | 2.3    |
| 式見地域センター  | 2,288   | 0.6    | 1,267    | 0.6    |
| 日見地域センター  | 6,381   | 1.7    | 3,754    | 1.8    |
| 東長崎地域センター | 36,427  | 9.5    | 16,453   | 8.0    |
| 土井首地域センター | 12,941  | 3.4    | 6,562    | 3.2    |
| 深堀地域センター  | 4,930   | 1.3    | 2,748    | 1.4    |
| 香焼地域センター  | 2,837   | 0.7    | 1,595    | 0.8    |
| 伊王島地域センター | 551     | 0.1    | 379      | 0.2    |
| 高島地域センター  | 219     | 0.1    | 160      | 0.1    |
| 野母崎地域センター | 4,123   | 1.1    | 2,472    | 1.2    |
| 三和地域センター  | 8,932   | 2.3    | 4,740    | 2.3    |
| 三重地域センター  | 19,424  | 5.1    | 8,622    | 4.2    |
| 外海地域センター  | 2,827   | 0.7    | 1,751    | 0.9    |
| 琴海地域センター  | 11,582  | 3.0    | 5,803    | 2.8    |
| 合 計       | 383,154 | 100.0  | 204,669  | 100.0  |

## 市民サービスコーナー

社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、平成 10 年 9 月 19 日消費者センター及び西浦上支所内に、15 年 4 月 1 日には三重地区市民センター内に「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日でも窓口業務を行っている。

### 市民サービスコーナーにおける証明書発行の種類

- |                                        |                        |
|----------------------------------------|------------------------|
| ・住民票の写し                                | ・住民票記載事項証明             |
| ・戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）                 | ・除籍の全部・個人事項証明（除籍謄本・抄本） |
| ・戸籍届の受理証明                              | ・戸籍の附票の写し              |
| ・身元証明                                  | ・印鑑登録証明                |
| ・所得・課税証明                               | ・市県民税課税証明（非課税証明を含む）    |
| ・固定資産税評価証明                             | ・固定資産税公課証明             |
| ・固定資産無資産証明                             | ・固定資産税課税証明             |
| ・固定資産名寄帳兼課税台帳                          |                        |
| ・旅券に関すること（※平成 21 年 7 月より消費者センターのみの取扱い） |                        |

市民サービスコーナーでは、上記証明書の発行業務のみを行っている。従って、各種の届出及び税金の納付などの手続きはできない。（旅券に関することを除く）

| 名 称<br>(設置場所)                                     | 開 館 日 ・ 開 館 時 間                                                                                                                                                    | 備 考                                          |                    |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------|
| 消 費 者 セ ン タ ー<br>市民サービスコーナー<br>(メルカつきまち 4 階)      | 月曜 : 午前 9 時～午後 5 時<br>火曜～金曜 : 午前 9 時～午後 7 時<br>土・日・祝日 : 午前 10 時～午後 6 時<br><br>パスポート窓口開館時間<br>月曜～金曜 : 午前 9 時～午後 5 時<br>(申請・交付)<br>土・日・祝日 : 午前 10 時～午後 6 時<br>(交付のみ) |                                              | 年末年始(12/29～1/3)は休館 |
| 西 浦 上 地 域 セ ン タ ー<br>市民サービスコーナー<br>(チトセピア 2 階)    | 土・日曜 : 午前 9 時 30 分<br>～午後 6 時<br>(土・日曜が祝日のときも開館)                                                                                                                   | 月曜～金曜(祝日除く)は<br>「西浦上地域センター」と<br>して業務を行なっている。 |                    |
| 三 重 地 域 セ ン タ ー<br>市民サービスコーナー<br>(三重地区市民センター 1 階) | 火曜～日曜 : 午前 8 時 45 分<br>(祝日含む) ～午後 5 時 30 分                                                                                                                         | 月曜休業(月曜が祝日のときは開業し直後の平日が休業)                   |                    |

※琴海地域センター市民サービスコーナー(琴海村松町 703-14)は令和 8 年 3 月 31 日に廃止。

# 災 害 援 護

本市においては、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被災世帯に対する災害援護資金の貸付けを行うほか、被災世帯に対する国の「被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）」及び県の「長崎県・市町被災者生活再建支援制度（以下「支援制度」という。）」に基づく支援金の受付を行うとともに、長崎市小災害見舞金支給制度に基づく弔慰金や見舞金の支給等、各種の災害援護施策を行っている。

## 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

(1) 「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくもの

| 区 分                | 災 害 弔 慰 金                                                                                                                                           | 災 害 障 害 見 舞 金                              | 災 害 援 護 資 金                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|
| 対 象 災 害<br>(本市の場合) | 自然災害であって<br>①市内において住居が5世帯以上滅失した災害<br>②県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害<br>③県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害<br>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 | 「災害弔慰金」と同一                                 | 自然災害であって<br>・県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害 |
| 支 給 及 び<br>貸 付 対 象 | ①配偶者、子、父母、孫、祖父母<br>②①のいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）                                                                  | 対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 | 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（世帯主）に対して貸付   |
| 支給額又は<br>貸 付 額     | ①生計維持者が死亡した場合 500 万円<br>②その他の者が死亡した場合 250 万円                                                                                                        | ①生計維持者 250 万円<br>②その他の者 125 万円             | 被害の種類、程度に応じ一世帯あたり最大 150 万円～350 万円     |

※ 災害援護資金の償還方法は元利均等で年賦、半年賦又は月賦、償還期間は10年以内  
 （据置期間3年、特別の場合5年）、無利子。

(2) 支援法や支援制度に基づくもの

| 区 分                    | 支 援 法                                                                                                                                                                                                                           | 支 援 制 度                                                                                              |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 災 害<br>(本市の場合)     | ①市内で 150 世帯以上の住家滅失<br>②長崎県内で 1,500 世帯以上の住宅の滅失かつ長崎市内で 75 世帯以上の住家滅失<br>③10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村<br>④100 世帯以上の住宅全壊世帯が発生した都道府県                                                                                                       | 次のいずれかの災害において、支援法が適用されない区域の災害<br>①本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害<br>②本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害<br>※隣接県：福岡、佐賀、熊本 |
| 支 給 対 象                | 上記の自然災害により<br>①住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）<br>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）<br>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）<br>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）<br>⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯） | 国の基準に準じる                                                                                             |
| 基礎支援金<br>(住宅の被害程度に応じて) | ①全壊世帯 100 万円<br>②解体世帯 100 万円<br>③長期避難世帯 100 万円<br>④大規模半壊世帯 50 万円<br>⑤中規模半壊世帯 なし<br>（単身世帯には、各支給額の 3/4 の額を支給）                                                                                                                     | 国の基準に準じる                                                                                             |
| 加算支援金<br>(住宅の再建方法に応じて) | ①建設・購入 200 万円<br>②補修 100 万円<br>③賃貸（公営住宅以外） 50 万円<br>（中規模半壊世帯には、各支給額の 1/2 の額を支給）                                                                                                                                                 | 国の基準に準じる<br>（ただし、り災した市町内で再建する場合に限る）                                                                  |
| 支 援 金 の<br>負担割合等       | 【割合】国：1/2、都道府県：1/2<br>都道府県の拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）を通じて被災世帯へ支援金を支給                                                                                                                                 | 【割合】県：2/3、被災市町：1/3<br>（県から被災世帯へ支援金を一旦全額支給し、その後各被災市町が負担割合で負担）                                         |

(3) 小災害見舞金等支給要綱に基づくもの

| 見 舞 金 等 の 種 類                           | 被 害 区 分      | 見舞金等の額          |            |
|-----------------------------------------|--------------|-----------------|------------|
|                                         |              | 1 人             | 1 人増すごとに   |
| 見 舞 金<br>(支援法や支援制度に基づく基礎支援金を受けられる場合を除く) | 住家全壊（全焼・全流失） | 円<br>50,000     | 円<br>5,000 |
|                                         | 住家半壊（半焼）     | 30,000          | 5,000      |
|                                         | 重傷           | 1 人につき 10,000 円 |            |
| 弔 慰 金<br>(災害弔慰金が支給される場合を除く)             | 死亡           | 生計維持者           | 140,000 円  |
|                                         |              | その他の者           | 70,000 円   |

# 葬 斎 場

## 1 施設等の概要

|       |                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | 長崎市もみじ谷葬斎場                                                                                                                                                               |
| 所 在 地 | 長崎市淵町 26 番 6 号                                                                                                                                                           |
| 主な経緯  | 大正 10 年 4 月 市営火葬場として設置<br>昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月 全面建替え<br>(総事業費 4 億 2,824 万 5 千円)<br>昭和 56 年 4 月 「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称<br>平成 18 年度 施設の一部改修 (待合室増設、駐車場整備等)<br>平成 20 年度 耐震補強工事 |
| 土 地   | 4,163.76m <sup>2</sup>                                                                                                                                                   |
| 建 物   | 鉄筋コンクリート造平屋建 (一部 2 階建)<br>建築面積 762.79m <sup>2</sup><br>延床面積 1,318.39m <sup>2</sup>                                                                                       |
| 火 葬 炉 | 火葬炉(再燃炉付) 11 基(台車式) (うち大型炉 1 基)<br>小型炉(再燃炉付) 1 基                                                                                                                         |
| 待 合 室 | 8 室 (内 3 室を 2 つに区切って使用) (1 室 15～36 名収容)                                                                                                                                  |
| 駐 車 場 | 障害者用乗用車 2 台、一般乗用車 94 台、バス・マイクロバス 6 台                                                                                                                                     |
| 運営方法  | 直営                                                                                                                                                                       |

## 2 火葬場使用料

| 区 分         |          | 死 亡 者 等 の 住 所  |                 |
|-------------|----------|----------------|-----------------|
|             |          | 市 内 ※          | 市 外             |
| 遺 体         | 12 歳 以 上 | 1 体につき 7,800 円 | 1 体につき 39,000 円 |
|             | 12 歳 未 満 | 1 体につき 5,200 円 | 1 体につき 26,000 円 |
| 死 産 児       |          | 1 体につき 2,600 円 | 1 体につき 13,000 円 |
| 肢体・臓器及び埋葬遺骨 |          |                |                 |
| 産 汚 物       |          | 1 個につき 2,600 円 | 1 個につき 13,000 円 |

※ 死亡者等の住所が長与町又は時津町にある場合は、市内に準じて取り扱う。

## 3 もみじ谷葬斎場の特色

- ・昭和 62 年度に火葬炉の改修工事を施工し、ロストル式から台車式に変更した。
- ・平成 20 年度から 22 年度において、排ガス処理対策として電気集塵機を設置した。
- ・平成 28 年度からインターネットを利用した火葬場予約システムを運用している。
- ・火葬時間 約 1 時間 30 分
- ・職 員 数 事務員 (場長・係長・会計年度任用職員) 5 名、汽かん員 9 名 計 14 名
- ・休 場 日 1 月 1 日

## 人権・男女共同参画

昭和 20 年（1945 年）、国際連合が誕生し、男女の同権は基本的人権であるとした「国連憲章」が採択された。昭和 50 年（1975 年）に第 1 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」、昭和 54 年（1979 年）には「女子差別撤廃条約」が採択された。さらに、平成 12 年「国連特別総会・女性 2000 年会議」では女性の人権擁護と男女平等社会の実現を目指した政策方針が採択された。

我が国においても、将来にわたり豊かで活力ある社会を築く上で男女共同参画社会の構築が不可欠であるとして、平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」が施行された。

長崎市においては、平成 11 年 9 月に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、平成 13 年 3 月に「長崎市男女共同参画計画」を策定し、平成 14 年 10 月には「長崎市男女共同参画推進条例」を施行した。令和 4 年 4 月には、令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 3 次長崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

一方、人権問題への取組みについては、平成 6 年 12 月の「人権教育のための国連 10 年」の決議、平成 12 年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 16 年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。その後、社会情勢や市民意識の変化を踏まえ、令和 4 年 4 月には、令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 3 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進している。

今後も、すべての人々が性別や年齢、国籍などの違いにとらわれることなく、互いを対等な存在として認め合える人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実施する。

### ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育ててゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくれます。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくれます。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくれます。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日

長 崎 市

## 1 人権・男女共同参画事業

### (1) 第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』を基本理念とし、人権教育及び人権啓発の取組みを推進する。

### (2) 第3次長崎市男女共同参画計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

長崎市男女共同参画推進条例を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けての取組みを推進する。

### (3) 長崎市人権教育・啓発審議会

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、基本計画に関する事項並びに人権教育及び人権啓発に関する基本的事項並びに重要事項について、調査審議する。

### (4) 長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項、苦情の処理に関する事項並びに男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

### (5) 長崎市人権教育及び啓発推進本部

本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

### (6) 長崎市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

### (7) 長崎市DV被害者支援連絡会議

関係部局が共通認識のもと緊密に連携を図り、支援状況や今後の取組み課題について適宜協議する。

### (8) 困難や不安を抱える女性に対する支援

「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、困難や不安を抱える女性に対して、寄り添った支援を行う。

### (9) 相談事業

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有し、女性相談員による一般相談、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を実施する。

### (10) 調査研究事業

広範多岐にわたる男女共同参画の推進に関する課題に対し、様々な角度からの調査研究を行う。

### (11) パートナースhip宣誓制度

性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実の証明を行っている。

## 2 啓発活動

### (1) 講演会等の開催

ア 人権問題講演会の開催

市民、市職員、学校関係者、企業等を対象に、様々な人権問題についての講演会を、長崎市教育委員会、長崎市PTA連合会と連携して開催している。

#### イ 中小規模講座の開催

市民を対象に、市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権に関する中小規模の講座を開催している。

#### (2) 「パートナーシップ推進週間」の設定

長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念し、平成15年度から男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、「パートナーシップ推進週間(10月1日～10月7日)」を設定し、この期間には「アマランスフェスタ」を指定管理者と協力して開催し、講演会などの啓発活動を行っている。

#### (3) 広報紙による啓発

広報ながさきの折込として「人権問題特集号」や「男女共同参画推進特集号」をそれぞれ年に1度発行し、各世帯、関係団体などに配布している。

#### (4) 啓発資料の作成・配布

市民向けの啓発冊子やリーフレットなどの資料を作成し、講演会や研修会において配布している。

#### (5) その他

##### ア 人権キャンペーンの実施

憲法週間や人権週間にあわせて、公用車への人権標語の貼付や中央、西浦上、滑石、東長崎地域センター及び消費者センターの窓口番号案内表示システムでのメッセージ表示による啓発や、市庁舎にてパネル展示等を行っている。

##### イ 関係機関との連携

法務局・長崎県・教育委員会・人権擁護委員協議会等関係団体と連携した人権の花運動などの人権啓発事業の実施や各機関相互の情報交換などを行っている。

### 3 男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）

男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設である。

#### (1) 施設の概要（令和8年4月1日現在）

所在地：長崎市魚の町5番1号（市民会館1階）

延床面積：1,602.14m<sup>2</sup>

施設内容：会議室（1、2、3、4）、研修室（1、2）、和室、図書情報室、交流コーナー、幼児室、授乳室、事務室

来所者数：令和7年度実績 44,100人

#### (2) 事業の概要

ア 啓発事業 男女共同参画に係る講座の開催など

イ 交流促進事業 男女共同参画を推進する活動を行う団体等への支援など

ウ 情報提供事業 関連図書や行政資料の貸出閲覧などの情報提供事業など

# 文 化 振 興

本市は、海外文化の影響を受け、他都市に見られない国際色豊かな特色ある文化的基盤を有している。このような歴史と伝統に培われた本市の地域特性を活かし、かつ、時代の要請に即した市民文化の創造を、市民と協力して積極的に推進する必要がある。

そこで、本市では、市民が心豊かな生活を送れるよう、芸術文化を担う人材を育成し、芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、市民文化活動の促進向上を図るため、市民文化活動を支える環境整備に努めることにしている。

## 1 令和8年度主要文化施策

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

### 芸術文化あふれる暮らしを創出します

#### 芸術文化に触れる機会を創出します

- 1 音楽の魅力発信事業費  
学校やふれあいセンターなどに演奏家が出かけて行って演奏するアウトリーチコンサートなどを開催する。
- 2 広報宣伝費  
自主文化事業の開催情報などを掲載した文化情報誌の発行や市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会とまちなかの賑わいの創出のため、商店街などのまちなかにおいて、音楽、演劇のステージなどを開催する。
- 3 長崎ブリックホール運営費  
芸術文化活動と国際交流の拠点であるブリックホールについて、利用しやすい施設となるよう指定管理者と連携して運営する。
- 4 チトセピアホール運営費  
長崎市北部地区のコミュニティ施設であるチトセピアホールを指定管理者と連携して運営する。
- 5 遠藤周作文学館運営費  
遠藤周作氏の生涯と足跡を辿った常設展示や多様なテーマによる企画展示とともに、文学講座や映画上映会等を開催するほか、収蔵資料の保存整備等を行う。
- 6 長崎ブリックホール施設整備事業費  
長崎ブリックホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構、空調設備、消防設備の施設整備事業を行う。
- 7 チトセピアホール施設整備事業費  
チトセピアホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構の施設整備事業を行う。
- 8 遠藤周作文学館施設整備事業費  
遠藤周作文学館について、経年劣化等に伴う給水設備の施設整備事業を行う。
- 9 芸術文化シンポジウム開催費  
「ながさきピース文化祭 2025」の事業に携わった方によるトークセッションやパネルディスカッションを行う「長崎×芸術文化シンポジウム」を開催する。
- 10 新文化施設等整備民間活力導入可能性調査費

市庁舎本館跡地等における新たな文化施設等の整備を進めるため、財政負担や技術的実現性など詳細な検討を行い、事業の実現可能性を定量的・定性的に分析し、適切な事業手法を調査する。

### 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

#### 1 市民参加型舞台公演等開催費

身近に演劇に触れる機会の創出・普及啓発として、講師が学校や放課後児童クラブへ直接出向き、出前ワークショップを実施することで、演劇への興味関心を高めるとともに、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。

#### 2 子ども芸術文化体験事業費

子どもと親子を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。

#### 3 芸術文化活動助成事業費

市内の文化団体が行う芸術文化事業に助成を行うことにより自主的な芸術文化活動の活性化を図る。

#### 4 芸術文化大会等出場奨励事業費

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

## 2 主な自主文化事業の内容（令和7年度）

| 事業名                 | 日程     | 場 所                     | 入場者数等  | イ ベ ン ト 内 容                                                        |
|---------------------|--------|-------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 音楽の魅力発信事業費          | 9月～11月 | 市内小・中学校等、東公民館等          | 1,699人 | 演奏家が学校や地域へ出向いて行うアウトリーチコンサートやアウトリーチコンサートに出演した演奏家による地域のホールでのコンサートの開催 |
| 市民参加型舞台公演等開催費       | 5月～3月  | ベネックス長崎ブリックホール、市内小・中学校等 | 626人   | 公募で集まった市民と一緒に作り上げる市民参加舞台や講師が学校や放課後児童クラブへ出向いて行う演劇のワークショップの開催        |
| 芸術文化体験教室開催費         | 3月     | ベネックス長崎ブリックホール          | 19人    | 小・中学生を対象にした映像制作セミナー及びアプリケーションを活用した映像・ポスター制作体験教室の開催                 |
| 子ども芸術文化体験事業費        | 8月～3月  | ベネックス長崎ブリックホール          | 479人   | 子どもや親子を対象に鑑賞事業やワークショップの開催                                          |
| Nagasaki まちなか文化祭開催費 | 11月    | ベルナード観光通り特設ステージ         | 1,624人 | 音楽・パフォーマンス・演劇の各ジャンルの市民ステージや参加型の美術イベントの開催                           |

## 3 文化施設の概要

### (1) 長崎ブリックホール（平成10年10月1日開館）

ア 所 在 地 長崎市茂里町2番38号

イ 規 模 ・ 構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上6階地下2階建

敷地面積 15,896m<sup>2</sup> 延床面積 21,899m<sup>2</sup>

|               |                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------|
| ウ 収 容 人 員     | 大ホール 2,002 席（固定席 1,994 席、車椅子席 8 席）<br>国際会議場 542 席（固定席 126 席、可搬席 416 席） |
| エ 令和 7 年度利用状況 | 利用日 大ホール 226 日、国際会議場 192 日<br>令和 7 年度使用料収入（決算見込額）91,779 千円             |
| オ 休 館 日       | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで                                               |

(2) 長崎市チトセピアホール（平成 3 年 11 月 1 日開館）

|               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ア 所 在 地       | 長崎市千歳町 5 番 1 号 チトセピアビル 2 階                                               |
| イ 規 模 ・ 構 造   | チトセピアビル（鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 14 階建）の南棟のうち 2～3 階 延床面積 1,377m <sup>2</sup> |
| ウ 収 容 人 員     | 椅子使用時 500 席                                                              |
| エ 令和 7 年度利用状況 | 利用日 165 日<br>令和 7 年度利用料金収入（決算見込額）10,660 千円                               |
| オ 休 館 日       | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで                                                 |

(3) 長崎市遠藤周作文学館（平成 12 年 5 月 13 日開館）

小説家遠藤周作氏の代表作『沈黙』（昭和 41 年）の舞台となった外海地区に昭和 62 年に「沈黙の碑」が建立され、これを機縁として遠藤周作氏の没後、その地から海を隔てて見える岬の上に、ご遺族のご厚意のもと、平成 12 年 5 月 13 日に外海町立遠藤周作文学館として開館（市町村合併に伴い、平成 17 年 1 月より長崎市に移管）し、遠藤周作氏に関する遺品、作品その他の資料を観覧に供し、あわせて調査研究等を行っている。平成 30 年 7 月 1 日に、旧軽喫茶スペースを「思索空間アンシャンテ」としてリニューアルした。

常設展示の内容は、生前の書斎を再現したコーナーのほか、遠藤周作の生誕から晩年までを年表にそって紹介し、各年代の重要な出来事や作品からその文学的生涯を辿り、作家の全体像に迫るものである。企画展示は、令和 7 年 3 月 8 日から「遠藤周作と狐狸庵 おどけと哀しみが交わる場所」を開催し、令和 9 年 2 月から遠藤周作没後 30 年記念企画展『『沈黙』と日本人の心に響く母なる神』を開催する予定である。

|               |                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------|
| ア 所 在 地       | 長崎市東出津町 77 番地                                    |
| イ 規 模 ・ 構 造   | 鉄筋コンクリート造地上 1 階、地下 1 階建 延床面積 1,074m <sup>2</sup> |
| ウ 令和 7 年度利用状況 | 観覧者数 15,364 人<br>令和 7 年度観覧料収入（決算見込額）4,242 千円     |
| エ 開 館 時 間     | 午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）                  |
| オ 休 館 日       | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで                         |
| カ 観 覧 料       | 個人：一般 540 円、小・中・高校生 270 円                        |

# ス ポ ー ツ 振 興

スポーツ基本法に則り、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを目指し、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会を確保するため、「する・みる・支えるスポーツの振興」の視点から事業を実施する。

## 1 「する」スポーツの振興

### (1) スポーツをする機会の提供

#### ア スポーツ大会の開催

(令和 7 年度)

| 種 目              | 内 容 | 参 加 人 員<br>(人)         | 備 考                                           |
|------------------|-----|------------------------|-----------------------------------------------|
| はじめようスポーツ体験教室    |     | 1,172<br>(うち子ども 627 人) | 小学生以下の子どもに様々なスポーツを体験してもらい、スポーツを始めるきっかけづくりを行う。 |
| 市民スポーツ・レクリエーション祭 |     | 5,923                  | 競技の部 33 種目<br>レクリエーションの部 13 種目                |
| 長崎平和ハーフマラソン      |     | 4,032                  | マラソン 2 種目                                     |
| 長崎新春駅伝大会         |     | 592                    | 一般の部他 4 部門                                    |

### (2) スポーツをする場所の提供

#### ア 市営体育施設等の貸出

市民が身近で気軽にできる「生涯スポーツ」の推進を図るため、市営体育施設や学校体育施設の効率的な利用を促進している。

施設を気軽に利用できるよう、パソコン及び携帯電話のインターネットや電話の自動音声応答で利用施設の案内情報などを市民に提供する公共施設案内・予約システムを提供している。

利用者登録することにより、窓口を訪れることなく、施設の抽選や利用の申込みを可能としている。

【参考資料】「市営体育施設等の状況」

#### イ 学校体育施設の開放

学校体育施設の効果的な活用に努める。

##### (ア) 運動場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校 31 校の運動場を 1 校当たり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場を土曜・日曜・祝日に開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・夜間開放…市立中学校 12 校、小学校 2 校のナイター設備のある運動場を開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場、テニスコートを開放している。

(開放時間：19:30～21:30)

(イ) 体育館・武道場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校体育館(32校)、武道場(20校)を1校あたり年間10日間、日曜・祝日に開放している。

市立小学校体育館(65校)を学校教育に支障のない日に地域住民へ開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・夜間開放…市立中学校体育館(32校)、武道場(20校)を開放している。(日曜・祝日、年末年始期間を除く。開放時間：19:30～21:30)

市立小学校体育館(66校)を、毎日地域住民へ開放している。

(開放時間：開放可能時間～21:30)

## 2 「みる」スポーツの振興

(1) 市民招待事業(小・中学生とその保護者)

(令和7年度)

| 区 分                 | 人 数    |
|---------------------|--------|
| V・ファーレン長崎ホームゲームへの招待 | 2,440人 |
| 長崎ヴェルカホームゲームへの招待    | 2,160人 |
| ラグビー公式戦への招待         | 280人   |

(2) パブリックビューイング

(令和7年度)

| 区 分             | 人 数    |
|-----------------|--------|
| V・ファーレン長崎(1回実施) | 1,000人 |

## 3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策補助

- ・競技力向上対策費補助金…国スポに向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する競技力向上対策(国スポ種目)及びスポーツ普及指導に係る経費の一部を補助する。

- ・ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金…全国大会で優秀な成績を収めるため、小・中・高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施するジュニア層の競技力向上対策に係る経費の一部を補助する。

イ 社会体育選手派遣の補助

国際大会、全国大会、九州大会等に出場する選手(小中学生及び高校生を除く)等に対し、大会に出場するための経費の一部を補助する。

ウ 社会体育振興奨励金の交付

小中学生及び高校生の競技力の向上等を図るため、各種体育大会に出場する個人又は団体に対し、奨励金を交付する。

エ 国際、全国大会等で活躍した監督・選手の表彰

スポーツの普及発展に寄与した市民、スポーツで優秀な成績をおさめた市民に表彰状、記念品を授与し、顕彰する。

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

ア スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項を調査審議する。(委員数 18 人)

イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会

陸上競技協会をはじめ、44 種目 45 団体で構成される組織。(令和 8 年 5 月末現在)

市民スポーツの普及と競技力向上を図り、スポーツ振興に寄与している。

加盟団体登録人員 24,399 人(令和 8 年 5 月末現在)

ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会

市内中学校区を母体として 83 人(令和 8 年 4 月末現在)のスポーツ推進委員(市非常勤職員)を選出し、地域住民のスポーツ活動に対し、指導・助言を行うとともに、各種研修会への参加等により資質の向上に努め、市のスポーツ事業の指導的役割を担っている。特に、ニュースポーツの普及を推進している。

エ 長崎市スポーツ少年団

公益財団法人長崎市スポーツ協会の中で育成指導され、地域に生まれた多数の「単位団」をまとめ、青少年がスポーツや文化を通じて健全な成長をし、社会的にも優れた人間形成をしていくことを目的として活動している。

加盟登録団 68 団、団員 1,102 人(令和 8 年 3 月末現在)

【参考資料】

市営体育施設等の状況

(R8. 4. 1)

| 名 称                         | 収容<br>人員 | 竣工<br>年月 | 規 模                                                                          | R7 年度<br>利用人員 | R7 年度<br>利用件数 |
|-----------------------------|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| ※ 市 営 庭 球 場                 | 1,200    | S28. 7   | 砂入り人工芝コート7面（屋根・ナイター設備）                                                       | 170,944       | 9,610         |
| 市 営 陸 上 競 技 場               | 15,000   | S28. 7   | 400m                                                                         | 7,135         | 15            |
| ※ 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場         | 1,000    | S37. 4   | 公認1面（ナイター設備）                                                                 | 26,857        | 336           |
| ※ 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場   |          | H9. 10   | 1面（人工芝・ナイター設備）                                                               | 120,693       | 1,666         |
| ※ 立 山 市 民 運 動 場             |          | S49. 3   | 野球兼ソフト場1面（ナイター設備）                                                            | 10,780        | 484           |
| ※ 東 望 山 運 動 場               |          | S52. 10  | ソフト1面（ナイター設備）                                                                | 10,169        | 371           |
| ※ 東 望 山 多 目 的 広 場           |          | S52. 10  | ソフト1面                                                                        | 5,479         | 240           |
| 祝 捷 山 公 園 多 目 的 広 場         |          | H16. 4   | ソフト1面                                                                        | 8,265         | 349           |
| 市 営 弓 道 場                   |          | S30. 9   | 近的6人立、遠的4人立                                                                  | 12,001        | —             |
| 市 民 ア ー チ ャ ー 場             |          | S48. 10  | 10的オールラウンド                                                                   | 3,017         | —             |
| ※ 市 民 体 育 館                 | 1,086    | S49. 2   | 42m×36m（バレー、バスケット、バドミントン）                                                    | 134,087       | 45,473        |
| ※ 諏 訪 体 育 館                 |          | H9. 3    | 柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場                                                       | 39,608        | 4,792         |
| ※ 深 堀 体 育 館                 |          | H13. 9   | バレー、バドミントン、卓球                                                                | 11,258        | 791           |
| 三 重 体 育 館                   |          | H19. 9   | バレー、バスケット、バドミントン、卓球                                                          | 17,659        | 1,533         |
| 市 民 総 合 プ ー ル               |          | H8. 9    | 屋内プール（50m8コース、25m7コース、幼児・児童用プール）<br>屋外プール（流水プール、幼児・児童用プール、着水プール、<br>スライダー2基） | 126,926       | —             |
| 市 民 神 の 島 プ ー ル             |          | H29. 10  | 屋内温水25m7コース<br>浴室、休憩室、和室                                                     | 78,833        | —             |
| 市 民 小 ヶ 倉 プ ー ル             |          | S43. 8   | 25m 7コース、幼児用プール                                                              | 2,359         | —             |
| ※ 市 民 網 場 プ ー ル             |          | H10. 5   | 25m 9コース、幼児用プール                                                              | 5,141         | —             |
| ※ 南 部 地 区 公 園 多 目 的 広 場     |          | S62. 3   | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー                                                             | 17,595        | 124           |
| ※ 南 部 地 区 公 園 ソ フ ト ボ ー ル 場 |          | S62. 3   | ソフト1面                                                                        | 12,900        | 152           |
| ※ お り お ん 座 公 園 多 目 的 広 場   |          | S62. 3   | ソフト1面                                                                        | 7,200         | 297           |
| ※ 小 江 原 台 近 隣 公 園 多 目 的 広 場 |          | H3. 4    | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー                                                             | 38,224        | 953           |
| ※ 小 江 原 台 近 隣 公 園 庭 球 場     |          | H3. 4    | 砂入り人工芝2面                                                                     | 19,081        | 2,204         |
| ※ さ く ら の 里 大 芝 生 広 場       |          | H2. 8    | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー                                                             | 22,423        | 103           |
| さ く ら の 里 庭 球 場             |          | H2. 8    | ハードコート3面                                                                     | 11,965        | 909           |
| ※ 学 校 昼 間 運 動 場             |          |          | 中学校31校、高校1校                                                                  | 605           | 24            |
| ※ 学 校 昼 間 体 育 館             |          |          | 小学校66校、中学校32校                                                                | 174,161       | 8,523         |
| ※ 学 校 夜 間 運 動 場             |          |          | 小学校3校、中学校11校、高校1校                                                            | 16,663        | 766           |
| ※ 学 校 夜 間 体 育 館             |          |          | 小学校68校、中学校32校                                                                | 339,313       | 27,264        |
| ※ 武 道 場                     |          |          | 中学校20校                                                                       | 28,022        | 1,949         |
| ※ 学 校 プ ー ル                 |          |          | 小学校3校                                                                        | 766           | —             |
| 長崎東公園コミュニティ体育館              |          | H2. 8    | 卓球（最大5台）、バドミントン（最大8面）<br>バスケット、バレー（最大2面）、トレーニング室                             | 82,619        | —             |
| ※ 長崎東公園コミュニティプール            |          | H6. 7    | 25m7コース、子供用プール、着水プール、スライダー2基                                                 | 22,683        | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 運 動 場           |          | H2. 8    | ソフト1面（ナイター設備）                                                                | 4,333         | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 多 目 的 広 場       |          | H2. 8    | 野球、ソフト、ゲートボール                                                                | 6,429         | —             |
| ※ 長 崎 東 公 園 庭 球 場           |          | H4. 5    | 砂入り人工芝コート5面（ナイター設備）                                                          | 24,477        | —             |
| ※ 田 中 町 公 園 ソ フ ト ボ ー ル 場   |          | H14. 4   | ソフト1面（ナイター設備）                                                                | 4,837         | 164           |
| 京 泊 公 園 多 目 的 広 場           |          |          | ソフト2面、ゲートボール2面                                                               | 5,010         | 179           |
| 総合運動公園かきどまり陸上競技場            | 16,000   | H10. 6   | 第2種公認、トラック（全天候）400×9レーン、<br>フィールド（天然芝）                                       | 77,717        | 7,776         |
| 総合運動公園かきどまり補助競技場            | 2,000    | H10. 6   | トラック（全天候）400×8レーン、<br>フィールド（天然芝）                                             | 44,043        | 5,310         |
| ※ 総合運動公園かきどまり投てき練習場         |          | H10. 6   | 円盤、ハンマー、槍、砲丸                                                                 | 2,816         | 1,031         |
| ※ 総合運動公園かきどまり野球場            | 8,000    | H10. 4   | 両翼100m、センター122m                                                              | 21,799        | 535           |
| ※ 総合運動公園かきどまり庭球場            |          | H8. 9    | 砂入り人工芝コート19面（ナイター設備）                                                         | 104,571       | 7,265         |
| ※ え が わ 運 動 公 園 多 目 的 広 場   |          | H16. 4   | ソフト2面、ラグビー、サッカー                                                              | 25,616        | 514           |
| え が わ 運 動 公 園 庭 球 場         |          | H16. 4   | 砂入り人工芝コート2面                                                                  | 16,797        | 1,522         |
| 高島ふれあい多目的運動公園運動場            |          | H15. 4   | ソフトボール・サッカー・ラグビー                                                             | 0             | 0             |
| ※ 高島ふれあい多目的運動公園庭球場          |          | H15. 4   | 砂入り人工芝コート4面                                                                  | 0             | 0             |

| 名 | 称                     | 収容<br>人員 | 竣工<br>年月 | 規 模                              | R7 年度<br>利用人員 | R7 年度<br>利用件数 |
|---|-----------------------|----------|----------|----------------------------------|---------------|---------------|
|   | 長崎のもぎき恐竜パーク体育館        |          | H6. 12   | バスケット・バレー・バドミントン、卓球              | 15, 156       | 647           |
| ※ | 高 浜 運 動 公 園 運 動 場     |          | S58. 4   | ソフトボール 2 面                       | 0             | 0             |
| ※ | 三 和 体 育 館             |          | S58. 3   | バスケット、バレー、バドミントン、卓球              | 67, 163       | 3, 277        |
| ※ | 元 宮 公 園 運 動 場         |          | S63. 3   | 野球、ソフト、ラグビー、サッカー(ナイター設備)         | 16, 876       | 665           |
| ※ | 元 宮 公 園 庭 球 場         |          | S63. 3   | 砂入り人工芝コート 4 面 (ナイター設備)           | 43, 271       | 3, 263        |
| ※ | 岳 路 運 動 公 園           |          | S60. 3   | 野球、ソフトボール(ナイター設備)                | 3, 239        | 106           |
| ※ | 香 焼 総 合 公 園 運 動 場     |          | S52. 4   | 陸上競技・サッカー・軟式野球・ソフト               | 6, 846        | 129           |
| ※ | 香 焼 総 合 公 園 庭 球 場     |          | S52. 4   | 砂入り人工芝コート 3 面                    | 8, 005        | 563           |
|   | 外 海 総 合 公 園 運 動 場     |          | H1. 4    | 野球、ソフトボール、サッカー(ナイター設備)           | 3, 995        | 69            |
| ※ | 外 海 運 動 公 園 運 動 場     |          | S58. 3   | ソフトボール(ナイター設備)                   | 0             | 0             |
| ※ | 琴 海 南 部 体 育 館         |          | H7. 3    | バスケット、バレー、バドミントン、卓球、フットサル、ハンドボール | 48, 804       | 2, 181        |
| ※ | 琴 海 北 部 運 動 公 園 運 動 場 |          | S53. 3   | 野球、ソフトボール (ナイター設備)               | 14, 067       | 248           |
| ※ | 琴 海 中 部 運 動 公 園 運 動 場 |          | S57. 3   | 野球、ソフトボール (ナイター設備)               | 22, 916       | 639           |
| ※ | 琴 海 南 部 運 動 公 園 運 動 場 |          | S54. 1   | ソフトボール・サッカー (ナイター設備)             | 28, 859       | 871           |
|   | 琴 海 中 部 運 動 公 園 庭 球 場 |          | H1. 8    | ハードコート 2 面                       | 270           | 88            |

※は公共施設案内・予約システム対象施設（ただし、学校夜間体育館については、小学校は対象外）。

## 市 民 セ ン タ ー

市民センターは、地域コミュニティの形成や地域間交流を活性化させ、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民交流施設で、コミュニティ活動の場を提供し、地域連帯及び交流意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、多目的ホール、調理室、図書室、体育館等がある。

設置状況

(R8. 4. 1)

| 名 称        | 住 所             | 開設年月    | 構 造                               | 延 面 積                        | 7 年 度<br>利 用 者 |
|------------|-----------------|---------|-----------------------------------|------------------------------|----------------|
| 三重地区市民センター | 畝刈町 28 番地 7     | 平15. 4  | 鉄骨造 2 階建                          | m <sup>2</sup><br>1, 674. 79 | 人<br>40, 460   |
| 琴海さざなみ会館   | 琴海形上町 1849 番地 4 | 平12. 6  | 鉄骨造平家建                            | 580. 00                      | 8, 647         |
| 琴海南部しらさぎ会館 | 西海町 1560 番地 9   | 平17. 12 | 鉄骨造 2 階建（本館・別館）                   | 1, 480. 84                   | 15, 872        |
| 南部市民センター   | 末石町 162 番地      | 平19. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建                 | 1, 520. 36                   | 30, 774        |
| 古賀地区市民センター | 古賀町 948 番地 1    | 平19. 11 | 鉄骨造 2 階建（第 1 棟）、鉄骨<br>造 1 階建（体育館） | 1, 368. 34                   | 37, 766        |

## ふれあいセンター

ふれあいセンターは、地域住民が自主的に学び活動することの中から、温かい人間関係をつくり、明るく住みよいまちづくりのための公民館類似施設で、地域住民の教養の向上、文化の振興及び福祉の増進を図り、多世代交流、地域連帯意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、調理室、図書室等がある。

設置状況

(R8. 4. 1)

| 名 称                     | 所在地           | 開設年月    | 構 造                     | 延 面 積                     | R7 年 度<br>利 用 者 |
|-------------------------|---------------|---------|-------------------------|---------------------------|-----------------|
| 小 島 地 区<br>ふれあいセンター     | 愛宕3丁目10番2号    | 昭62. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>3階建        | m <sup>2</sup><br>865. 70 | 人<br>18, 185    |
| 緑 が 丘 地 区<br>ふれあいセンター   | 白鳥町3番9号       | 平元. 4   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 556. 30                   | 23, 790         |
| 戸 町 地 区<br>ふれあいセンター     | 戸町2丁目4番39号    | 平 2. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3階建        | 582. 11                   | 15, 359         |
| 滑 石 地 区<br>ふれあいセンター     | 滑石5丁目5番77号    | 平 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 2, 004. 05                | 63, 400         |
| 仁 田 佐 古 地 区<br>ふれあいセンター | 稲田町12番14号     | 平 5. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3階建        | 631. 54                   | 11, 982         |
| 三 川 地 区<br>ふれあいセンター     | 三川町1221番地70   | 平 6. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 693. 05                   | 15, 459         |
| 淵 地 区<br>ふれあいセンター       | 富士見町6番6号      | 平 8. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 662. 67                   | 33, 567         |
| 横 尾 地 区<br>ふれあいセンター     | 横尾2丁目15番10号   | 平 9. 1  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 693. 77                   | 12, 432         |
| ダ イ ヤ ラ ン ド<br>ふれあいセンター | ダイヤランド4丁目1番1号 | 平11. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 650. 88                   | 34, 879         |
| 小 江 原 地 区<br>ふれあいセンター   | 小江原3丁目20番10号  | 平12. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 559. 93                   | 24, 954         |
| 桜 馬 場 地 区<br>ふれあいセンター   | 桜馬場1丁目1番5号    | 平14. 4  | 鉄骨造<br>3階建              | 880. 48                   | 25, 419         |
| 山 里 地 区<br>ふれあいセンター     | 高尾町4番10号      | 平15. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 663. 92                   | 32, 065         |
| 西 北 ・ 岩 屋<br>ふれあいセンター   | 西北町13番13号     | 平15. 4  | 鉄骨造<br>3階建のうち2階・3階部分    | 660. 92                   | 17, 957         |
| 橘 地 区<br>ふれあいセンター       | かき道2丁目45番20号  | 平16. 4  | 鉄骨造<br>2階建              | 689. 94                   | 28, 270         |
| 浦 上 駅 前<br>ふれあいセンター     | 岩川町7番1号       | 平20. 4  | 鉄骨造<br>3階建              | 1, 009. 95                | 24, 901         |
| 上 長 崎 地 区<br>ふれあいセンター   | 片淵1丁目13番13号   | 平25. 4  | 鉄骨造<br>2階建              | 775. 40                   | 37, 003         |
| 式 見 地 区<br>ふれあいセンター     | 式見町357番地      | 平29. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2階建のうち2階部分 | 653. 77                   | 6, 958          |
| 木 鉢 地 区<br>ふれあいセンター     | 木鉢町2丁目228番地6  | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建        | 471. 68                   | 13, 952         |

| 名 称                       | 所在地               | 開設年月    | 構 造                            | 延 面 積   | R7 年 度<br>利 用 者 |
|---------------------------|-------------------|---------|--------------------------------|---------|-----------------|
| 土 井 首 地 区<br>ふれあいセンター     | 柳田町 45 番地 3       | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 2 階部分     | 711. 41 | 19, 244         |
| 晴 海 台 地 区<br>ふれあいセンター     | 晴海台町 41 番地 2      | 平29. 10 | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 774. 50 | 14, 515         |
| 小 ケ 倉 地 区<br>ふれあいセンター     | 小ケ倉町 2 丁目 21 番地 2 | 平30. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 504. 89 | 14, 647         |
| 深 堀 地 区<br>ふれあいセンター       | 深堀町 5 丁目 182 番地   | 平30. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建のうち 2 階・3 階部分 | 638. 31 | 10, 657         |
| 手 熊 地 区<br>ふれあいセンター       | 手熊町 1291 番地 1     | 平31. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 307. 49 | 1, 635          |
| 蚊 焼 地 区<br>ふれあいセンター       | 蚊焼町 3020 番地 1     | 令 2. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 1 階部分     | 534. 00 | 12, 504         |
| 日 見 地 区<br>ふれあいセンター       | 界 2 丁目 1 番 19 号   | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 712. 90 | 24, 647         |
| 茂 木 地 区<br>ふれあいセンター       | 茂木町 75 番地 10      | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建のうち 2 階部分     | 650. 70 | 20, 091         |
| 野 母 崎 樺 島 地 区<br>ふれあいセンター | 野母崎樺島町 459 番地 2   | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>平家建               | 342. 71 | 2, 524          |
| 出 津 地 区<br>ふれあいセンター       | 西出津町 2794 番地 1    | 令 3. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>平家建               | 813. 43 | 3, 167          |
| 大 浦 地 区<br>ふれあいセンター       | 下町 1 番 13 号       | 令 5. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建              | 367. 56 | 15, 045         |
| 脇 岬 地 区<br>ふれあいセンター       | 脇岬町 3309 番地       | 令 5. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 684. 00 | 4, 913          |
| 福 田 地 区<br>ふれあいセンター       | 福田本町 10 番地        | 令 7. 4  | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建              | 359. 12 | 11, 478         |

## 消防行政の現況

長崎市の消防体制は、昭和23年3月に自治体消防を発足して以来、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設、機械、消防水利の充実に努めるとともに幾多の組織改編がなされ、現在では消防局管内（1市2町）に3消防署、16出張所、2派出所を配置し、警防活動を実施している。

救急活動においては、高齢化社会に対応した救急体制、救助活動においては、各種災害や地震等の広域的な大規模災害にも対応できる体制の充実に努めている。

さらに、住宅防火対策の推進を行うとともに、地域における防火防災訓練の実施の働きかけや市民防火組織の育成など、地域の防火防災力向上に取り組んでいる。

## 1 消防体制

(1) 各消防署の管轄区域



## (2) 消防機械の保有配置状況（消防団は受託町を除く。）

(令和8年4月1日)

| 種 別<br>所属別 | 車<br>両<br>合<br>計 | ポン<br>プ<br>車<br>C<br>D<br>I | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>車 | は<br>し<br>ご<br>自<br>動<br>車 | 化<br>学<br>消<br>防<br>車 | 救<br>助<br>工<br>作<br>車 | 指<br>揮<br>調<br>査<br>車 | 高<br>規<br>格<br>救<br>急<br>車 | 消<br>防<br>艇 | 査<br>察<br>広<br>報<br>車 | 人<br>員<br>搬<br>送<br>車 | 資<br>機<br>材<br>搬<br>送<br>車 | 重<br>機<br>・<br>重<br>機<br>搬<br>送<br>車 | 燃<br>料<br>補<br>給<br>車 | 積<br>載<br>車 | そ<br>の<br>他 | 小<br>型<br>動<br>力<br>ポン<br>プ |
|------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-----------------------------|
|            |                  |                             |                             |                            |                       |                       |                       |                            |             |                       |                       |                            |                                      |                       |             |             |                             |
| 合 計        | 224              | 57                          | 3                           | 3                          | 1                     | 4                     | 8                     | 18                         | 1           | 6                     | 1                     | 2                          | 1                                    | 1                     | 111         | 7           | 111                         |
| 消 防 局      | 11               | 0                           | 0                           | 0                          | 0                     | 0                     | 1                     | 1                          | 0           | 2                     | 1                     | 2                          | 1                                    | 1                     | 0           | 2           | 0                           |
| 中央署        | 本 署              | 9                           | 0                           | 1                          | 1                     | 0                     | 1                     | 2                          | 2           | 0                     | 1                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 1           | 0                           |
|            | 出張所              | 8                           | 5                           | 0                          | 0                     | 0                     | 0                     | 3                          | 0           | 0                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 0           | 0                           |
| 北 署        | 本 署              | 9                           | 0                           | 1                          | 1                     | 0                     | 1                     | 2                          | 2           | 0                     | 1                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 1           | 0                           |
|            | 出張所              | 12                          | 7                           | 0                          | 0                     | 0                     | 0                     | 4                          | 0           | 1                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 0           | 0                           |
|            | 派出所              | 2                           | 2                           | 0                          | 0                     | 0                     | 0                     | 0                          | 0           | 0                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 0           | 0                           |
| 南 署        | 本 署              | 9                           | 1                           | 0                          | 1                     | 1                     | 1                     | 2                          | 0           | 1                     | 1                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 1           | 0                           |
|            | 出張所              | 8                           | 4                           | 0                          | 0                     | 0                     | 0                     | 3                          | 0           | 0                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 1           | 0                           |
| 非常用(常備)    | 9                | 3                           | 1                           | 0                          | 0                     | 1                     | 1                     | 3                          | 0           | 0                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 0           | 0                           |
| 消 防 団      | 146              | 34                          | 0                           | 0                          | 0                     | 0                     | 0                     | 0                          | 0           | 0                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 111         | 1           | 111                         |
| 非常用(非常備)   | 1                | 1                           | 0                           | 0                          | 0                     | 0                     | 0                     | 0                          | 0           | 0                     | 0                     | 0                          | 0                                    | 0                     | 0           | 0           | 0                           |

## (3) 消防水利状況（受託町を除く。）

(令和8年4月1日)

| 総 計<br>(箇所) | 公 設<br>消 火 栓 | 私 設<br>消 火 栓 | 公 設<br>防 火 水 槽 | 私 設<br>防 火 水 槽 | そ の 他 |
|-------------|--------------|--------------|----------------|----------------|-------|
| 5,922       | 3,896        | 230          | 1,325          | 195            | 276   |

(4) 消防相互応援協定等

| 名 称                         | 締結年月日                   | 協 定 市 町 村                                                | 応 援 内 容                           |
|-----------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 長崎市と長崎海上保安部の船舶火災の消火に関する業務協定 | (昭25.6.5)<br>昭46.1.11改正 | 長崎海上保安部                                                  | 火災（協定区域内に火災が発生又は発生のおそれのある場合の消防活動） |
| 長崎県広域消防相互応援協定               | 昭51.4.1                 | 佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、島原地域広域市町村圏組合、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市 | 火災、救急救助<br>その他の災害                 |
| 消防団の消防相互応援協定                | 昭51.11.15               | 長与町、時津町                                                  | 火災、その他の災害                         |

## 2 予防行政

(1) 予防査察及び消防同意

建築物には、火災から人命を守るため、その規模や用途に応じて消防用設備等が設置されている。建築物の関係者に対し防火管理の徹底及び消防用設備等の適正な維持管理の推進を図るため、これらの建築物に立入検査（予防査察）を実施している。

また、建築物を設計する段階において、消防用設備等が法令どおりに設置されているかの審査（消防同意）を行い、竣工時には、設置検査（完成検査）を実施している。

防火対象物数及び査察件数 (令和7年度中)

|      |          |
|------|----------|
| 対象物数 | 14,928 棟 |
| 査察件数 | 8,553 件  |

消防同意処理状況 (令和7年度中)

|      |       |
|------|-------|
| 同意件数 | 372 件 |
|------|-------|

(2) 住宅防火対策の推進

令和7年中に発生した火災96件のうち、建物火災は61件となっており、そのうち約6割が住宅火災となっている。また、過去5年間に於いて、住宅火災による死者の約7割が高齢者となっている。

消防局では、住民の防火意識と共助の精神の高揚を図り、住宅火災による死者をなくすため、消防職・団員による防火訪問や各種防火指導を通して、火災予防についての助言や住宅用防災機器等の普及促進を図り、地域に根ざした住宅防火対策を推進している。

(3) 地域の防火防災力向上のための取組み

住民の防火防災意識の向上と地域に根ざした防火防災体制の構築を図るため、市内の地域コミュニティ連絡協議会等に対して訓練実施の働きかけを行うなど地域の防火防災力向上のための取組みを行っている。

地域の防火防災訓練実施状況

(令和7年度中)

|               | 回 数 (回) | 参加人員 (人) |
|---------------|---------|----------|
| 地域コミュニティ連絡協議会 | 70      | 10,471   |
| 連合自治会         | 69      | 2,222    |
| 自 治 会         | 69      | 1,835    |
| 合 計           | 208     | 14,528   |

(4) 危険物の規制

危険物製造所等は、災害の規模態様から他に与える影響が大きいと、一般建築物に比べさらに厳しく規制されている。規制の内容としては、危険物製造所等に係る許可と保安管理に係る監視である。

危険物施設現況

(令和8年4月1日)

| 区 分 | 製<br><br>造<br><br>所 | 貯 蔵 所                 |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |                       | 取 扱 所                 |                                      |                                      |                       |                       |
|-----|---------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
|     |                     | 屋<br>内<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>外<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>内<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 地<br>下<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 簡<br>易<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 移<br>動<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>外<br>貯<br>蔵<br>所 | 給<br>油<br>取<br>扱<br>所 | 第<br>1<br>種<br>販<br>売<br>取<br>扱<br>所 | 第<br>2<br>種<br>販<br>売<br>取<br>扱<br>所 | 一<br>般<br>取<br>扱<br>所 | 移<br>送<br>取<br>扱<br>所 |
| 施設数 | 1                   | 80                    | 96                                   | 31                                   | 111                                  | 2                                    | 126                                  | 28                    | 143                   | 5                                    | 7                                    | 94                    | 1                     |
| 小 計 | 1                   | 474                   |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |                       | 250                   |                                      |                                      |                       |                       |
| 合 計 | 725                 |                       |                                      |                                      |                                      |                                      |                                      |                       |                       |                                      |                                      |                       |                       |

(5) 火薬類の規制

火薬類は、その危険性に鑑み、製造、販売、貯蔵、消費をすべて許可制として規制を行い、また、火薬類を消費する者への譲受・譲渡についても許可制として、保安に関する規制も含めて法律の上で徹底した管理が行われている。

許可等施設数

(令和8年4月1日)

| 区 分         |              | 施設数（箇所） |
|-------------|--------------|---------|
| 火薬類販売許可施設   | 競技用紙雷管のみの販売  | 4       |
|             | その他          | 5       |
| 火 薬 庫 等 施 設 | 火薬庫          | 4       |
|             | 市長が指示する安全な場所 | 27      |

(6) 市民の防火組織

複雑多様化する社会環境の中で、火災等の災害から市民を守り、安全で安心な暮らしを確保するためには、消防・防災業務に対する市民の理解と協力が必要である。

本市においては、次のような防火組織が結成され、それぞれ火災予防等の啓発活動を積極的に展開している。

市民防火組織

(令和8年4月1日)

| 組 織 名               | 組 織 数   | 人 員（人） |
|---------------------|---------|--------|
| 女 性 防 火 ク ラ ブ       | 252 クラブ | 22,624 |
| 少 年 消 防 ク ラ ブ       | 38 クラブ  | 1,673  |
| 幼 年 消 防 ク ラ ブ       | 92 クラブ  | 10,040 |
| 自 衛 消 防 隊 連 絡 協 議 会 | 194 事業所 | —      |
| 危 険 物 安 全 協 会       | 88 事業所  | —      |

### 3 消防職・団員の活動状況と処遇

(1) 各種災害の出動状況（消防団は受託町を除く。）

（令和7年中）

| 災害種別             |                  | 発生件数(件) | 機関別 | 出動件数(件) | 出動台数(台) | 出動人員(人) |
|------------------|------------------|---------|-----|---------|---------|---------|
| 火災出動             |                  | 96      | 局・署 | 96      | 475     | 1,773   |
|                  |                  |         | 団   | 24      | 73      | 638     |
|                  |                  |         | 小 計 |         | 548     | 2,411   |
| 警<br>戒<br>出<br>動 | 誤報火災             | 2       | 局・署 | 2       | 10      | 37      |
|                  |                  |         | 団   | 1       | 5       | 23      |
|                  | 虚報火災             | 0       | 局・署 | 0       | 0       | 0       |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 自火報鳴動事故          | 319     | 局・署 | 319     | 322     | 1,217   |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 住宅用火災警報器<br>鳴動事故 | 26      | 局・署 | 26      | 26      | 99      |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 電気事故             | 13      | 局・署 | 13      | 16      | 61      |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | ガス漏れ事故           | 12      | 局・署 | 12      | 29      | 107     |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 油流出事故            | 20      | 局・署 | 20      | 21      | 77      |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | A E D救急          | 1,028   | 局・署 | 1,028   | 1,035   | 3,834   |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | 救急支援             | 274     | 局・署 | 274     | 279     | 1,062   |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | ヘリ支援             | 50      | 局・署 | 50      | 51      | 167     |
|                  |                  |         | 団   | 0       | 0       | 0       |
|                  | その他の事故           | 143     | 局・署 | 143     | 183     | 616     |
|                  |                  |         | 団   | 2       | 3       | 34      |
|                  | 計                | 1,887   | 局・署 | 1,887   | 1,972   | 7,277   |
|                  |                  |         | 団   | 3       | 8       | 57      |
|                  |                  |         | 小 計 |         | 1,980   | 7,334   |
| 合 計              |                  | 1,983   | 局・署 | 1,983   | 2,447   | 9,050   |
|                  |                  |         | 団   | 27      | 81      | 695     |
|                  |                  |         | 小 計 |         | 2,528   | 9,745   |

※A E D救急とは、心肺停止又は心肺停止の恐れがある救急事案で、救急隊より早く現場に到着できるA E Dを積載した消防隊による出動

## (2) 消防職員の各種手当

(令和8年4月1日)

| 手当名       | 支給基準                             | 金 額 (円)                                       | 摘 要                                                                          |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 夜間特殊業務手当  | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 | 深夜勤務1回につき<br>全部 1,100<br>2H以上 730<br>2H未満 410 |                                                                              |
| 災害応急作業等手当 | 巡回監視                             | 日額 910<br>※1,440                              | 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止された道路、湾岸施設等での作業に限る<br>※災害救助法適用時 |
|           | 応急作業又は応急作業のための災害調査               | 日額 1,440                                      |                                                                              |
|           | 災害警備<br>遭難救助                     | 日額 1,120<br>※1,440                            | 消防局の職員に限る<br>※災害救助法適用時                                                       |

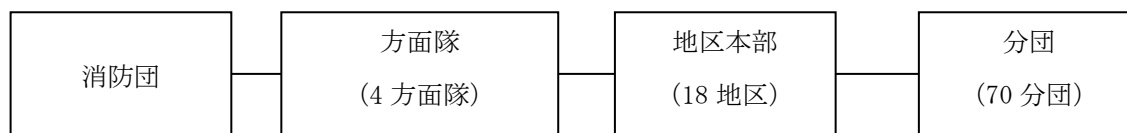
## (3) 消防団階級別人員・年額報酬・出動報酬

(令和8年4月1日)

| 区 分     |        | 合 計   | 団 長    | 副団長    | 分団長    | 副分団長   | 部 長    | 副部長    | 班 長    | 団 員    |
|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人員      | 定員 (人) | 2,944 | 1      | 18     | 89     | 89     | 241    | 218    | 606    | 1,682  |
|         | 現員 (人) | 2,182 | 1      | 19     | 87     | 82     | 222    | 174    | 453    | 1,144  |
| 年額報酬(円) |        |       | 82,500 | 69,000 | 50,500 | 45,500 | 38,000 | 37,500 | 37,000 | 36,500 |

|         |                                  |            |
|---------|----------------------------------|------------|
| 出 動 報 酬 | 水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎよ等の業務に従事した場合 | 日額 8,000 円 |
|         | 上記を除く、警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合    | 日額 4,000 円 |

## ※ 消防団の組織



# 火 災

近年、火災等の災害は複雑多様化していることから、災害規模に応じた消防隊の出動を迅速かつ的確に行うため、災害種別ごとに出勤区域の指定や出勤小隊の編成などを定めた出勤計画を策定している。

また、気象、道路状況及び停水等の活動障害並びに大規模火災に発展することが予想される施設や地域に対しては事前対策となる警防計画の策定とあわせて、様々な想定訓練の実施により、火災発生時の被害軽減と効果的な警防活動の確立に努めている。

## 1 火災発生状況

令和7年中の火災発生件数は96件で、前年の93件に比べ3件増加している。

出火頻度は、3.8日（前年3.9日）に1件の発生であり、出火率（人口1万人あたりの出火件数）は、2.10（前年2.01）となり、前年より0.09増加している。

火災発生件数・損害額

（令和7年中）

| 火災種別    | 建 物     | 車 両   | 林 野 | 船 舶 | 航空機 | その他 | 合 計     |
|---------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 件 数（件）  | 61      | 9     | 0   | 0   | 0   | 26  | 96      |
| 損害額(千円) | 261,235 | 1,731 | 0   | 0   | 0   | 431 | 263,397 |

原因別火災発生件数

（令和7年中）

|       | 1 位<br>電気器具・配線 | 2 位<br>こんろ | 3 位<br>たき火 | 4 位<br>放火<br>(疑い含む) | 4 位<br>たばこ |
|-------|----------------|------------|------------|---------------------|------------|
| 件数(件) | 17             | 12         | 11         | 6                   | 6          |

月、曜日、時間帯別火災発生状況

（令和7年中）

|     | 多 い          | 少 ない      |
|-----|--------------|-----------|
| 月   | 1、3、8月（10件）  | 12月（5件）   |
| 曜 日 | 月、水、土曜日（16件） | 火曜日（10件）  |
| 時間帯 | 14時～16時（20件） | 4時～6時（2件） |

# 救 急

長崎市の救急業務は、昭和 24 年 6 月に消防サービス業務として開始したが、昭和 38 年に法制化され、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 15 台の救急自動車を配置し、救急隊員 131 人で実施している。

救急業務には、医学的な専門知識と高度な応急処置技術が求められているが、医療機関と連携したメディカルコントロール体制を充実させるため、救急業務高度化の推進、救急隊員に対する教育体制の充実、及び応急手当の普及促進を重点に事業を推進している。

## 1 救急出場の状況

令和 7 年中の救急出場件数は 29,297 件、搬送人員 25,255 人で、前年に比べ出場件数は 239 件増加し、搬送人員は 295 人増加している。

これを人口割でみると、全住民（1 市 2 町 450,976 人）の 17.9 人に 1 人が搬送され、1 日平均 80.3 件出場し、69.2 人を搬送したことになる。

救急出場件数及び搬送人員

（令和 7 年中）

| 事故種別         | 急病     | 一般負傷   | 交通事故  | 自損行為 | 労働災害 | 運動競技 | 加害事故 | 火災 | 水難事故 | 自然災害 | その他   | 合計     |
|--------------|--------|--------|-------|------|------|------|------|----|------|------|-------|--------|
| 出場件数(件)      | 19,382 | 5,361  | 969   | 220  | 146  | 126  | 62   | 48 | 21   | 0    | 2,962 | 29,297 |
| 搬送人員(人)      | 16,248 | 4,809  | 820   | 142  | 141  | 116  | 44   | 17 | 15   | 0    | 2,903 | 25,255 |
| 搬送人員<br>(内訳) | 高 齢 者  | 11,453 | 3,969 | 286  | 23   | 35   | 3    | 15 | 14   | 9    | 0     | 17,884 |
|              | 成 人    | 3,969  | 647   | 478  | 113  | 104  | 39   | 29 | 3    | 6    | 0     | 6,030  |
|              | 少 年    | 356    | 83    | 43   | 6    | 2    | 74   | 0  | 0    | 0    | 0     | 39     |
|              | 乳 幼 児  | 464    | 110   | 13   | 0    | 0    | 0    | 0  | 0    | 0    | 0     | 72     |
|              | 新 生 児  | 6      | 0     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0  | 0    | 0    | 0     | 79     |

## 2 応急手当普及啓発体制の充実

救急車到着までの間に市民等が実施する応急手当は、救命率の向上に非常に重要であるため、応急手当の普及啓発に取り組んでいる。

また、毎月実施している救急の日イベントにおいて、子どもたちや子育て世代を含めた幅広い世代を対象に、VR ゴーグルを活用した応急手当の疑似体験などの取組みも行っている。

応急手当講習会

（令和 7 年度中）

| 種 別         | 回 数 (回) | 受講人員 (人) |
|-------------|---------|----------|
| 救 急 講 習     | 358     | 11,869   |
| 普 通 救 命 講 習 | 136     | 1,937    |
| 上 級 救 命 講 習 | 5       | 70       |
| 応急手当普及員講習   | 1       | 5        |
| 合 計         | 500     | 13,881   |

# 救 助

救助に係る高度な専門教育を受けた隊員と、高度かつ専門的な機能を有した資機材及びこれらの資機材を搭載した車両からなる、高度救助隊、特別救助隊を配置している。

地震や土砂災害など全国的に大規模・複雑多様化している災害に対応するため、国や県と連携しながら救助体制の充実を図っている。

## 1 救助出動の状況

令和 7 年中の救助出動件数は 155 件、救助人員は 125 人で、前年に比べ出動件数は 19 件増加し、救助人員は 22 人増加している。

救助出動件数、活動件数及び救助人員

(令和 7 年中)

| 事 故 種 別 | 建物等による事故 | 交 通 事 故 | 水 事 難 故 | 火 災 | 機 械 事 故 | 自 然 災 害 | ガ ス 及 び 酸 欠 | 破 裂 事 故 | その他の事故 | 合 計 |
|---------|----------|---------|---------|-----|---------|---------|-------------|---------|--------|-----|
| 出動件数(件) | 69       | 23      | 22      | 12  | 0       | 0       | 0           | 0       | 29     | 155 |
| 活動件数(件) | 64       | 18      | 19      | 12  | 0       | 0       | 0           | 0       | 27     | 140 |
| 救助人員(人) | 58       | 17      | 19      | 6   | 0       | 0       | 0           | 0       | 25     | 125 |

## 2 救助隊の体制

人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される高度救助隊及び特別救助隊、水難事故に対応する水難救助隊、土砂災害により要救助者が発生した場合などに対応する土砂災害救助隊、化学防護服等の特殊災害対策用資機材を配備した特殊災害救助隊を編成するなどして、各種災害に対応している。

## 3 地震等大規模災害への広域的な対応

阪神淡路大震災を契機に地震等の大規模災害が発生した場合に広域的な救援体制を迅速に構築するための緊急消防援助隊が全国の消防本部により編成された。本市は長崎県の代表消防機関として、県大隊指揮隊、救助小隊、救急小隊、県統合機動部隊、土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊等の合計 30 隊（重複含む）116 人を緊急消防援助隊へ登録し、大規模災害に対応した体制の充実に努めており、これまでに県大隊として、4 回の派遣実績がある。

また、海外で発生した大規模災害に対応する、国際消防救助隊に 6 人の隊員を登録している。

緊急消防援助隊派遣実績

| 災 害 名  | 派 遣 期 間               | 派 遣 場 所 | 派遣隊数及び人員   | 派 遣         |
|--------|-----------------------|---------|------------|-------------|
| 東日本大震災 | 平成 23 年 3 月 14 日～24 日 | 岩手県久慈市他 | 4 隊 16 人   | 1 次派遣       |
| 熊本地震   | 平成 28 年 4 月 14 日～25 日 | 熊本県益城郡他 | 20 隊 79 人  | 1 次派遣～4 次派遣 |
| 九州北部豪雨 | 平成 29 年 7 月 6 日～25 日  | 福岡県朝倉郡他 | 33 隊 134 人 | 1 次派遣～7 次派遣 |
| 熊本南部豪雨 | 令和 2 年 4 月 4 日～7 日    | 熊本県八代市他 | 9 隊 39 人   | 1 次派遣～2 次派遣 |

# 通 信 指 令

通信指令業務は、市民からの 119 番緊急通報を受ける最初の窓口として、通報内容に応じた出動隊の選定、出動指令、現場情報の収集や活動支援などの業務を行っている。

最新の情報通信技術を集積した高機能消防指令管制システムを導入し、119 番通報受信体制の充実、消防隊の現場到着までの時間短縮及び大規模災害対応能力の向上を図っている。

## 1 119 番通報の受信状況

長崎市消防局管内の令和 7 年中の 119 番通報の受信件数は 44,417 件で、平均すると 1 日約 122 件、11.8 分に 1 件の割合で通報を受信している。

119 番通報受信件数

(令和 7 年中)

|           | 緊 急 通 報 |        |     |     |          |          | 緊急通報以外 |       |          |       |       |     | 合 計    |
|-----------|---------|--------|-----|-----|----------|----------|--------|-------|----------|-------|-------|-----|--------|
| 種別        | 火災      | 救急     | 救助  | 警戒  | 警察<br>電話 | 転送<br>回線 | 問合せ    | 間違い   | いた<br>ずら | 試験    | 訓練    | その他 |        |
| 件数<br>(件) | 217     | 29,490 | 47  | 967 | 3,488    | 160      | 1,533  | 3,559 | 288      | 2,362 | 1,551 | 755 | 44,417 |
| 割合<br>(%) | 0.5     | 66.4   | 0.1 | 2.2 | 7.8      | 0.4      | 3.5    | 8.0   | 0.6      | 5.3   | 3.5   | 1.7 | 100    |

## 2 119 番通報受信体制の充実

### (1) 総合消防情報システム

119 番通報の受信から消防隊の出動までを円滑、迅速に行うことができる「高機能消防指令管制システム」、消防が管理する情報を災害現場活動に活かすための「消防情報支援システム」の 2 つのシステムを一体化した「総合消防情報システム」を運用し、各種災害に対応している。

### (2) 聴覚障害者等への対応

聴覚や言語機能に障害があり、口頭による 119 番通報が困難な方からの F A X や電子メールによる通報を受信できる機能に加え、G P S を搭載したスマートフォン等から通報を行う「N E T 119 緊急通報システム」を導入し、音声によらずに 119 番通報できる体制を構築している。

### (3) 外国人への対応

日本語を話すことができない外国人からの 119 番通報に対し、通訳業者を介しながら、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語及びベトナム語の 7 か国語による通報を受信できる体制を整備している。

## 3 救急要請時における救命率向上のため取り組み

救急要請受信時に、その場に居合わせた人による効果的な応急手当を誘導し、救命率向上につなげるため、高度な救急知識を有する救急救命士を指令課に配置するとともに、定期的に指令課員へ応急手当等に関する研修会を実施し、口頭サポートのスキルアップに努めている。